

資料編

資料1 模倣対策費用目安（料金表）

費用は代理事務所や調査会社によってかなりの開きがありますが、平均的な例を参考までに以下に掲載します。

1. 権利取得の手続きに必要な費用

(1) 専利（発明特許、実用新案、意匠）関係

標準料金表			
標準 番号	項目	官庁手数料 (CNY)	代行手数料 (CNY)
I 発明特許			
101	発明特許出願の提出（印刷料を含む）	950	4,500
102	PCT 出願の国内段階への移行料金（印刷料を含む）	950	5,000
103	分割出願の提出（公開料を含む）	950	4,500
104	明細書加算料		
	a) 30 頁以降 1 頁毎に加算される金額	50	－
	b) 明細書 300 頁以降 1 頁毎に加算される金額	100	－
105	請求項加算料		
	請求項 10 項目以降 1 項毎に加算される金額	150	50
106	早期公開の請求	－	630
107	実体審査の請求	2500	1,300
108	拒絶査定不服審判の請求	1,000	4,500
109	発明特許証書の交付（印刷料、印紙税を含む）	255	700
110	無効審判請求の提出	3,000	5,800

111	微生物の寄託（30 年間、菌株毎に）		
	a) 微生物	500\$	都度見積りによる
	b) 細胞系、動物及び植物ウイルス	700\$	都度見積りによる
112	微生物生存レポートの請求料（菌株毎に）		
	a) 微生物	50\$	都度見積りによる
	b) 細胞系、動物及び植物ウイルス	70\$	都度見積りによる
113	微生物サンプルの提供（菌株毎に）		
	a) 微生物	30\$	都度見積りによる
	b) 細胞系	50\$	都度見積りによる
114	検疫料	50\$	都度見積りによる
116	年金の納付（年毎に）		
	1 年目－3 年目	900	450
	4 年目－6 年目	1, 200	540
	7 年目－9 年目	2, 000	630
	10 年目－12 年目	4, 000	720
	13 年目－15 年目	6, 000	810
	16 年目－20 年目	8, 000	900
117	年金の延納金（納付期限から 6 ヶ月以内）	月毎に増、 25%max	450
118	PCT 出願の猶予期間の請求	1, 000	2, 200

119	単一性の回復	900	2, 000
Ⅱ 実用新案			
201	実用新案出願の提出	500	3, 600
202	分割出願の提出	500	3, 600
203	PCT 出願の国内段階への移行料金	500	4, 000
204	明細書加算料		
	a) 30 頁以降 1 頁毎に加算される金額	50	－
	b) 明細書 300 頁以降 1 頁毎に加算される金額	100	－
205	請求項加算料		
	請求項 10 項目以降 1 項毎に加算される金額	150	50
206	拒絶査定不服審判の請求	300	4, 000
207	実用新案登録証の交付（印刷料、印紙税を含む）	205	700
208	無効審判請求の提出	1, 500	4, 500
209	年金の納付（年毎に）		
	1 年目－3 年目	600	450
	4 年目－5 年目	900	540
	6 年目－8 年目	1, 200	630
	9 年目－10 年目	2, 000	720
210	年金の延納金（納付期限から 6 ヶ月以内）	月毎に増、 25%max	450
211	PCT 実用新案登録出願の猶予期間の請求	1, 000	2, 200
212	PCT 出願の単一性の回復	900	2, 000

213	実用新案の調査	2,400	900
Ⅲ 意匠登録			
301	意匠登録出願の提出	500	2,800
302	分割出願の提出	500	2,800
303	拒絶査定不服審判請求の提出	300	3,600
304	意匠証書の交付（印刷料、印紙税を含む）	205	700
305	無効審判請求の提出	1,500	4,500
306	年金の納付（年毎に）		
	1年目－3年目	600	450
	4年目－5年目	900	540
	6年目－8年目	1,200	630
	9年目－10年目	2,000	720
307	年金の延納金（納付期限から6ヶ月以内）	月毎に増、 25% _{max}	450
Ⅳ その他			
401	出願時に提出されなかった書類の提出	－	540
402	公文書の受領と転送	－	450
403	代理機構の書誌事項の変更	50	700
404	発明者、出願人及び専利権者の書誌事項の変更	200	700
405	優先権主張		
	a) 1つの先出願を基礎に優先権を主張する場合	80	540
	b) 2つ以上の先出願を基礎に優先権を主張する場合	80	360

	合（先出願 1 件毎に）		
406	新規性喪失の例外規定適用の請求	－	900
407	面接手数料	－	2,700min
408	中国専利出願の認証謄本の提供	20	900
409	対応期間の延長（補正又は拒絶理由通知）		
	a) 1 回目の延長（1 ヶ月毎に）	300	700
	b) 2 回目の延長（1 ヶ月毎に）	2,000	700
410	実施許諾契約の届出	－	1,300
411	専利権譲渡契約の登録	200	1,200
412	専利出願権譲渡契約の登録	200	1,200
413	翻訳料（原文 100 字につき）		
	a) 英語から中国語へ	－	140
	b) 日本語から中国語へ	－	100
	c) ドイツ語、ロシア語、フランス語から中国語へ	－	200
	d) 中国語から英語へ	－	200
	e) 中国語から日本語へ	－	200
	f) 中国語からドイツ語、ロシア語、フランス語へ	－	220
414	タイプ代		
	a) 英語（1 頁につき）	－	70
	b) 中国語（1 頁につき）	－	100
415	コピー代（1 枚につき）	－	6

416	図面代（1枚につき）		
	a) 下絵に基づき作成	－	450min
	b) 図面の訂正	－	120min
	c) 図面の準備	－	50
417	写真の作成（一枚につき）	－	450min
418	権利回復手数料	1000	2200
419	OA 意見書・補正書の準備	－	1,600/hr
420	審判答弁書の作成		1,600/hr
421	出願の取り下げ	－	550

(2) 商標関係

標準料金表			
標準 番号	項目	官庁手数料 料 (CNY)	代行手数料 料 (CNY)
I. 登録出願			
101	出願		
101-1	1 区分の出願(10 品目の商品/役務を超えない場合)	1,000	2,000
101-2	追加の区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	1,000	1,700
101-3	1 商品、役務毎に加算する金額（10 品目の商品/役務を超える場合）	100	15
102	団体商標出願	3,000	3,500min
103	証明商標出願	3,000	3,500min
104	優先権の主張	－	350

105	優先権書類提出期限の延長申請	－	350
106	補正通知の報告及び応答	－	800min
107	商標登録証の送付	－	350
108	商標登録証の再発行申請	1, 000	800
109	優先権証明書類の発行申請	100	600
110	商標登録証明の発行申請	100	600
111	商標出願の取下げ申請	－	350
112	商標登録の取消申請	－	600
113	外国語商標の中国語訳名の提案	－	800-1, 600
Ⅱ．審判／異議			
拒絶／拒絶不服審判請求			
201	全部又は部分的拒絶通知書の報告	－	800min
202	拒絶査定不服審判請求	1, 500	3, 200min
203	証拠/理由の補充	－	1, 600min
204	審決の報告	－	800min
異議申立／異議審判請求			
205	異議申立	1, 000	3, 200min
206	異議裁定の報告	－	800min
207	異議裁定不服審判請求	1, 500	3, 200min
208	証拠調べ通知書の報告	－	1, 600min
209	証拠調べ見解の提出	－	1, 600min

210	証拠/理由の補充	－	1,600min
211	審決の報告	－	800min
212	他人による異議申立/異議審判請求の答弁通知書の報告	－	1,600min
213	他人による異議申立/異議審判請求への答弁	－	3,200min
無効審判請求			
214	無効審判請求	1,500	3,200min
215	証拠調べ通知書の報告	－	1,600min
216	証拠調べ見解の提出	－	1,600min
217	証拠/理由の補充	－	1,600min
218	審決の報告	－	800min
219	他人による無効審判請求の答弁通知書の報告	－	1,600min
220	他人による無効審判請求への答弁	－	3,200min
三年不使用取消審判請求			
221	不使用取消審判請求	1,000	900
222	不使用取消裁定の報告	－	800min
223	不使用取消裁定不服審判請求	1,500	3,200min
224	証拠調べ通知書の報告	－	1,600min
225	証拠調べ見解の提出	－	1,600min
226	証拠/理由の補充	－	1,600min
227	審決の報告	－	800min
228	他人による不使用取消審判で使用証拠提出通知の報告	－	800min

229	他人による不使用取消審判で使用証拠の準備及び提出	－	3,200min
230	他人による不使用取消裁定不服審判請求の答弁 通知書の報告		800min
231	他人による不使用取消裁定不服審判請求の答弁	－	3,200min
Ⅲ. 更新			
301	更新申請	2,000	950
302	更新申請の延長請求	500	350
Ⅳ. 変更／更正			
401	出願人/商標権者名義変更申請	500	900
402	出願人/商標権者住所変更申請	500	900
403	出願人/商標権者名義/住所同時変更申請	500	1,000
404	代理人変更申請	500	900
405	指定商品の削除申請	500	900
406	その他の出願/登録事項の変更申請	500	900
407	申請/登録事項の更正申請	500	900
Ⅴ. 使用許諾契約の届出			
501	商標使用許諾契約の届出	300	800
502	商標許諾契約届出の変更/事前終止	－	1,000
Ⅵ. 譲渡			
601	譲渡申請	1,000	1,000
Ⅶ. 調査とウォッチング			
701	英語/漢字/数字商標の調査（一商標一区分）	－	400

702	図形商標の調査（一商標一区分）	—	1, 600/hr
703	詳細な調査報告書の作成（一商標一区分）	—	350-1, 350
704	商標のウォッチング（一区分/年）	—	1, 350
705	名義人調査	—	400min

2. 訴訟に必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
行政訴訟	証拠収集が含まれない	100	40, 000～140, 000
民事侵害訴訟	証拠収集が含まれない	損害賠償金額に基づく	100, 000～250, 000
再審	再審の申請段階	—	80, 000～120, 000 （公聴有） 35, 000～60, 000 （公聴無）
	再審段階	—	65, 000～100, 000

3. 訴訟以外の模倣品対策に必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
行政摘発 （発明特許）	証拠収集が含まれない （口頭審理有）	金額に基づく	45, 000 ～60, 000
	証拠収集が含まれない （口頭審理無）	金額に基づく	25, 000～40, 000
行政摘発 （発明特許以外）	証拠収集が含まれない	—	25, 000～45, 000

直接交渉	証拠収集が含まれない	——	25,000～40,000
警告状	発送後の相手との交渉、連絡が含まれない	——	8,000

4. 知財に関連手続きに必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
企業登録	企業登録手続きの代行	約 6,000	25,000/件（国内） 60,000/件（外資）
ソフトウェア登録	ソフトウェア登記	300	5,000/件
著作物登記	著作物登記	300～2,000	3,000～5,000/件
税関登録	税関登録	800	3,000～5,000/件
ドメイン登録	CN の英語ドメイン名 .cn/.com.cn/.net.cn/.org.cn/.gov.cn/.bj.cn	100/年 160/2 年	1,600～3,200/件
	国際ドメイン名 .com/.net/.org	130/年 230/年	
	CNNIC 中国語の通用ドメイン名. 中国/. 公司/. 网络	280/年 560/2 年	
	国際中国語ドメイン名 中国語.com/中国語.net	208/年 520/2 年	
	通用ウェブサイト（インターネットキーワード）	500/年 1,000/2 年	
	無線ウェブサイト	1,000/年 2,000/2 年	
ドメイン異議申立	.cn/.com.cn/.net.cn/.org.cn/.gov.cn/.bj.cn/	8,000/1 個 12,000/2～5 個	12,000～20,000/件
	.com/.net/.org	USD1,000/1～2 個 USD1,200/3～5 個 USD1,600/6～9 個	

5. そのほか

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
調査	現地調査	——	16,000～24,000/社
	工商登記ファイルの取寄せ	約 500～1,000	6,000/社
	工商登記資料の取寄せ	約 10～150	1,000/社
	インターネットでの調査	——	1,000～1,500/社
	電話調査	——	1,500～2,000/社
証拠収集と公証	原本とコピー件が一致である公証	500～1,000/件	2,400～4,000/件
	図書館から資料の取寄せ	130～（ページ数に基づく）	800/回
	図書館から資料の調査・取寄せ	130～（ページ数に基づく）	4,000～6,000 （普通） 12,000～15,000 （複雑、資料が膨大である場合）
	インターネット資料に関する公証	1,000/件	3,600～8,000/件
	公証付き購入	2,000～8,000/件	8,000～12,000 （店舗購入） 16,000～24,000 （工場購入） 12,000～18,000 （インターネット購入）
	ほかの現場公証	2,000～8,000/件	12,000～18,000/日

資料2 中国知財関連法一覧

法令	制定機関	制定・執行年
〔専利権（発明・実用新案・意匠）関連〕		
専利法	全国人民代表大会	1984年制定・2008年第三回改正
専利代理条例	国務院	1991 年制定
専利侵害訴訟で当事者の全てが専利権を享有する場合の取扱問題に関する回答	最高人民法院	1993 年制定
専利法実施細則	国務院	2001 年制定・2010年改正
訴訟前の専利権侵害行為差止の法律適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2001 年制定
専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2001 年制定
「専利権侵害判定の若干問題の意見」を執行することに関する通知	北京高級人民法院	2001 年制定
国家知識産権局行政復議規定	国家知識産権局	2002 年制定
専利実施強制許諾弁法	国家知識産権局	2003 年制定・2012年改正
専利代理管理弁法	国家知識産権局	2003 年施行・2011年改正
専利権紛争案件の審理の若干問題に関する規定（会議討論稿）	最高人民法院	2003 年制定
国防専利条例	国務院	2004 年制定
専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2009 年制定

専利審査指南	国家知識産権局	2010 年制定
専利行政執法弁法	国家知識産権局	2010 年制定
専利権質権設定登録弁法	国家知識産権局	2010 年制定
専利実施許諾契約届出管理弁法	国家知識産権局	2011 年制定
専利行政法執行業務の強化に関する決定	国家知識産権局	2011 年制定
発明専利出願優先審査管理弁法	国家知識産権局	2012 年制定
専利の強制実施許諾弁法	国家知識産権局	2012 年制定
専利標識の表示弁法	国家知識産権局	2012 年制定
〔植物新品種権関連〕		
植物新品種保護条例	国務院	1997 年制定
植物新品種保護条例実施細則（農業部分）	農業部	1999 年制定・2007 年改正
植物新品種保護条例実施細則（林業部分）	国家林業局	1999 年制定
植物新品種紛争案件の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定
植物新品種紛争案件の審判作業の展開の通知	最高人民法院	2001 年制定
農業植物新品種権侵害案件処理規定	農業部	2002 年制定
植物新品種権侵害の紛争案件の法律の具体的適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2007 年制定
〔商標権関連〕		
商標法	全国人民代表大会	1982 年制定 2001 年改正
商標評審規則	国家工商行政管理総局	1995 年制定 2005 年改正
特殊標識管理条例	国務院	1996 年制定
商標代理管理弁法	国家工商行政管理総局	1999 年制定・2010

		年改正
登録商標権の財産保全に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定
登録商標専用権侵害行為及び証拠保全の提訴前停止の法律適用問題に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定
商標法実施条例	国務院	2002 年制定
商標民事紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2002 年制定
商標案件の審理の管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈	最高人民法院	2002 年制定
オリンピック標識保護条例	国務院	2002 年制定
団体商標、証明商標の登録及び管理弁法	国家工商行政管理総局	2003 年制定
マドリッド商標国際登録実施弁法	国家工商行政管理総局	2003 年制定
馳名商標の認定と保護規定	国家工商行政管理総局	2003 年制定
商標専用権侵害の違法犯罪取締作業の関係協力の強化に関する暫定規定	国家工商行政管理総局、公安部	2006 年制定
登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定	最高人民法院	2008 年制定
馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件の応用法律若干問題の解釈	最高人民法院	2009 年制定
馳名商標認定事業細則	国家工商行政管理総局	2009年制定
登録商標専用権質権登記手続規定	国家工商行政管理総局	2009 年制定
馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2009 年制定
商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する	最高人民法院	2010 年制定

る最高人民法院の意見		
〔著作権関連〕		
著作権法	全国人民代表大会	1990 年制定・2010 年改正
国際著作権条約の実施に関する規定	国務院	1992 年制定
作品自発登記試行弁法	国家版權局	1994 年制定
出版管理行政処罰実施弁法	ニュース出版総署	1997 年制定
文字作品出版報酬規定	国家版權局	1999 年制定
コンピューターネットワーク著作権紛争案件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2000 年制定・2006 年改正
コンピューターソフトウェア保護条例	国務院	2001 年制定
出版管理条例	国務院	2001 年制定・2011 年改正
映画管理条例	国務院	2001 年制定
音楽映像製品管理条例	国務院	2001 年制定
著作権法実施条例	国務院	2002 年制定・2011 年改正
インターネット情報サービス管理弁法	国務院	2002 年制定
インターネット出版暫定規定	ニュース出版総署、情報産業部	2002 年制定
著作権民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する最高裁判所の解釈	最高人民法院	2002 年制定
コンピューターソフトウェア著作権登録弁法	国家版權局	2002 年制定
著作権集団管理条例	国務院	2004 年制定
インターネット著作権行政保護弁法	国家版權局、情報産業部	2005 年制定
著作権行政管理部門侵害の賠償責任の確定に関する指導意見の通知	北京市高級人民法院	2005 年制定

情報ネットワーク伝達権保護条例	国務院	2006 年制定
著作権行政処罰実施弁法	国家版權局	2009 年制定
著作権質権登記弁法	国家版權局	2010 年制定
〔集積回路配置設計権関連〕		
集積回路配置設計保護条例	国務院	2001 年施行
集積回路配置設計保護条例実施細則	国家知識産権局	2001 年制定
集積回路配置設計行政執行法弁法	国家知識産権局	2001 年制定
集積回路配置設計案件の審理作業の展開に関する通知	最高人民法院	2001 年制定
〔不正競争関連〕		
不正競争防止法（反不正当竞争法）	全国人民代表大会	1993 年制定
消費者權益保護法	全国人民代表大会	1993 年制定
製品品質法	全国人民代表大会	1993 年制定・2000 年改正
広告法	全国人民代表大会	1994 年制定
商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定	国家工商行政管理総局	1995 年制定・1998 年改正
知名商品特有の名称、包装、装飾の模倣の不正競争行為の禁止に関する若干規定	国家工商行政管理総局	1995 年制定
不正競争民事紛争防止事件の審理の若干問題に関する解答（試行）	北京市高級人民法院	1998 年制定
原産地表記管理規程	国家輸出入検索検疫局	2001 年制定
輸出入貨物原産地条例	国務院	2004 年制定
地理標識製品保護規定	国家品質技術監督局	2005 年制定
不正競争民事案件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2007 年施行
中華人民共和国独占禁止法	全国人民代表大会	2007 年制定

「傍名牌」の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達	工商行政管理機関	2007 年制定
インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法	工商行政管理機関	2010 年制定
独占協議行為の禁止についての規定	工商行政管理機関	2011 年制定
市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定	工商行政管理機関	2011 年制定
【ドメインネーム関連】		
コンピュータネットワークドメインネーム民事紛争案件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2001 年制定
インターネットドメインネーム管理弁法	情報産業部	2004 年制定
中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法	中国インターネット情報センター	2006 年制定
【科学技術契約関連】		
科学技術進歩法	全国人民代表大会	1993 年制定・2007 年改正
契約法	全国人民代表大会	1999 年制定
高等学校知的財産権保護管理規定	教育部	1999 年制定
国家科学技術奨励条例	国務院	1999 年制定・2003 年改正
技術契約認定登録管理弁法	科学技術部・財政部・国家税務総局	2000 年制定
衛生知的財産権保護管理規定	衛生部	2000 年制定
全国法院知的財産権審判作業会議の技術契約紛争案件の審理の若干問題に関する要約	最高人民法院	2001 年制定
技術契約認定規則	科学技術部	2001 年制定
国家科学研究計画プロジェクト研究成果の知的財産権管理の若干問題の規定	科学技術部・財政部	2002 年制定

に関する通知		
科学技術普及法	全国人民代表大会	2002 年制定
中小企業促進法	全国人民代表大会	2002 年制定
技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈	最高人民法院	2004 年制定
〔技術輸出入関連〕		
対外貿易法	全国人民代表大会	1994 年制定・2004 年改正
技術輸出入管理条例	国務院	2001 年制定
輸出入貨物原産地条例	国務院	2004 年制定
輸出入商品検査法实施条例	国務院	2005 年制定
技術輸出入契約登録管理弁法	対外経済貿易合作部	2009 年制定
輸出禁止輸出制限技術管理弁法	対外経済貿易合作部・科学技術部	2009 年制定
〔企業名称関連〕		
企業名称登記管理規定	国家工商行政管理総局	1991 年制定
会社登記管理条例	国務院	1994 年制定・2005 年改正
企業名称登記管理実施弁法	国家工商行政管理総局	1999 年制定・2005 年改正
企業登記手続き規定	国家工商行政管理総局	2004 年制定
商標と企業名称における若干の問題解決に関する意見	国家工商行政管理総局	1999 年制定
〔税関保護〕		
中国対外貿易法	全国人民代表大会	1994 年制定・2004 年改正
知的財産権税関保護条例	国務院	2003 年制定・2010 年改正
税関行政処罰实施条例	国務院	2004 年制定
知的財産権の法律執行の協力の強化に関する暫定規定	公安部・税関総署	2006 年制定

権利侵害貨物の法による没収・競売に関する公告についての解説	税関総署	2007 年制定
中華人民共和国税関行政再審弁法	税関総署	2007 年制定
税関行政処罰案件処理手順規定	税関総署	2007 年制定
税関企業分類管理弁法	税関総署	2008 年制定
税関輸出入貨物集中申告管理規定	税関総署	2008 年制定
知的財産権税関保護条例に関する実施弁法	税関総署	2009 年制定
〔行政法〕		
行政処罰法	全国人民代表大会	1996 年制定
行政法執行機関の犯罪建議案件移送の規定	国務院	2001 年制定
〔知的財産権一般〕		
国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見	最高人民法院	2009 年制定
専利、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政案件の審理業務分担に関する規定	最高人民法院	2009 年制定
末端人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の発行に関する通知	最高人民法院	2010 年制定
地方各級人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知	最高人民法院	2010 年制定
「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見」配布の通達	最高人民法院	2011 年制定
〔一般民商法〕		
相続法	全国人民代表大会	1985 年制定

民法通則	全国人民代表大会	1986 年制定
民法通則の執行貫徹の関する若干問題に関する意見（試行）	最高人民法院	1988 年制定
担保法	全国人民代表大会	1995 年制定
契約法	全国人民代表大会	1999 年制定
契約法の適用の若干問題に関する解釈（一）	最高人民法院	1999 年制定
担保法の適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2000 年制定
物権法	全国人民代表大会	2007 年制定
権利侵害責任法	全国人民代表大会	2010 年制定
〔訴訟法〕		
刑事訴訟法	全国人民代表大会	1979 年制定・1996 年改正
行政訴訟法	全国人民代表大会	1989 年制定
民事訴訟法	全国人民代表大会	1991 年制定・2007 年改正
仲裁法	全国人民代表大会	1994 年制定
行政復議法	全国人民代表大会	1999 年制定
仲裁法の適用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2006 年制定
〔刑事法〕		
刑法	全国人民代表大会	1979 年制定・1997 年改正
違法出版物刑事案件審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	1998 年制定
知的財産権刑事案件の法律の具体的適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院・最高人民検察院	2004 年制定
知的財産権侵害の刑事案件の法律適用の具体的適用の若干問題に関する解釈（2）	最高人民法院・最高人民検察院	2007 年制定

公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定	最高人民検察院・公安部	2008 年制定
模倣薬品及び不良薬品の生産、販売に関わる刑事案件における法律の具体的な適用についての若干問題の解釈	最高人民法院・最高人民検察院	2009 年制定
公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定 (2)	最高人民検察院・公安部	2010 年制定
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見	最高人民法院・最高人民検察院・公安部・司法部	2011 年制定
【その他】		
労働契約法	全国人民代表大会	2007 年制定
労働紛争調解仲裁法	全国人民代表大会	2007 年制定
独占法	全国人民代表大会	2007 年制定

資料3 主要法令集

★ リスト

1. 主要法律

- ① 中華人民共和国専利法
- ② 中華人民共和国商標法
- ③ 中華人民共和国著作権法

2. 最新司法解释

- ① 最高人民法院による知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見
- ② 最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部による知的財産権侵害刑事事件の処理における 法律適用の若干問題に関する意見
- ③ 最高人民検察院、公安部による刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）
- ④ 最高人民検察院、公安部による 公安機関の管轄する刑事案件の 立件訴追基準に関する規定（抜粋）
- ⑤ 最高人民法院による商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟の若干問題に関する意見

3. 最新行政法

- ① 専利行政法執行弁法
- ② 知的財産権海関保護条例

4. 最新部門規定

- ① 国家知識産権局行政復議規程
- ② 発明特許出願優先審査管理方法
- ③ 専利の強制実施許諾弁法
- ④ 専利標識表記弁法
- ⑤ 専利実施許諾契約届出弁法
- ⑥ 著作権質権登録方法

1. 主要法律

中華人民共和國專利法

(1984 年3 月12 日第6 期全國人民代表大會常務委員會第4 次會議で採択、1992 年9 月4 日第7 期全國人民代表大會常務委員會第27 次會議「「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定」に基づき第1 回改正、2000 年8 月25 日第9 期全國人民代表大會常務委員會第17 次會議「「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定」に基づき第2 回改正、2008 年12 月27 日第11 期全國人民代表大會常務委員會第6 次會議「「中華人民共和國專利法」の改正に関する決定」に基づき第3 回改正) 2009 年10 月1 日施行

第一章 総則

第一条 専利権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。

第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

第三条 国務院専利行政部門が全国の専利事務を管理し、専利出願を統一的に受理及び審査し、法により専利権を付与する。

省・自治区・直轄市人民政府の専利事務管理部門が当該行政区域内における専利管理事務を行う。

第四条 専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。

第五条 法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、または利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。

第六条 当該部門の職務を遂行して、又は主に当該部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利出願の権利は当該部門に帰

属し、出願が認可された場合は当該部門を専利権者とする。

非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。

その部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、部門と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。

第七条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願に対しては、いかなる部門又は個人もこれを抑圧してはならない。

第八条 二つ以上の部門又は個人が協力して完成した発明創造、一つの部門又は個人がその他の部門や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成した部門又は個人、あるいは共同で完成した部門又は個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した部門又は個人を専利権者とする。

第九条 同様の発明創造に対しては1 件の専利権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案を出願し、同時に発明特許を出願した場合、先に取得した実用新案権が終了する以前において、出願者が当該実用新案権の放棄を宣言したものは発明特許権を付与することができる。

二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与する。

第十条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。

中国の部門又は個人が外国人、外国企業、あるいはその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。

専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から有効となる。

第十一条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その専利製品について製造、使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならず、その専利方法を使用することできず、当該専利方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。

意匠権が付与された後、いかなる部門又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠製品を製造、販売の申し出、販売、輸入してはならない。

第十二条　いかなる部門又は個人も、他人の専利を実施する場合は専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる部門又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権利を持たない。

第十三条　発明特許出願の公開後、出願者はその発明を実施する部門又は個人に適当な額の費用を支払うよう要求することができる。

第十四条　国有企業事業者の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。

第十五条　専利出願権又は専利権の共有者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施するか、あるいは一般許諾方式によって他者に当該専利の実施を許諾することができる。他者に当該専利の実施を許諾する場合、徴収する使用料は共有者同士で分配する。

前款が規定する状況を除き、共有する専利出願権又は専利権については共有者全体の同意を得なければならない。

第十六条　専利権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造が許諾され、実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。

第十七条　発明者又は考案者は専利文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。

専利権者はその専利製品又は当該製品の包装上に、専利表示を行う権利を有する。

第十八条　中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、あるいは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。

第十九条　中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組

織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の部門又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託し処理することができる。

専利代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。専利代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。

第二十条 　いかなる部門又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。

中国の部門又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて専利の国際出願を行うことができる。出願者が専利の国際出願を行う場合、前款の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。

本条第一款の規定に違反して外国で専利を出願した発明又は実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。

第二十一条 　国務院専利行政部門及びその専利再審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は完全かつ正確に、適時に専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

第二章 専利権付与の条件

第二十二条 　専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。

新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと、いかなる部門又は個

人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国务院專利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された專利出願文書又は公告の專利文書において記載されていないことを指す。

創造性とは、既存の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

第二十三条 專利權を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国务院專利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された專利文書において記載されていないこととする。專利權を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。

專利權を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的權利と抵触してはならない。

本法でいう既存設計とは、出願日以前に国内外において公然知られた設計を指す。

第二十四条 專利を出願する発明創造について、出願日前6 カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。
- (二) 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。
- (三) 他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

第二十五条 以下に掲げる各号には專利權を付与しない。

- (一) 科学上の発見。
- (二) 知的活動の規則及び方法。
- (三) 疾病の診断及び治療方法。
- (四) 動物と植物の品種。
- (五) 原子核変換方法を用いて取得した物質。
- (六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計。

前款第（四）号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。

第三章 専利の出願

第二十六条 発明又は実用新案の専利の出願には、願書、説明書及びその概要、権利要求書等の文書を提出する。

願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。

説明書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。概要は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。

権利要求書は説明書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を説明する。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。

第二十七条 意匠の出願には、専利出願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。

出願者が提出する図面又は写真は、専利保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。

第二十八条 国務院専利行政部門が、専利出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。

第二十九条 出願者が発明又は実用新案の専利を外国で初めて出願した日から12 カ月以内に、あるいは意匠を外国で初めて出願した日から6 カ月以内に、中国で再び同様の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。

出願者が発明又は実用新案を中国で初めて専利出願した日から12 カ月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。

第三十条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、かつ3 カ月以

内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面で声明を出さない、又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。

第三十一条 一件の発明又は実用新案の専利出願は、一つの発明又は実用新案に限られる。

一つの全体的な発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠出願は、一つの意匠に限られる。同一製品における二つ以上の類似意匠、あるいは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

第三十二条 出願者は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時撤回することができる。

第三十三条 出願者は、その専利出願書類に対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利申請書類に対する修正は、元の説明書及び権利要求書に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する専利出願書類の修正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない。

第四章 専利出願の審査と認可

第三十四条 国務院専利行政部門は発明特許の出願を受領後、予備審査により本法の要求に合致していると認めた場合、出願日から満18 カ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

第三十五条 発明特許出願の出願日から三年間、国務院専利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。

国務院専利行政部門は必要と認める場合、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行うことができる。

第三十六条 発明特許の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。

発明特許について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の

期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。

第三十七条 国務院専利行政部門は発明特許出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、あるいはその出願を修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、当該出願は撤回されたものと見なされる。

第三十八条 発明特許の出願について、出願者が意見陳述又は補正を行った後、国務院専利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合はこれを却下する。

第三十九条 発明特許の出願に対して実体審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合は国務院専利行政部門が発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を交付する。

同時に登記して公告し、発明特許権は公告日から有効となる。

第四十条 実用新案及び意匠の専利出願に対して予備審査を行い、これを却下する理由が存在しない場合、国務院専利行政部門が実用新案権又は意匠権を付与する決定を下し、相応する専利証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案権及び意匠権は公告日から有効となる。

第四十一条 国務院専利行政部門は専利再審査委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に、専利再審査委員会に再審査を請求することができる。専利再審査委員会は再審査後に決定を下し、かつ専利出願者に通知する。

専利出願者は専利再審査委員会の再審査決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第五章 専利権の存続期間、消滅、無効

第四十二条 発明特許権の期限は20 年とし、実用新案権と意匠権の期限は10 年とする。ともに出願日から起算する。

第四十三条 専利権者は専利権を付与された年から年費を納付する。

第四十四条 以下の状況のいずれかに該当する場合、専利権は期限満了前に消滅するものとする。

(一) 規定に基づき年費を納付していない場合。

(二) 専利権者が書面での声明をもって、その専利権を放棄した場合。

専利権が期限満了以前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

第四十五条 国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる部門又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は専利再審委員会に当該専利権の無効を宣告するよう請求することができる。

第四十六条 専利再審委員会は専利権無効の宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知する。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

専利再審委員会の専利権無効宣告又は専利権維持の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。

第四十七条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものと見なされる。

専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、専利権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前款の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。

第六章 専利実施の強制許諾

第四十八条 以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した部門又は個人の請求により、発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

(一) 専利権者が専利権を付与された日より満三年が経過し、かつ専利出願日より満四年が経過しても、その専利を正当な理由なく実施しない、あるいは十分に実施しない場合。

(二) 専利権者による専利権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。

第四十九条 国に緊急事態又は非常事態が発生するか、あるいは公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明特許又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

第五十条 公共の健康を目的として専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国または地域に輸出することを強制許諾することができる。

第五十一条 専利権を取得した発明又は実用新案が、以前に専利権を取得済みの発明、あるいは実用新案と比べて経済的意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の専利権者の申請に基づき、前の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

前款の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は前の専利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。

第五十二条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第四十八条第（二）項が規定する状況に限る。

第五十三条 本法第四十八条第（二）項と第五十条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。

第五十四条 本法第四十八条第（一）項と第五十一条の規定に基づいて強制許諾を申請する部門または個人は、専利権者に対して合理的な条件によってその専利の実施を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明するため、証拠を提出しなければならない。

第五十五条 国務院専利行政部門は、その強制実施許諾の決定について専利権者に適時通知し、かつ登記と公告を行わなければならない。

強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定める。強制許諾の理由が消滅し、かつ再び発生していない場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に基づき、審査を経た後で強制実施許諾を中止することを決定する。

第五十六条 強制実施許諾を取得した部門又は個人は、独占的な実施権を持たず、かつ他者に実施を許諾する権利を有しない。

第五十七条 強制実施許諾を取得した部門又は個人は、専利権者に合理的な使用料を支

払うか、あるいは中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題を処理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国務院專利行政部門が裁定する。

第五十八条 專利權者が国務院專利行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服である場合、及び專利權者と強制実施許諾を取得した部門及び個人が、国務院專利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服である場合、通知を受領した日から3カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第七章 專利權の保護

第五十九条 發明又は実用新案の專利權の保護範囲は、その權利要求の内容を基準とし、説明書及び付屬図面は權利要求の解釈に用いることができる。

意匠權の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる。

第六十条 專利權者の許諾を受けずにその專利を実施する、即ちその專利權を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、專利權者又は利害關係者は人民法院に訴訟を提起することができる。また專利事務管理部門に処理を求めることもできる。專利事務管理部門が処理する状況においては、權利侵害行為が成立すると認められた場合、權利侵害者に權利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。權利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、權利侵害行為も停止しない場合、專利事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う專利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、專利權侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

第六十一条 專利權利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の發明特許に関連する場合、同様の製品を製造する部門又は個人はその製品の製造方法が專利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。

專利權利侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は專利事務管理部門は專利權者又は利害關係者に対し、專利權侵害を巡る紛争を審議し、処理するた

めの証拠として、国務院專利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。

第六十二条 專利侵權紛争において、權利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又は設計が既存技術、あるいは既存設計に属することを証明する証拠を有している場合、專利權侵害を構成しないものとする。

第六十三条 專利を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、專利事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4 倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は20 万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追及する。

第六十四条 專利事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて專利偽称被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して現場検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、專利製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は差し押さえることができる。

專利事務管理部門が法に基づき前項既定の職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、幫助を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。

第六十五条 專利權侵害の賠償金額は、權利者が權利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、權利侵害者が權利侵害によって取得した利益によって確定することができる。權利者の損失又は權利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該專利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。

賠償金額には、權利者が權利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

權利者の損失、權利侵害者の取得した利益、專利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は專利權の種類、權利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上100 万元以下の賠償を認定することができる。

第六十六条 專利權者又は利害關係者が、他者が權利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法

的権益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。

要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。

人民法院は要請を受けてから48 時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48 時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定に対して不服である場合は一度、再審を要請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。

要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15 日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。

要請に誤りがあった場合、要請者は、関連行為の停止によって被要請者が被った損失を賠償しなければならない。

第六十七条 専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、専利権者又は利害関係者は起訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。

人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。

人民法院は要請を受けてから48 時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。

要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15 日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。

第六十八条 専利権侵害の訴訟時効は2 年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算するものとする。

発明特許の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2 年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。

第六十九条 以下の状況のいずれかがある場合は専利権侵害とは見なさない。

(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの部門及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売許諾、販売、輸入を行う場合。

(二) 専利出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、あるいは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。

(三) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。

(四) 専ら科学研究と実験のために特に関連専利を使用する場合。

(五) 行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に専利医薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合。

第七十条 専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、あるいは販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。

第七十一条 本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第七十二条 発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。

第七十三条 専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。

専利事務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。

第七十四条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれた不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づ

き刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。

第八章 附則

第七十五条 国務院専利行政部門に専利を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき料金を納めなければならない。

第七十六条 本法は1985 年4 月1 日より施行する。

中華人民共和國商標法

(1982 年8 月23 日第5 期全国人民代表大会常務委員会第24 回会議で採択 1993 年2 月22 日第7 期全国人民代表大会常務委員会第30 回会議「中華人民共和國商標法」改正に関する決定により第1 回改正 2001 年10 月27 日第9 期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和國商標法」改正に関する決定により第2 回改正)

第一章 総則

第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促がし、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。

第二条 国務院の工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。国務院工商行政管理部門は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係わる事項の処理に責任を負う。

第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標、及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。

この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章のことを言う。

この法律でいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他

の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は国務院工商行政管理部门により規定される。

第四条 自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願しなければならない。

自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。

この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。

第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標権を享有、行使することができる。

第六条 国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。

第七条 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部门は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標章（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。

第九条 登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

商標権者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。

第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似したもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

（二）外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。

（三）各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組

織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。

(四) 管理下での実施が明らかであり、その保証を付与する政府の標章、又は検査印と同一又は類似したもの。但し、その権利の授権を得ている場合にはこの限りではない。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似したもの。

(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。

(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。

(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。

県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。

第十一条 以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(一) その商品に単に一般的に用いられる名称、図形、記号。

(二) 単なる商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。

(三) 顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

第十二条 立体標章をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。

第十三条 同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。

同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。

第十四条 著名商標の認定には、以下の要素を備えなければならない。

(一) 関連公衆の当該商標に対する認知度。

- (二) 当該商標の持続的な使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の著名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標の著名であることのその他の要因。

第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。

第十六条 地理的表示を含めた商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録とその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。

前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来することを示し、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものの表示をいう。

第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は相互に加盟する国際条約、或いは相互主義の原則によって手続きを行うものとする。

第十八条 外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願し又はその他の商標関連事項を申請する場合、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。

第二章 商標登録の出願

第十九条 商標登録を出願するときは、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品類及び商品名を明記しなければならない。

第二十条 商標登録出願人は異なる区分の商品について同一の商標を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。

第二十一条 登録商標を同一区分のその他の商品に使用する必要がある場合には、別に登録出願しなければならない。

第二十二条 登録商標がその標章を変更する必要がある場合には、新規に登録出願をしなければならない。

第二十三条 登録商標が登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある

ある場合には、変更出願をしなければならない。

第二十四条 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6 ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共同で加盟している国際条約、若しくは相互に承認する優先権の原則に従って、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録を出願するときに書面で主張し、かつ3 ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。

第二十五条 その商標が中国政府の主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された場合であって、かつ同商品が出展された日から6 ヶ月以内である場合には、同商標出願人は優先権を享受することができる。

前項規定により、優先権を主張して商標登録を出願するときは、商標登録の願書を提出するときに書面により主張し、かつ3 ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間を満了しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

第二十六条 商標登録出願のために申請する事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。

第三章 商標登録の審査及び認可

第二十七条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たすときは、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。

第二十八条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

第二十九条 2 人又は2 人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩審定をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩審定し公告し、他方の出願は拒絶する。

第三十条 初歩審定された商標について、その公告の日から3 ヶ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。

第三十一条 商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない。

第三十二条 出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受領した日から15 日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

第三十三条 初歩審定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15 日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。

第三十四条 当事者が法律で定める期限内に商標局の裁定に対して再審を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴えを提起しない場合、裁定は効力を発生する。裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定されたときは、登録を認めない。

裁定により異議が成立しないと決定され登録を許可した場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩審定の広告後3 ヶ月が満了した日より起算する。

第三十五条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。

第三十六条 商標登録出願人又は登録人は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項でいう誤記の訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。

第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾

第三十七条 登録商標の有効期間は10 年とし、当該商標の登録日から起算する。

第三十八条 登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6 ヶ月以内に更新登録の出願をしなければならない。この期間に出願できないときは、6 ヶ月の延長期間を与えることができる。延長期間を満了して出願しないときは、その登録商標を取消す。

毎回の更新登録の有効期間は10 年とする。

更新登録は審査により許可された後、公告される。

第三十九条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は使用するその登録商標の商品の品質を保証しなければならない。

登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人はその公告日より商標専用権を享有する。

第四十条 商標登録人は商標使用許諾契約を締結することで他人にその登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

他人の登録商標を使用することを許諾されているときは、その登録商標の商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない。

第五章 登録商標争議の裁定

第四十一条 登録された商標がこの法律第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消す。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消についての裁定を請求することができる。

登録された商標がこの法律第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5 年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。悪意による登録をした

者に対して、著名商標の所有者は、5 年の期間制限を受けない。

前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5 年以内に、商標審査委員会に裁定を請求することができる。

商標審査委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。

第四十二条 異議申立を経て登録許可された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない。

第四十三条 商標審査委員会は、争いがある登録商標の維持又は取消を裁定した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。

当事者は商標審査委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30 日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。

第六章 商標使用の管理

第四十四条 登録商標の使用において、次の各号行為の一があるときは、商標局は期間を定めて是正を命じ又はその登録商標を取消す。

- (一) 登録商標を許可なく変更したとき。
- (二) 登録商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したとき
- (三) 登録商標を許可なしに譲渡したとき。
- (四) 継続して3 年間使用しなかったとき。

第四十五条 登録商標を使用している商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞しているときは、各クラスの工商行政管理部门は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、警告又は罰金を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消すことができる。

第四十六条 登録商標が取消され又は期間満了し更新されていないときは、取消又は消滅の日から1 年以内は、商標局はその商標と同じか又は類似する商標の登録を認めない。

第四十七条 この法律第六条の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部门は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。

第四十八条 登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、

地方の工商行政管理部门はこれを差止め、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。

- (一) 登録商標と偽っているとき。
- (二) この法律第十条の規定に違反しているとき。
- (三) 粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき。

第四十九条 商標局の登録商標取消の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、請求人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。

第五十条 工商行政管理部门がこの法律第四十五条、第四十七条、第四十八条の規定に基づき下した罰金の決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15 日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。期間内に訴えが提起されないか又は決定を履行しないときは、関係する工商行政管理部门は人民法院に強制執行を請求する。

第七章 登録商標専用権の保護

第五十一条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。

第五十二条 下記の各号行為の一つがあるときは、登録商標専用権の侵害とする。

- (一) 商標登録権者の許諾なしに、同一の商品又は類似の商品にその登録商標と同様又は類似する商標を使用しているとき。
- (二) 登録商標専用権を侵害する商品を販売しているとき。
- (三) 無断で他人の登録商標の標章を偽造、無断で製造された登録商標の標章を販売しているとき。
- (四) 商標登録権者の許諾を得ずにその登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させたとき。
- (五) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えているとき。

第五十三条 本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標

登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15 日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。

第五十四条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律より調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関移送し法により処理する。

第五十五条 県クラス以上の工商行政管理部門は違法の疑いのある証拠又は通報により、他人の登録商標専用権侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。
- (二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
- (三) 他人の登録商標専用権の侵害行為に疑いのある場所を現場検証すること。
- (四) 侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえること。

工商行政管理部門は前項に基づき職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒絶、妨害してはならない。

第五十六条 商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含む。

前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50 万元以下の損害賠

償を命ずる。

登録商標専用権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者に説明できる場合には、損害賠償の責を負わない。

第五十七条 商標権者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に関係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。

人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和國民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。

第五十八条 侵害行為を差止めるに際し、証拠が消滅する可能性がある、又は今後の入手が困難である場合、商標権者又は利害関係者は訴えを提起する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受領した後、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。

人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提出しない場合には、その請求を却下する。

請求人が、人民法院が保全措置を採用してから15 日以内に提訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

第五十九条 商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、当該行為が犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。

他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標の標章を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。

第六十条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、私情なく公平に

法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。

第六十一条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家公務員の、法律及び行政法規の執行に対して、また規則の遵守についての状況を監督、点検しなければならない。

第六十二条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を与える。

第八章 附 則

第六十三条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は別に定める。

第六十四条 この法律は、1983 年3 月1 日より施行する。1963 年4 月10 日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定は、この法律と抵触するときは、同時に失効する。

この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。

中華人民共和国著作権法

(1990年9月7日第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議にて採択 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議における「中華人民共和国著作権法」改正に関する決定に基づき第一回改正、2010年2月26日第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議における「中華人民共和国著作権法」改正に関する決定に基づき第二回改正)

第一章 総則

第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき

本法を制定する。

第二条 中国公民、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。

外国人、無国籍人の著作物がその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。

外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。

中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国の加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。

第三条 本法にいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。

(一) 文字による著作物。

(二) 口述による著作物。

(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物。

(四) 美術、建築による著作物。

(五) 撮影による著作物。

(六) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物。

(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物。

(八) コンピュータソフトウェア。

(九) 法律、行政法規に規定されるその他の著作物。

第四条 著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法律に基づき、作品の出版、伝達に対して監督管理を行う。

第五条 本法は次に掲げるものに適用されない。

(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文。

(二) 時事報道。

(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式。

第六条 民間文学芸術の著作物にかかる著作権の保護方法は、国務院が別途規定する。

第七条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権の管理業務を主管する。各省、自治区、管轄市の人民政府における著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権の管理業務を主管する。

第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権管理団体に授權して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権管理団体は授權された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。

著作権管理団体は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその監督管理等については国務院が別途規定する。

第二章 著作権

第1節 著作権者及びその権利

第九条 著作権者には、次に掲げる者が含まれる。

(一) 著作者。

(二) その他、本法により著作権を享有する公民、法人又はその他の組織。

第十条 著作権には、次に掲げる人格権と財産権が含まれる。

(一) 公表権、即ち著作権を公表するか否かを決定する権利。

(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利。

(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授權して著作物を改変させる権利。

(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利。

(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって作品を一部または複数部製作する権利。

(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利。

(七) 貸与権、即ち有償で他人が映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物及びコンピュータソフトウェアを一時的に使用することを許諾する権利、貸出を主目的としないコンピュータソフトウェアを除く。

(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利

九、実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利。

(十) 放映権、即ち放映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利。

(十一) 放送権、即ち無線方式によって著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に作品を伝達・放送する権利

(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利。

(十三) 撮影製作権、即ち映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利。

(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利。

(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利。

(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利。

(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利。

著作権者は、前項第五項乃至同第十七項に規定する権利の行使を他人に許諾することができ、且つ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。

著作権者は、本条第一項第五項乃至第十七項に規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、且つ契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。

第2節 著作権の帰属

第十一条 著作権は著作者に帰属する。但し本法で別段の規定があればこの限りでない。著作物を創作した公民を著作者とする。

法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、且つ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。

反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。

第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作

権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。但し、著作権を行使するにあつては、原著作物の著作権を侵害してはならない。

第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。

分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。

第十四条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は構成されていない作品のデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。

第十五条 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬請求権を享有する。

映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物中の脚本、音楽等の単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を有する。

第十六条 公民が法人或いはその他の組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本法第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。但し、法人或いはその他の組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を有する。著作物が完成してから2年以内は、事業単位の同意を得ずに、著作者は第三者に事業単位が使用させることと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。

次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人或いはその他の組織がこれを享有する。法人或いはその他の組織は著作者に奨励を与えることができる。

(一) 主として法人或いはその他の組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ法人或いはその他の組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物。

(二) 法人又はその他の組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又

は契約で定められた職務著作物。

第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。

第十八条 美術等の著作物の原著作物にかかる所有権の移転は、著作権の移転とはみなされない。但し、美術著作物の原著作物にかかる展示権は、原著作物の所有者が享有する。

第十九条 著作権が公民に帰属する場合、当該公民が死亡した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。

著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享有する。

第3節 権利の保護期間

第二十条 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。

第二十一条 公民の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の50年間とし、著作者の死亡の日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

法人又はその他の組織の著作物及び著作権（氏名表示権を除く）を法人又はその他の組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年間とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、並びに撮影された著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年間とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月

31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

第4節 権利の制限

第二十二条 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合

(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合

(三) 時事ニュースを報道するために、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合

(四) 新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・提起刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体により既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない

(五) 新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない

(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は発行してはならない。

(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合。

(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合。

(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない場合をいう。

(十) 屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合。

(十一) 中国公民、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び発行する場合。

(十二) 既に公表された著作物を点字にして出版する場合。

前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。

第二十三条 (教科書への著作物の利用) 9年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物を編集することができる。但し規定に基づき報酬を支払わなければならない、著作者の氏名・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。

第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約

第二十四条 他人の著作物を使用するときは、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。

使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 使用を許諾する権利の種類。
- (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別。
- (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間。
- (四) 報酬支払基準及び方法。
- (五) 違約責任。
- (六) 当事者双方が約定を要すると認めるその他の内容。

第二十五条 本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。

譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 著作物の名称。
- (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲。
- (三) 譲渡価額。
- (四) 譲渡額の支払日及び方法。
- (五) 違約責任。
- (六) 当事者双方が約定を要すると認めるその他の内容。

第二十六条 著作権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院著作権行政管理部門に抵当登記手続きを行わなければならない。

第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしていない権利については、相手方当事者は著作権者の同意を得ずにこれを行使してはならない。

第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者の約定により定めることができ、又国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者の約定が不明確な場合、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。

第二十九条 出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬請求権を侵害してはならない。

第四章 出版、実演、録音録画、放送

第1節 図書及び新聞・刊行物の出版

第三十条 図書出版者は図書を出版する場合に著作権者と出版契約を締結しなければならない。かつ報酬を支払わなければならない。

第三十一条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物について、契約により享有が約定された専用出版権に基づき本法による保護を受ける。その他の者は、当該著作物を出版してはならない。

第三十二条 著作権者は契約に定める期限に従って著作物を引き渡さねばならない。図書出版者は契約に定める出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。

図書出版者が契約に定める期限内に出版しない場合、本法第五十三条（契約不履行にかかる民事責任）の規定に基づき民事責任を負わねばならない。

図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない、かつ報酬を支払わなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する

第三十三条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から15日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から30日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合は、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、当事者双方に別段の定めがある場合はこの限りでない。

著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。

第三十四条 図書出版者は、著作権者の許諾を受けて、著作物を改変又は要約することができる。

新聞社・定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び要約を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。

第三十五条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することで生じた著作物を出版する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

第三十六条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾し、又は禁止する権利を有する。

前項に定める権利の保護期間は10年間とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して10年を経過した年の12月31日までとする。

第2節 実演

第三十七条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演者（役者、演出事業単位）は著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。演出組織者が演出を組織する場合、当該組織者は著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用して実演を行う場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を

得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

第三十八条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

(一) 実演者の身分を表示する権利。

(二) 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利。

(三) 他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、かつ報酬を取得する権利。

(四) 他人が録音録画することを許諾し、かつ報酬を取得する権利。

(五) その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを他人に許諾し、かつ報酬を取得する権利。

(六) 情報ネットワークを通じて他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ報酬を取得する権利。

許諾を受ける者は、前項第三号乃至第六号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

第三十九条 本法第三十八条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。

本法第三十八条第一項第三号乃至第六号に定める権利の保護期間は50年間とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。

第3節 録音録画

第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

録音録画製作者が、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

録音製作者が、録音製品として合法的な既に収録済みの他人の音楽作品を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。

第四十一条 録音録画製作者が録音録画製品を製作するときは、実演者と契約を締結しなければならない、かつ報酬を支払わなければならない。

第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ報酬請求権を享有する。当該権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

許諾を受ける者は、録音録画製品を複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。

第4節 放送局・テレビ局の放送

第四十三条 放送局・テレビ局は公表がされていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。

放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。

第四十四条 放送局・テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に特段の定めがある場合はこの限りでない。これらの具体的な方法は国務院が規定する。

第四十五条 放送局・テレビ局は、許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。

(一) その放送するラジオ・テレビ番組を中継放送すること。

(二) その放送するラジオ・テレビ番組を音楽、映像の媒体上に録音録画すること、及び当該録音映像媒体を複製すること。

前項に定める権利の保護期間は50年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

第四十六条 テレビ局が他人の映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、録画著作物を放送する場合は、製作者又は録画製作者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。；他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。

第五章 法律責任及び執行措置

第四十七条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合。
- (二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合。
- (三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合。
- (四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合。
- (五) 他人の著作物を盗用した場合。
- (六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用し、又は翻案、翻訳、注釈等の方法により著作物を使用した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わねばならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合。
- (八) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、或いは著作隣接権の許諾を得ずに、その著作物又は録音録画製品を貸与した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。
- (九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合。
- (十) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開中継した場合、或いはその実演を収録した場合。
- (十一) 著作権及び著作隣接権にかかるその他の侵害行為。

第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

- (一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、

情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(三) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行し、或いは情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合、但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

(五) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。但し本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、或いは破壊した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音録画製品等の権利を管理するための電子情報を故意に削除或いは改変した場合、但し法律・行政法規に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。

第四十九条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。

権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

第五十条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益を補填しがたい損害を被るおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。

人民法院が前項の請求を処理するにあたっては、「中華人民共和国民事訴訟法」第93条から第96条及び第99条の規定を適用する。

第五十一条 侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受理した後、必ず48時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。

人民法院が保全措置を採った後15日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。

第五十二条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。

第五十三条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授權されたものであることを証明できない、或いは複製品の発行者又は映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合は、法律責任を負わなければならない。

第五十四条 当事者が契約の義務を履行しない、又は契約義務の履行が約定条件に適合しない場合は、「中華人民共和国民法通則」「中華人民共和国契約法」等の関係法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。

第五十五条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で締結した書面による仲裁合意又は著作権契約中の仲裁条項に基づき仲裁機構に仲裁を申し立てることもできる。当事者が書面による仲裁合意を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、直接人民法院に訴えを提起することができる。

第五十六条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せず、又は履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求すること

ができる。

第六章 附則

第五十七条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。

第五十八条 本法第二条にいう出版とは著作物の複製及び発行を示す。

第五十九条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については国务院により別途規定される。

第六十条 本法に規定される著作権者と出版者、実演者、録音録画製作者、放送局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法規定の保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。

本法施行前に発生した侵害又は契約違反行為は、侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。

第六十一条 本法は、1991年6月1日より施行する。

2. 最新司法解釈

最高人民法院

知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見

2011年12月16日

第17 期6中全会、中央經濟工作會議の精神並びに「十二五」計画綱要での要求事項を踏み込んで徹底し、社会主義文化の大きな発展・繁栄の推進および經濟成長方式の轉換加速、經濟の自主的協調的發展促進において知的財産権裁判の機能を十分に発揮させるために、関係する問題に対して以下のような意見を提示する。

一、思想を解放し、能動司法を目指し、司法による知的財産権を保障する責任感と使命感を確実に強化すること

1、認識を強化し、社会主義文化の大きな発展・繁栄の推進及び經濟の自主的協調的發展の促進への積極性と主動性を確実に強化すること。第17 期6中全会で採択された「中共中央による文化体制改革深化、社会主義文化の大きな発展・繁栄推進の若干の重大問題

に関する決定」は、中国の特色をもつ社会主義文化の発展の道を確定し、社会主義文化強国建設の戦略的目標を確立し、新情勢下で文化の改革発展を推進する上での指導思想や目標・任務、重要方針、重要な取り組みを提示している。これは現時点そして今後の一時期におけるわが国の社会主義文化建設を指導する綱領的な文書である。国民経済と社会発展「十二五」計画綱要に、これからの五年間わが国の各種事業は科学的発展をテーマに掲げ、経済成長方式の転換加速を主軸にすること、並びに経済構造の戦略的調整を主な取り組みの方向として堅持し、科学技術の進歩とイノベーションを重要な支柱とすることが明確に示された。中央経済工作会议では、实体经济の発展という堅牢な基盤をしっかりと捉え、着実かつ勤勉に事業を興し、実業で財産を築くという社会的ムードの醸成に努めること、改革・イノベーションの加速という大きな原動力をしっかりと掴み、タイミングを適切にとらえて重点領域及び肝心な段階でのブレークスルーを実現し、独創的イノベーション能力の向上に力を注ぎ、統合的イノベーション能力及び導入・消化・吸収・再革新能力を常に強化すること、イノベーションによる始動を堅持し、知的財産権保護を強化すること、戦略的新興産業を育成・発展させ、重要な技術上のブレークスルーの推進及びコア競争力の強化に力を注ぐこと、文化産業の成長を加速し、文化事業の勢いある発展を推進することが求められた。文化の発展、科学技術の進歩と知識の刷新は、経済成長方式の転換、経済の自主的協調的発展を推進する根本的な原動力である。知的財産権保護は、文化の発展・繁栄及び経済の自主的協調的発展の促進と密切に関係している。各級法院及び知的財産権の担当裁判官は、情勢を十分に認識し、大局的な意識と責任意識を確実に高め、能動司法を堅持し、的確な結合点と注力点を見つけ出し、司法による知的財産権保護に当たっては、文化の発展及び科学技術進歩の奨励に更に力を注ぎ、文化イノベーションの推進及び新型文化業態の発展に更に力を注ぎ、知的財産権文化の発展と繁栄の推進に更に力を注ぐこと、知的財産権の実体経済に対する促進と牽引リード機能の発揮に更に力を注ぎ、戦略的新興産業の育成・発展及び経済構造の戦略的調整の推進に更に力を注ぎ、わが国の総合国力と国際競争力の向上に更に力を注ぎ、社会主義文化の大きな発展・繁栄と経済の自主的協調的発展の推進に当たっての建設者及び保障者としての役割を十分果たすようにする。

2、意識を新たにし、社会主義文化の大きな発展・繁栄と経済の自主的協調的発展に奉仕する際の的確性と有効性を確実に向上させること。保護強化の意識を強める。保護の強

化は現時点の司法による知的財産権保護における主な矛盾、基本的な位置づけ及び政策の方向であることを十分に認識し、国外・国内二つの大局を統合的に捉え、知的財産権の法律を適切かつ十分に運用し、各種の知的財産権の司法保護を強化し、権利維持のコストを適切に低下させ、制裁力を強める。カテゴリ・区分別の扱い及び適度な寛大さと厳格さという意識を強め、司法による知的財産権保護において各種知的財産権の性質や特徴への適応、及び各種知的財産権の異なる機能及び保護上のニーズへの適合に注意を払い、司法による知的財産権保護でわが国が置かれた国外と国内の発展環境により適応させ、わが国の経済・社会・文化発展の新たな段階的特徴により一層合致させ、わが国の文化の発展及び科学技術革新への新たな要求により合致させる。利益均衡の意識を強め、利益均衡を司法による知的財産権保護の重要な基準点として、知的創造者や商業的使用者及び公衆の利益を全面的に重視し、創造の奨励、産業発展促進と基本的な文化的権益保障との関係をよく調整して、各利益関係者がともに利益を受け、バランスよく発展するようにする。初回裁判の正確性という意識を強め、第一審初回裁判の正確度向上を高度に重視して、当事者が早期に司法の公正さを受けられるようにして、服判・訴訟取り下げ率を高め、上訴率を低下させることによって、社会の調和・安定を促進する。

3、優位性を発揮し、司法による知的財産権保護の主導性をさらに高めること。司法による知的財産権保護の主導的効果の発揮という国家知的財産権戦略の構想・目標を引き続き踏み込んで実施し、この戦略的目標を徹底する決意と自覚を強め、徹底実施時の科学性と的確性を確実に保証すること。中国的特色をもつ社会主義法律体系形成後の新情勢と新要求に適応し、司法による知的財産権保護を更に重視し、知的財産権関連法律の実施徹底を確実に保証し、社会主義の法治理念を発揚する。知的財産権関連法律の適用の安定性と予測可能性を更に重視し、手続の保障及びプロセスの透明性を重視し、先行の典型判例の手本としての役割を重視し、利益の関係者には安定かつ期待できる予想を最大限に提供し、統一されない司法基準に伴う混乱を最大限に回避し、良好な法的環境、投資環境と市場環境を積極的に築く。長期的に効果のある保護体制を更に重視し、一貫した法執行及び持続的で長期的に効果のある保護体制の構築を重視し、一時の個別ケースのために長期にわたる法の執行を変更したり、損なうようなことを避ける。平等な保護を更に重視し、知的財産権関連法律の全体執行を重視し、地方保護を断固として抑制する。裁判の統率及び方向付け機能を更に重視し、裁判における社会主義コアバリュー

体制の発揚を重視し、法的評価と道徳的評価を有機的に結合させるよう注意を払い、社会の主流となる価値観をリードし、公衆道徳の維持を司法的保護の重要な価値として追求し、全社会の知識尊重、イノベーション崇敬、誠実・法令順守という知的財産法治文化を高める。

二、文化に関わる知的財産権事件の裁判を強化し、文化イノベーション創出及び新型文化業態の育成を促進し、社会主義文化の大きな発展・繁栄を積極的に推進すること

4、文化に関わる知的財産権事件の裁判を高度に重視し、法に照らして文化に関わる知的財産権の保護を強化すること。わが国には著作権法、無形文化財法、コンピュータソフトウェア保護条例、情報インターネット伝達権保護条例等の法令や行政法規を骨子とした文化法律体系が整えられており、文化に関わる知的財産権事件の裁判は、すでに知的財産権裁判の重要な一部となっている。中央の公益文化事業の大きな発展、文化産業の発展加速についての政策・措置を真剣に徹底的に実施し、関係する司法解釈と司法政策を制定、整備し、文化に関わる裁判業務を高度に重視し、知的財産権裁判の文化構築に対する規範化・指導・促進・保障の機能を十分に発揮させ、全民族による文化創造の活力の継続的な発揚を奨励し、国民の社会・文化面の生活を豊かにして、基本的な文化的權益を保障し、文化産業の飛躍的な発展を推進し、わが国全体の文化的な実力と国際競争力を向上させる。文化産業に関わる新タイプの知的財産権保護を高度に重視し、文化産業の国民経済の柱となる産業への発展を積極的に推進する。とりわけ出版発行、映画・テレビ制作、広告、演芸、エンターテインメント、デザイン等産業分野での著作権保護を法に基づき強化し、伝統文化産業の発展と拡大を推進する。文化クリエーション、デジタル出版、携帯端末向けマルチメディア、アニメーション・ゲーム、ソフトウェア、データベースなどの戦略的新興文化産業における著作権保護を掘り下げて検討し、大幅に強化し、新型文化業態を育成し、文化産業の発展の新領域を拡大し、国民経済の新たな成長分野を育て、わが国全体の文化的実力と競争力を高める。電信網、テレビ放送網、インターネットの「三網融合」など情報技術の発展に伴う新問題に綿密な注意を払い、著作権益を保護すると同時に、新興産業の発展促進に力を入れ、わが国の情報化レベルの向上を促進する。

5、文化創造者の權益の保護を強め、文化創造の源泉が十分湧き出してくるよう保障すること。作品のオリジナリティとオリジナリティの高さの関係を適切に扱う。作品の著作権

に保護を与える基本的な基準の統一性を維持しながら、各種作品の特徴及び関連する保護適用分野の特殊なニーズを把握するよう注意を払い、オリジナリティの高さと釣り合いが取れた保護の強度とする。著作権法における著作権に関する総括的規定を適切に適用し、創作者の新たな権益を適時に保護する。個人作品、職務作品と法人作品との関係を適切に扱う。作者の権益の保護、創作意欲の奨励を最大限に行いながら、法人やその他組織の合法的な権益を法に照らして保護する。表現・アイデア2分法を適切に運用し、表現とアイデアとの区別の相対性に注意を払い、作品保護対象範囲を合理的に定める。伝達者の権益の保護を高度に重視し、出版者、実演者、レコード・ビデオ制作者、ラジオ放送局、テレビ放送局の合法的な権益を十分に保護し、作品の伝達や利用を促進する。バラエティーショーやスポーツ番組等に係る権益への法的保護を積極的に模索し、関係各者間の合理的な利益均衡を図る。

6、インターネット環境下での著作権保護を強化し、著作権保護と情報インターネット産業発展促進及び情報伝達保障との関係を適切に扱うこと。法律や行政法規及び司法解釈におけるインターネット環境下での著作権保護に関する本質、特に権利者やインターネットサービスプロバイダーと公衆との利益均衡を的確に把握する。インターネット環境下での著作権保護を強化しながら、情報インターネット技術イノベーション及びビジネスモデルの発展促進に注意を払い、公衆の利益を確実に保証する。作品や実演、レコード・ビデオ制品提供行為とインターネットサービス提供行為との区別を正確に把握し、インターネットサービスプロバイダーの免責と帰責、「通知と削除」規則と過失の帰責、インターネットサービスプロバイダーによる権利侵害の過失と一般的な権利侵害の過失との相違等についての関係を適切に扱う。インターネットサービス提供行為が法定の免責条件に合致するインターネットサービスプロバイダーは権利侵害の損害賠償責任を負わない。法定の免責条件に完全には合致しなくても過失のないインターネットサービスプロバイダーは、権利侵害の損害賠償責任を負わない。情報インターネット環境の特徴や実態に基づいて、インターネットサービス提供行為の権利侵害過失を正確に認定する。明らかな権利侵害事実という過失基準に照らして過失を認定して、インターネットサービスプロバイダーが一般的な事前審査義務及び重い注意義務を負わないようにしながら、インターネットサービスプロバイダーが権利侵害の自発的に防止したり権利者と協力して権利侵害防止を図る積極性を適度に引き出す。「通知と削除」規則の基本的な価値を

擁護する。明らかな権利侵害事実に基づいて、インターネットサービスプロバイダーが明らかに知っているか、又は知っているべき事情を認定した場合を除けば、インターネットサービスプロバイダーの侵害の損害賠償責任を追及するには、まず「通知と削除」規則の適用を前提とする。インターネットサービスプロバイダーの過失認定基準が低下し、「通知と削除」規則が名ばかりの存在となることを防ぎながら、インターネットサービスプロバイダーが第三者によるインターネットサービスを利用した権利侵害行為に消極的で怠慢になり、「通知と削除」規則を濫用することを防止する。

7、技術の中立と権利侵害行為認定との関係を適切に扱い、著作権の有効な保護と技術イノベーションや産業発展の促進との調和・統一を実現すること。道具・手段としての技術が持つ価値中立性及び多用途性を的確に把握しながら、技術に反映、表現されている技術提供者の行為と目的を十分に認識する。技術がもたらした侵害結果を無条件に技術提供者の責任にして、技術のイノベーションと発展を行き詰らせてはならないだけでなく、技術の中立を絶対化して、これを単なる侵害責任免除の不適切な言い訳にしてもならない。実質的で権利侵害ではない商業的用途を持った技術について、技術提供者が連帯して責任を負う条件を厳格に把握する。技術提供者が具体的な直接侵害行為の存在を知っていたはずだと推定してはならない。ほかに援助又は教唆行為があったという条件において初めて直接侵害人と連帯して責任を負うこととする。主に著作権の侵害に使用された以外、ほかに実質的な商業用途を持たない技術については、技術提供者が具体的な直接侵害行為の存在を知っていたはずだと推定してもよく、直接侵害人と連帯して責任を負わなければならない。インターネット著作権や、「三網融合」等の新興産業での著作権事件の審理に当たっては、とりわけ技術中立の精神を的確に理解し、科学技術とビジネスのイノベーション創出の促進に資するとともに、技術中立を口実にした侵害行為を防ぐようにする。

8、著作権に関する制限および適用除外規定を適切に運用し、係争侵害行為の合法性を正確に判定し、ビジネス・技術イノベーションを促進し、人民の基本的な文化的権益を十分に保障すること。合理的な使用及び法定許諾行為を正しく認定し、作品の正当な使用と伝達を法に照らして保護する。技術イノベーション及び商業の発展促進に確かに必要な特別な事情の下で、作品使用行為の性質と目的、使用された作品の性質、使用した部分の数と質、使用行為が作品の潜在的市場或いは価値に与える影響などの要素を考慮す

る。当該使用行為に作品の通常の使用との抵触がなく、作者の正当な利益を不合理に損なってもいい場合、合理的な使用と認定してもよい。屋外の公共の場に設置又は陳列される芸術作品に対し模写、絵画、撮影又はビデオ撮影を行い、合理的方法と範囲でその成果を再使用するものは、当該使用行為に商業目的を有するか否かを問わず、合理的な使用と認定してよい。

9、多様な法的手段を全般的に運用し、無形文化財の保護・伝承・開発利用を積極的に推進し、わが国の豊富な文化資源の強力な文化競争力への転換を促進すること。無形文化財は民族精神の凝集、民族文化の伝承、文化の多様性の維持、社会の調和と持続可能な開発を促進する上での重要な基盤かつ架け橋であり、文化イノベーションの重要な源泉である。伝承とイノベーション、保護と利用の両方を重視するという原則に基づいて、既存の法令と立法精神に従い、民間文学芸術・伝統知識・遺伝資源等の無形文化財を積極的に保護し、その発掘や整理、伝承、保護、開発と利用に当たり、各主体者の利益関係を公平かつ合理的に調整し、均衡を図る。尊重の原則を堅持すること。無形文化財の利用にはその形式と内容を尊重する。無形文化財を歪曲したり、貶めるような方法で使用してはならない。出所開示の原則を堅持する。無形文化財の利用に当たっては、適切な方法で情報の出所を説明する。無形文化財の利用者が可能な限り保管者や提供者、保有者又は関連の保護当局のインフォームド・コンセントをとり、かつ適切な方法で利用の利益を共有するなど、インフォームド・コンセントとベネフィット シェアリングを推奨する。著作権法、商標法、専利法、不正競争防止法など多様な手段を全般的に運用し、無形文化財の伝承と商業的開発利用を積極的に保護する。

10、著作権保護の手段を活用し、民間文学芸術作品を法によって保護すること。民間文学芸術作品の著作権の保護に当たっては、民族精神の凝集及び民族精神の故郷の維持の役割を果たすよう、民間文学芸術の伝承に資するとともに、イノベーション創出と利用によって、中華文化の影響力の高めることが必要である。民間文学芸術作品は、当該作品を生み出して伝承している特定民族又は地域集落が共同で著作権を有することができる。当該特定民族又は地域の関連政府部門が代表として保護権を行使する権利を有する。民間文学芸術作品の保存者と整理者に対し、適切な方法による署名の権利を尊重しなければならない。民間文学芸術の要素又は素材を利用して後続の創作を行うのに、許可を得たり、費用を支払ったりする必要はない。独創性のある作品を制作した場合、作者は

法によって完全な著作権保護を受けることができるが、作品の素材の出所を説明する必要がある。民間文学芸術作品の不当な使用により、特定の民族又は地域集落の精神的な権益に損失を与えた場合、人民法院は不当使用者がそれに相当する民事責任を負うよう判定してもよい。

11、商標法、専利法等の法的手段を有効に利用して、無形文化財の商業価値を保護し、地方の特色ある自然や人的文化資源の優位性を実際の生産力へと転換するよう促進すること。無形文化財の名称や表示等の商標出願で、歪曲、貶め、ミスリードなどの無形文化財の不正使用行為となり、特定の民族又は地域集落の精神的な権益に損失を与えた場合、その他の好ましくない影響があるものと認定し、商標としての使用を禁止できる。既に使用されており、かつ好ましくない影響を与えた場合、人民法院は事件の具体的ないきさつに基づいて、使用者に使用差し止めや謝罪、影響の排除等の民事責任を負わせるなどの判決を下せる。無形文化財の名称や表示で地理的表示となる場合には、具体的な事情に応じて先行権利として保護を与えることができる。無形文化財の中の伝統知識及び遺伝資源で商業秘密となっている場合、その窃取、不法開示、使用などが禁止される。法令・法規に違反して遺伝資源を取得、又は使用し、当該遺伝資源に依存して発明・創造を行いつつ専利権を付与された専利権者が、他者の専利権侵害を訴えた場合、支持しなくてもよい。

三、科学技術成果権の保護力を強め、科学技術の進歩とイノベーション創出を推進し、自主的イノベーション創出力を高めること

12、法に基づいて専利・植物新品種・集積回路配置図設計等科学技術類知的財産権の保護を強化し、科学技術の進歩とイノベーション創出を積極的に推進すること。科学技術の進歩の新トレンド及び経済成長の新ニーズに応じて、わが国の創造的イノベーション能力の向上及び統合的イノベーション能力と導入・消化・吸収・再革新能力の強化を重要な目標に掲げ、専利法の立法精神を確実に徹底し、侵害判定を正しく行い、要となるコア技術や基盤・先端領域及び戦略的新興産業における知的財産権保護を強化し、技術のブレークスルーと技術イノベーションを推し進め、伝統産業の最適化とアップグレードを推進し、戦略的新興産業の育成と発展を加速し、先導的な柱産業の確立を加速し、企業と国のコア競争力を強化する。文化領域に関わる科学技術類知的財産権の保護力を強化し、科学技術イノベーションの文化発展への原動力としての機能を発揮させ、文化

産業の技術設備のレベルアップを推進し、文化産業のコア競争力を高め、中華文化の世界への進出を推進する。

13、専利権保護の適度な寛大さと厳格さという司法政策を正確に理解し、自主的イノベーション能力の向上に力を入れること。専利権の具体的な保護の範囲と強さを確定する際、異なる技術分野の専利権の特徴及びイノベーションの実態を適切に考慮し、技術分野別のイノベーション創出ニーズ、イノベーションの特徴と発展の実態に適合させる。専利・実用新案の権利範囲に関する折衷解釈の原則を堅持して、専利権の保護範囲を的確に定める。専利の発明目的の専利権保護範囲に対する限定的な役割を重視して、専利が克服しようとしている従来技術の欠陥や不足点を持っている技術案を保護範囲に取り入れるべきではない。革新度が高く、研究開発への投資が大きく、経済成長にとってブレークスルーと牽引の役割を持つ創始発明に対しては、相対的に高い保護強度及び比較的広い均等の保護範囲を与える。革新度が相対的に低い改良発明には、均等の保護範囲を適度に制限する。

14、専利権侵害判定方法を正しく運用し、専利権侵害行為に対する抑制力を強化すること。専利・実用新案権侵害判定における全技術的特徴の対比、禁反言、寄付などの判断ルールを的確に把握し、均等侵害の適用条件の完備を引き続き模索する。均等侵害は、手段や機能、効果がほぼ同じであり、かつその分野に属する普通の技術者に明らかにわかることを必要条件とすることで、均等侵害の単純かつ機械的な適用又は適用範囲の不適當な拡張を防ぐ必要がある。従来技術による抗弁の規則は、均等侵害及び文言侵害のいずれにおいても適用できる。意匠権侵害判定におけるデザイン特徴の全体の観察、全体の視覚効果の総合判断という判定方法を正確に把握し、意匠製品の一般消費者を判断主体として、意匠の見分けられるデザイン上の特徴を中核に、製品の意匠全体の視覚効果の同一性又は類似性を侵害成立判断の根本的な基準とする。従来技術・設計による抗弁を正しく適用する。提訴された侵害者が、引例文献に記載してある従来技術案或いは従来デザインと公知の常識又は常用設計との自明な組合せによって、従来技術又は従来設計による抗弁を行う場合、これを支持しなければならない。提訴された侵害者が、抵触出願の中の技術案又は意匠の実施で専利権侵害を構成しないことを主張する場合、従来技術又は従来設計による抗弁の審査判断基準を参照して判断してもよい。

15、製品製造の方法専利権侵害事件を適切に審理し、法に基づき方法専利権を保護する。

方法専利権利者の権利維持が実際に困難であることを適切に考慮すると同時に、商業秘密を保護する提訴された侵害者の合法的権益も併せて配慮する。法に照らして新製品の製造方法専利の挙証責任転換規則を適用する。専利の方法を使用して得られる製品及び当該製品を製造する技術案が、専利出願日以前まで一般に知られていない場合、同等製品を製造して提訴された侵害者は、その製品の製造方法が専利方法と異なることについての挙証責任を負う。専利方法を使用して得られた製品が新製品に該当せず、専利権者が提訴された侵害者による同様製品の製造は証明できたが、合理的な努力をもってしても提訴された侵害者が確かに当該専利方法を使用していることまでは証明できない場合、事件の具体的な状況を元に、既知の事実並びに日常生活の経験と結びつけて、当該同様製品が専利方法で製造された可能性が大きいと認定できる件については、民事訴訟証拠の司法解釈の関連規定により、専利権者への更なる証拠の提供は要求せず、提訴された侵害者にその製造方法が専利方法と違うという証拠の提供を求める。方法専利権侵害の挙証が困難である実態を受け、法に照らして証拠保全措置を講じて、方法専利権利者の挙証負担を適度に軽減する。出願された側の利益を保護し、当事者の証拠保全制度の濫用による他者の商業秘密不法取得を防ぐ。提訴された侵害者が提供したその製造方法が専利方法と違うことの証拠に商業秘密が絡む場合は、審査判断に当たって保護対策を講じるよう注意を払う。

16、専利権保護と権利濫用防止との関係を適切に扱い、法に照らして専利権の濫用及び予備的差し止め命令制度の濫用を規制すること。法により専利権を保護し、当事者の訴権を保障すると同時に、専利権者が法律の目的に明らかに反して権利を行使したり、競争相手に不当に損失を与えたりするような公正競争の妨害及び市場秩序のかく乱を防ぐよう注意を払う。専利権が従来技術又は従来設計に該当することを明らかに知りながら、正当な実施者及びその取引先に悪意の侵害警告を濫発したり、訴権を濫用して権利侵害となる場合は、事情に応じて被害者の損害賠償請求を支持してもよい。法的条件を適切かつ厳格に理解し、手続的保障を強化し、法に照らして慎重に訴訟前の専利権侵害行為差し止め措置を講じる。事実が比較的明白であること、侵害判定が容易であることを訴訟前の侵害行為差し止め措置の前提条件とすることを堅持する。わりに複雑な技術的比較をしてはじめて侵害の可能性が判定できるような行為については、訴訟前の侵害行為差し止め措置命令を下すのは妥当ではない。許容される条件の範囲で、なるべく出願人と出願

された側からの意見聴取という方式で侵害の可能性についての的確に判断する。係争専利権の無効を宣告する旨の無効申立審査決定が既に行われた場合、通常は訴訟前の専利権侵害行為差止め措置の裁定をしてはならない。

17、植物新品種の育成者権保護を強化し、農業科学技術イノベーションを推進し、農業成長方式の転換加速を促進すること。自主的知的財産権を有する重要な農業科学技術成果および植物新品種への保護力を強化し、自主的イノベーション能力の向上を促進し、農業科学技術の進歩を推進し、農業総合生産力・リスク抵抗力・市場競争力を高める。法に照らして育成者権者の利益を厳格に保障し、品種育成及びイノベーション成果の転化を大きく促進し、現代農業を発展させる。植物新品種侵害行為に対する取締りを強化する。商業目的での生産、販売又は品種登録を受けている品種の繁殖材料の反復使用などの権利侵害行為について、法に照らして適時に阻止する。他者の品種登録を受けている品種の模倣行為についても、植物新品種育成者権侵害紛争として扱う。育成者権者からの証拠保全申立を法に照らして審査し、証拠保全措置を積極的に講じることにより、育成者権者が適時に司法救済を得られるよう保障する。提訴された侵害繁殖材料への証拠保全措置においては、できる限り該当する技術規程を順守して、サンプリングの客観性と代表性を保証すべきであるが、サンプリングに協力する専門技術者を招いていないことを理由に、証拠保全の効力を容易に否定してはならない。農民の合法的な権益を法に照らして保護し、農業・農村の安定を維持するよう注意を払う。品種の生産者・管理者としての品種育成大手と栽培を営む一般個人や農地請負経営者とを正確に区分けする。品種登録を受けている品種の繁殖材料を自ら繁殖させて使用する栽培を営む一般個人や農地請負経営者の侵害責任を法に照らして免除するとともに、実質的な品種生産者と管理者である品種育成大手が法による制裁を免れないようにする。

四、商標権保護を強化し、有名ブランドを育成、維持し、社会主義市場経済の競合性・革新性・寛容性のある成長を積極的に促進すること

18、法に照らして商標権保護を強化すること。商標権の保護に当たって、正当な競争の奨励に有利で、商業標章同士の境界線の区分に役立ち、他者の有名商業標章の悪質な抜け駆け出願及び「ブランドカタリ」行為の抑制に有利であり、有名ブランドの確立と発展にとって調和のとれた緩やかな法的環境の提供に資するものとして、有名ブランドの育成及び企業の総合競争力向上に助力し、わが国の製造大国からブランド強国への転換

加速を推進する。商標の知名度、顕著度等に応じて商標近似や商品類似、先行使用されてかつ一定の影響を及ぼす商標、欺瞞的な手段又はその他不正な手段による商標登録などの裁量的法律基準を適正に運用し、商標出願人又は登録者に本来の使用意図があるかどうかを適切に把握し、さらに商標使用プロセス中の「ブランドカタリ」行為と結び付けて意図的な悪意を認定するなどして、商標法の関連規定を適切かつ十分に運用し、悪質な抜け駆け出願や「ブランドカタリ」などの不正行為への抑制力を強化して、商標権保護の法的な方向づけを十分に表現する。

19、商標近似と商標の構成要素近似との関係を適切に扱い、商標近似認定の法律尺度を的確に把握すること。類似商標を構成するか否かを認定する際は、事件の具体的な状況に基づく。通常の場合、商標の構成要素が全体として近似するものは、類似商標と認定してよい。商標の構成要素が全体としては近似しないが、権利主張商標の知名度が提訴された侵害商標より遥かに高い場合には、主要部を比較して近似しているかどうかを決定する。商業標章同士の境界線の最大限の区分と特別な事情における構成要素近似商標同士の適度な共存の許容との関係を適切に扱う。関連商標も高い知名度を持っていたり、或いは関連商標の共存が特殊な条件でなされた場合、商標近似の認定に当たっては、さらに二者の実際の使用状況や使用の履歴、関係する大衆の認識の状態、使用者の主観的状态などの要素により総合的に判定する。すでに客観的に形成された市場構成を尊重するように注意を払い、商標の構成要素の近似を商標近似と容易に同一視することを防ぎ、事業者同士の寛容な発展を実現する。

20、商標を使用する商品同士の関連性を十分考慮し、商品類似の認定基準を的確に把握すること。商品類似の認定に当たっては、類似商品区分表を参考にしてもよいが、市場の実状を尊重することがより大事である。関係する大衆の一般認識を基準にして、商品の機能や用途、生産部門、販売ルート、消費対象者などの要素と結び付けて、商標法上の商品類似を正しく認定する。権利主張対象商標が実際に使用されておりかつ一定の知名度を持っている場合の商品類似の認定には、商品同士の関連性を十分考慮する。関係する大衆が、商品に対する通常認識及び一般的な取引感覚を基に、特定の関連性があると認める商品は、事情に応じて類似商品の範囲に取り入れてもよい。

21、著名商標の認定と保護を規範化し、著名商標の保護を適切に強化すること。著名商標を保護する目的は、高い知名度を持っている商標の保護範囲及び保護強度を適度に拡

張することであり、栄誉称号の選出や授与ではない。当事者が著名商標の保護を主張しており、かつ保護条件に合致した確かに必要のあるものには、法に照らしてこれを認定、保護する。一般大衆に広く知られている著名商標については、著名であるという周知の事実と結び付けて、商標権者による商標が著名であるという状況についての举证責任を軽減する。著名商標の認定に当たって、同等で画一的な知名度を持つことは求められないが、著名商標の顕著性及び知名度に相応しい保護範囲と強度が必要である。顕著性がより強く、知名度がより高い著名商標には、より広い複数区分にまたがる保護範囲とより強い保護を与える。司法解釈の規定を厳粛に実施し、著名商標の保護範囲を的確に把握し、著名商標の事実認定に対する厳しいチェックを強化し、裁判前審査制を堅持して、当事者が虚偽を弄して、著名商標の認定を騙し取るために虚偽訴訟を起こすことを防ぐ。

22、商標権侵害抗弁を適切に認定し、正当な事業者の合法的な権益を維持すること。商標権侵害行為は、商的標章として同一又は近似する商標使用を条件とする。製品又はサービスの特徴を記述したり、或いは説明する目的から善意により合理的に同一又は近似する標章の使用を提訴された侵害者は、法に照らして正当な使用と認定してよい。商標権者の登録商標が他者の中国で登録されていない著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであったり、被代理人又は被代表者の商標を抜け駆け出願したり、若しくは不正な手段により他者の既に使用されておりかつ一定の影響をもつ商標を抜け駆け出願していたものについては、侵害で提訴された先行商標使用者がこれらの理由で抗弁する場合、これを支持しなければならない。

23、実体と手続きとの関係を適切に扱い、商標授權使用権確認をめぐる係争の実質的な解決に力を入れること。手続きは独立した法的価値を持つとともに、実体問題の解決及び実体面での公正実現をその方向と究極の目標にしなければならない。実体面での公正は手続きを実行する目標と方向であり、手続き上の公正によって支持、保障されている。手続き上の公正を高度に重視し、手続き上の公正を無視して実体面での公正を一面的に追及しないようにするだけでなく、実体面での公正を帰着するところとし、機械的な司法になるのを防ぐ。当事者は手続き上の権利行使の瑕疵によって、重要な実体面の権益が影響される恐れがある。甚だしい場合、救済の機会の喪失を招く恐れがあり、その他に救済ルートがない者については、事件の具体的な状況に応じて挽回の機会を与えてもよい。商標授權使用権確認をめぐる係争の実質的な解決を重視し、必要のない手続き

の繰り返し、実体問題の放置や問題回避のないようにする。商標を登録すべきか否か、取り消すべきか否かなどに関して、実体面で判断できる場合は、裁判理由において明確な判断を下し、提訴された行政機関が再決定するための明確な手引きとしてもよい。

五、法に基づき競争秩序を規範化し、自由・公平、誠実・法令順守の競争文化を育成し、公平で秩序があり活力に溢れた市場環境を創り上げること

24、不正競争事件裁判を強化し、市場の公正競争を維持すること。知的財産権専門法と不当競争防止法との関係を適切に扱う。イノベーション創出を奨励すると同時に、公正競争を奨励する。不当競争防止法の補足的な保護の役割は知的財産権専門法の立法政策に抵触してはならない。知的財産権専門法において徹底した規則化がなされている領域では、原則として不当競争防止法による付加的な保護を与えず、自由利用と自由競争を許容するが、知的財産権専門法の立法政策と両立している範囲においては、不当競争抑止の観点から保護を与えてもよい。不当競争防止法の原則規定と特別規定との関係を適切に扱う。原則規定の柔軟性と順応性を十分に利用し、巧妙化する手口で後を絶たない各種不当競争行為を有効に抑止しながら、原則規定適用の任意性を防ぎ、市場の自由・公正競争の阻害を避ける。不当競争防止法の原則規定の適用条件を厳格に把握する。一般に不当競争防止法特別規定において明文で規定した禁止行為に該当する領域では、特別規定に従い同種の不当競争行為を規制できるだけであるが、原則的には、原則規定を適用して適用範囲を拡張すべきではない。不当競争防止法において特別規定を制定して禁止すると定めていない行為で、ほかの事業者の合法的な権益に損失をもたらし、誠実信用の原則及び誰もが認める商業道徳に確かに反し、不当性を有しており、これを抑止しないと公正競争の秩序を維持できない場合は、原則規定を適用して規制してもよい。誠実信用原則及び皆が認める商業道徳の評価基準を正確に把握する。特定の商業分野で一般に認められ、受け入れられている経済人の倫理基準を尺度とし、誠実信用の原則及び皆が認める商業道徳を個人道徳又は社会の公共道徳と容易に同一視しないようにする。

25、法に基づいて商業秘密の保護を強化し、商業秘密侵害行為を有効に抑止して、企業のイノベーション創出と投資にとって安全かつ信頼できる法的環境を創ること。事件の具体的な状況に応じて、秘密性と不当手段の立証基準を合理的に把握し、商業秘密権利者の権利維持上の困難さを適度に軽減する。権利者が秘密性を証明する優位性の証拠を提供するか、又はその主張している商業秘密情報と共有領域の情報との相違点に関する

十分合理的な解釈又は説明を成した場合は、秘密性の成立を認めてもよい。商業秘密権利者が、提訴された当事者の情報とその商業秘密と同一又は実質的に同一で、かつ提訴された当事者が当該商業秘密に接触したり或いは不法に入手する条件を備えていることを証拠の提出により証明し、事件の具体的な状況又は既知の事実や日常生活の経験によって、提訴された当事者が不当手段を取った可能性が大きいと認められた場合は、提訴された当事者が不当な手段により商業秘密を入手したという事実の成立を推定してよいが、提訴された当事者が合法的な手段によって当該情報を入手したことを証明できた場合は除く。法定条件に合致する商業秘密情報を根拠にして商業秘密の保護範囲を的確に定める。それぞれ単独の商業秘密情報単位はすべて独立した保護対象となる。商業秘密事件の審理と証言の尋問方法を完備させる。商業秘密に係る証拠については、代理人だけに対する開示、段階別な開示、秘密保持承諾誓約締結などの措置を講じて商業秘密の知られる範囲と伝達ルートを限定して、審理プロセスでの二次漏えいを防ぐ。商業秘密侵害民事訴訟手続きと刑事訴訟手続きとの関係を適切に扱う。二種類の手続きの関連性に注意を払うだけでなく、相互独立性にも注意を払う。法に照らして商業秘密を保護すると同時に、事業者が悪意で刑事訴訟手続きを開始して競合相手を妨害、抑制することを防止する。

26、商業秘密保護と職業選択の自由、秘密に係る者の競業避止と人材の合理的な流動との関係を適切に扱い、正当な就業や起業など労働者の合法的な権益を維持し、法に照らして労働力の合理的な流動を促進すること。従業員が業務遂行中に身に付けたり、積み上げた知識や経験、技能は、雇用者側の商業秘密に該当するものを除き、その人格の構成部分をつくり上げるものであり、離職後の従業員はこれを自分の意思で利用する自由がある。競業避止義務に違反しておらず、商業秘密も侵害していない前提で、労働者が元の雇用先で習得した知識、経験、技能を利用して元の雇用先と競合関係にある別の雇用先に勤務しているものに対して、不当競争防止法の原則規定により不当競争の構成を容易に認めるべきではない。商業秘密の保護と競業避止協定との関係を適切に扱う。競業避止協定は、保護すべき商業秘密が存在していることが前提となるが、両者には異なる法的根拠及び行為の表現がある。競業避止義務の違反は商業秘密侵害に等しくないし、競業避止期間も秘密保持期間に等しくない。原告が商業秘密侵害を理由に提起する侵害訴訟は、既に存在している競業避止約定の制限を受けない。

27、独占事件の審理作業に力を入れ、独占行為を適時かつ有効に抑止し、市場の活力を強めて、市場構造の完備と市場経済健全な発展を促進すること。独占禁止法の効果型推理を強化し、各種関連因素を全面的に考慮し、嫌疑がかかる独占行為の反競争及び競争促進の効果を総合的に評価し、法に照らして独占行為の認定を行う。経済学専門家や専門機構の機能を発揮させるよう注意を払い、経済分析法導入のルートと方法を模索する。異なる独占行為のタイプに応じて、独占民事紛争事件の当事者の立証責任を合理的に配分する。明らかに重大な競争排除・制限効果のある独占協定については、被害者に当該協定が持つ競争排除・制限の効果を挙証して証明することを求めなくてもよい。公共企業及びその他の独占経営資格を持っている事業者が市場の支配的地位を濫用した場合には、事件の具体的な状況により被害者の挙証責任を適度に軽減してもよい。

六、知的財産権訴訟制度の構築を強化し、裁判体制及び作業体制を整備すること

28、知的財産権事件の特徴や法則を深く理解し、知的財産権事件の特徴に適した紛争解決の仕組みを確立、整備すること。「調停の優先、調停と裁判との融合」という作業原則を正確に把握する。知的財産権事件の高度の専門技術性という特徴に基づき、積極的に当事者をリードして、委託調停、専門家による調停、業界での調停等の方法を選定させ紛争を解決する。法に照らした自由意志による調停の原則を堅持し、当事者の意志に反して無理やり調停を行ったり、引き伸ばしにより調停を促すなどをしてはならない。当事者又は関連業界の是非判明への期待が高いもの、又は規則の明確化への要求が強いもの、又は判決の受け入れられる程度が高そうな事件については、なるべく判決により紛争を解決して、司法裁判の指導と方向付け機能を十分に発揮させる。紛争解決において科学技術専門家の能力を発揮させ、知的財産権事件における専門分野の技術課題の解決体制を完備させる。

29、知的財産権裁判の体制・仕組みを引き続き整備して、司法による知的財産権保護の総合的な効果・機能を十分に発揮させること。国家知的財産権戦略の要求事項に基づき、知的財産権法廷での知的財産権民事・行政・刑事事件の集中審理の試験的作業を積極的に推進し、知的財産権民事・行政・刑事裁判調整体制を確立し、司法効率を高め、司法基準を統一して、全体としての保護の効果・機能の発揮、資源の最適化、科学的な運用、効率的な権威性ある知的財産権裁判体系の構築に努める。公安機関や検察機関及び知的財産権行政法執行機関との協力を強化し、保護に力を合わせていく。知的財産権事件の

管轄配置の最適化を図り、一般知的財産権事件を管轄する下部法院を適度に増やし、中・下部法院で作業上の必要に応じて他地域間の区割集中管轄を行い、裁判資源の合理的な配分を奨励する。

30、法治統一を維持し、市場の統一開放を促進すること。事件管轄制度を完備させ、監督・規制を強化し、上級管轄や他地域指定管轄などの措置を適切に講じることにより、地方保護・部門保護などの事態を有効に抑制して、事件の公正な審理を保証する。上級管轄や他地域指定管轄などが決まった場合、元の管轄法院は適切に対応し、迅速に事件を移送する。裁判監視を適切に強化し、第二審と再審の是正機能を発揮させ、裁判実績評価指標への懸念による誤った裁判への妥協を防ぐ。再審命令事件について、関係する再審法院は再審命令を正確に理解し、本腰を入れて対応し、法に照らして誤りを是正する。再審命令を無視して、再審を遅らせたり、正当な理由なくして再審命令を実行しない場合、規律を厳格にする。情状が深刻な場合は通達をもって批判する。作業体制を一層整備して、知的財産権関連事件の調整・指導力を適切に強化することによって、裁判基準の統一を維持する。

最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部

知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見

2011年1月12日

ここ数年、知的財産権侵害刑事事件の処理に取り組む公安機関や人民検察院、人民法院が臨む新たな事情や課題を解決し、知的財産権侵害の犯罪活動を法に基づいて処罰し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、刑法、刑事訴訟法及び関連の司法解释の規定に準拠し、捜査・起訴・審判の実践と結びつけ、本意見を制定する。

一、知的財産権侵害犯罪事件の管轄について

知的財産権侵害犯罪事件は、犯罪地の公安機関で立件、捜査される。必要な場合、犯罪容疑者の居住地の公安機関で立件、捜査することができる。知的財産権侵害犯罪事件の犯罪地には、侵害製品の製造地、貯蔵地、輸送地、販売地、そして権利侵害作品の発信や販売を行うウェブサイトのサーバーの所在地、ネットワーク接続地、ウェブサイト設立者又は管理者の所在地、権利侵害作品をアップロードする者の所在地、権利者が実際

に侵害を受けた犯罪の結果の発生地が含まれる。知的財産権侵害犯罪地が複数ある場合は、最初に受理した公安機関又は主要な犯罪地の公安機関の管轄とする。複数ある知的財産権侵害犯罪地の公安機関で管轄について争議がある場合、共通の上級公安機関が管轄を指定する。逮捕許可の要請、送検・起訴、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。

異なる犯罪容疑者や犯罪グループが地域横断で実施する同一ロットの権利侵害製品に関わる製造、貯蔵、輸送、販売など知的財産権侵害犯罪行為に対して、併合処理の要件に合致している場合は、関係のある公安機関はこれを合わせて立件、捜査することができる。逮捕許可の要請、審査起訴への移送、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。

二、知的財産権侵害刑事事件の処理における行政法執行部門による収集、取得した証拠の効力について

行政法執行部門が法に基づいて収集、取得、製作している物証や書証、視聴資料、検査報告書、鑑定の結論、鑑識の記録、現場調書は、公安機関や人民検察院の審査を受け、人民法院で法廷審理における反対尋問を受けて確認された場合は、刑事証拠として使用することができる。

行政法執行部門で製作された証人の証言、当事者の陳述などの取調記録は、公安機関が刑事証拠として使用する必要があると判断した場合、法に基づいて改めて収集、製作するものとする。

三、知的財産権侵害刑事事件における抜き取り証拠収集及び鑑定依頼の処理について

知的財産権侵害刑事事件を処理する公安機関は、業務上の必要性に応じて抜き取り証拠収集を実施するか、又は同級の行政法執行部門や、該当の検査機構に抜き取り証拠収集の協力を要請することができる。法律や法規において、抜き取り実施機構又は抜き取り方法について定められている場合、所定の機構に依頼し、所定の方法に沿うサンプル抜き取りを行うものとする。

知的財産権侵害刑事事件を処理する公安機関、人民検察院、人民法院は、鑑定が必要な事項については、国で認められている鑑定資格を有する鑑定機構に鑑定を依頼するものとする。

公安機関、人民検察院、人民法院は鑑定の結論を審査し、権利者や犯罪容疑者、被告人

から鑑定の結果に対する意見を聴取するものとし、鑑定機構に対して相応の説明を要請することができる。

四、知的財産権侵害犯罪の自訴事件における証拠収集について

人民法院では、知的財産権侵害刑事事件の自訴事件を法に基づいて受理し、当事者が物理的な原因で入手できない証拠については、当事者が自訴提起時に関連する手掛かりを提供でき、人民法院に対して取得するよう申請した場合、人民法院は法に基づいて取得するものとする。

五、刑法213条に定められた「同一種類の商品」の認定について

同一名称の商品、そして同一でなくても、同じ物を指す名称の商品は、「同一種類の商品」と認定することができる。「名称」とは、国家工商行政管理総局商標局が商標登録業務において商品に使用する名称を言う。通常、「ニース協定に基づく標章の登録のための商品およびサービスの国際分類」に定められている商品名となる。「同一でなくても、同じ物を指す名称の商品」とは、機能や目的、主な原料、消費対象、販売経路などが同一又はほぼ同一のもので、関連公衆には同一種類の物と一般的に認められている商品を言う。

「同一種類の商品」の認定には、権利者の登録商標の指定商品と行為者が実際に生産販売している商品とを比較するものとする。

六、刑法213条に定められた「その登録商標と同一の商標」の認定について

次に掲げる項目の何れかに該当した場合、「その登録商標と同一の商標」と認定することができる。

(一) 登録商標の字体やアルファベットの大文字と小文字又は文字の横・縦配列を改変し、登録商標と軽微な相違しかない場合。

(二) 登録商標の文字、アルファベット、数字などの間隔を改変しており、登録商標の顕著な特徴を表現するには影響を及ぼさない場合。

(三) 登録商標の色を改変している場合。

(四) その他登録商標とは視覚上ではほぼ差異がなく、公衆をミスリードするのに十分な商標である場合。

七、登録商標虚偽表示が付加されていない、又は完全には付加されていない侵害製品の金額の不法経営額への計上について

製造、貯蔵、輸送されている及び販売されていない登録商標虚偽表示に当たる侵害製品の金額算定の際、製作は完了しているが、登録商標虚偽表示が付加（貼り付けも含む）されていない、又は完全には付加（貼り付けも含む）されていない製品については、当該製品は他者の登録商標を虚偽表示しようとするのが確実で十分な証拠により証明されれば、その金額を不法経営額に計上する。

八、虚偽登録商標の商品を販売する犯罪事件における未販売又は一部販売済みの場合の罪判定と量刑について

虚偽登録商標の商品であることを明らかにしながら販売するもので、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法214条の規定に準拠して虚偽登録商標の商品販売罪（未遂）と判定して処罰を与える。

（一）虚偽登録商標の商品がまだ販売されておらず、商品金額が15万元以上である場合。

（二）虚偽登録商標の商品の一部が販売されており、販売された分の金額が5万元未満だが、まだ販売していない虚偽登録商標の商品金額との合計額が15万元以上である場合。

虚偽登録商標の商品がまだ販売されておらず、商品金額がそれぞれ15万元以上25万元未満、25万元以上である場合は、各々刑法214条に定められている各法定刑の幅に準拠して罪を判定し処罰を与える。

販売額と未販売分商品金額がそれぞれ異なる法定刑の幅、若しくはいずれも同一法定刑の幅に達した場合は、より重い処罰の法定刑又は同一の法定刑の幅に準拠し、事情を斟酌して重罰を加える。

九、他者による偽造、無断製造した登録商標標識の販売に当たる犯罪事件における未販売又は一部販売済みの場合の罪の判定について

他者が偽造、無断製造した登録商標標識を販売するときは、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法215条の規定に準拠して、登録商標標識の不法製造、不法販売罪（未遂）と判定して処罰を与える。

（一）まだ販売していない他者による偽造や無断製造の登録商標標識数が6万点以上である場合。

（二）まだ販売していない他者による偽造や無断製造の2種類以上の登録商標標識数が3万点以上である場合。

（三）他者が偽造、無断製造した登録商標標識を一部販売したもので、販売された分の

標識の数は2万点未満だが、まだ販売されていない分の表示との合計数が6万点以上である場合。

(四) 他者が偽造、無断製造した2種類以上の登録商標標識を一部販売し、販売された分の標識数は1万点未満だが、まだ販売されていない分の標識との合計数が3万点以上である場合。

十、著作権侵害犯罪事件における「営利を目的とする」の認定について

販売のほか、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、「営利を目的とする」として認定することができる。

(一) 他者の作品における有料の広告掲載、第三者の作品との抱き合わせなどで直接又は間接的に費用を徴収している場合。

(二) 情報ネットワークを介して他者の作品を発信するか、又は他者がアップロードした権利侵害作品を利用し、ウェブサイト又はウェブページ上で有料広告サービスを提供することにより、直接又は間接的に費用を徴収している場合。

(三) 会員制でネットワークを介し他者の作品を発信することにより、会員登録費又は他の費用を徴収している場合。

(四) 他者の作品を利用して利益を図るその他の場合。

十一、著作権犯罪侵害事件における「著作権者による許諾を得ていない」の認定について

「著作権者による許諾を得ていない」とは、通常は著作権者又はそれが授権した代理人や著作権の集団管理組織、国の著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構が発行する係争作品の著作権認証書類、若しくは出版者、複製発行者がライセンス許諾書類を偽造、改ざんしていること、又はライセンス許諾の範囲を超えていることを証明している証拠に基づき、他の証拠と合わせて総合的に認定するものとする。

係争作品の種類が多くあり、権利者も分かれている事件では、前述のような証拠を個々に取得するのは確かに難しいが、係争複製物は不法出版物、不法複製発行物であることを証明する証拠があり、そして出版者や複製発行者も著作権者から許諾を得ている旨の証明資料を提供できない場合、「著作権者による許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄したり、係争作品の著作権はわが国の著作権法から保護を受けないこと、又は著作権の保護期間を満了していることを証明する証拠があ

る場合は除外される。

十二、刑法217条に定められた「発行」の認定及び関連問題について

「発行」には、総発行、卸売、小売、情報ネットワークを介した発信及び賃貸、展示販売などの活動が含まれる。

他者の作品の不法出版や複製、発行で、著作権を侵害し犯罪となる場合は、著作権侵害罪と判定して処罰を与える。不法経営罪などその他の犯罪として認定しない。

十三、情報ネットワークを介した権利侵害作品発信行為の罪の判定と処罰の基準について

営利を目的とし、著作権者による許諾を得ずに、情報ネットワークを介し他者の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェア及び他の作品を公衆向けに発信するもので、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法217条に定められた「その他重大な情状」に該当する。

(一) 不法経営額が5万元以上である場合。

(二) 他者の作品を発信した数が合計ベースで500点（部）以上である場合。

(三) 発信した他者の作品への実際のクリック数が5万回以上である場合。

(四) 会員制で他者の作品を発信しており、登録会員が1000人以上である場合。

(五) 金額又は数量は（一）号から（四）号に定めた基準に達していないが、うちの二つ以上の号の基準の半分以上にそれぞれ達した場合。

(六) その他重大な情状の場合。

前項に定めた行為を実施し、金額や数量は前項（一）号から（五）号に定めた基準の5倍以上に達した場合、刑法217条に定められた「その他極めて重大な情状」に該当する。

十四、知的財産権侵害行為の数回実施時の累計額の計算について

「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」12条2項により、数回にわたり知的財産権侵害行為を実施しており、行政処分又は刑事処罰を受けていない場合の不法経営額や違法所得額又は売上額は、累計ベースで計算する。

2年以内に、知的財産権侵害の違法行為を数回にわたって実施しており、行政処分を受けておらず、累計額で犯罪を構成した場合は、法に基づいて罪を判定して処罰を与えるものとする。知的財産権侵害行為の実施者に対する訴追期間は、刑法の関連規定を適用し、

前述した2年の制限を受けない。

十五、他者による知的財産権侵害の犯罪実施に対する原材料や機械設備などの提供行為の性質決定について

他者の知的財産権侵害の犯罪の実施を明らかに知りながら、権利侵害製品の生産や製造のための主な原材料、副資材、半製品、パッケージ用材料、機械設備、ラベル標識、生産技術、調合指図書などについて幫助するか、又はインターネット接続、サーバー預託、ネットワーク上の保存スペース、通信伝送用チャンネル、集金代理、費用決済などのサービスを提供している場合は、知的財産権侵害罪の共犯者として処罰を与える。

十六、知的財産権侵害における1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合等の処理について

行為者が知的財産権侵害罪を犯すと同時に、模倣品・粗悪品の生産・販売という犯罪を構成している場合、知的財産権侵害の犯罪と模倣品・粗悪品の生産・販売の犯罪の中でより重い処罰の規定に準拠して罪を判定し処罰を与える。

最高人民検察院、公安部

刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）

2010 年 10 月 1 日試行

刑事事件の立件監督の強化と規範化、刑事調査権の行使の適正化が保障されるよう、「中華人民共和国刑事訴訟法」等の関連規定に準拠し、実務に合わせた上で、本規定を制定する。

第一条 刑事事件の立件監督として、法に基づいた立件の確保、立件を怠ることや違法な立件行為の防止と是正、犯罪行為の法に基づいた迅速な摘発、公民の合法的権利の保護、国の法令の統一かつ的確な実施、社会の調和性、安定性の維持などが任務とされる。

第二条 刑事事件の立件監督では、監督と協働の統一化、人民検察院による法的監督と公安機関による内部監督との融合化、担当事件の件数・品質・効率・効果の一致性、並びに錯誤を必ず是正するとの原則を堅持するものとする。

第三条 公安機関は、受け付けた事件又は発見している犯罪行為の手掛かりを、迅速に審査した上で、法令そして関連規定に準拠して、立件或いは不立件の旨の決定を下す。

公安機関及び人民検察院では情報通達制度を確立し、刑事事件の発生、届け出、立件、解決と刑事事件の立件監督、調査行動の監督、逮捕許可、起訴等状況の定期的な相互通達を行い、重大事件はその都度通達することとする。条件が整った地方では、刑事事件情報の共有プラットフォームを構築するものとする。

第四条 公安機関が立件、調査しなければならない告訴又は移送される 係争事件を立件、調査しないことを、被害者及びその法定代理人、近親者又は行政法執行機関が人民検察院に申し立てる場合、人民検察院はこれを受理し、審査するものとする。人民検察院は、公安機関において、立件、調査しなければならない事件を立件、調査しない可能性が発覚された場合には、法に基づいた審査を行うものとする。

第五条 公安機関が立件、調査しなければならないのに、立件、調査していない事件の手掛かりについて、人民検察院は審査した上で、状況により別々に対処しなければならない。

(一)犯罪事実が生じていない、若しくは犯罪の情状等が明らかに軽微で、刑事責任を追及するまでもない、或いはその他の法に基づき刑事責任が追及されない事情がある場合は、苦情申立人又は行政法執行機関に迅速に回答する。

(二)苦情が申し立てられた公安機関の管轄の範囲に該当しない場合には、管轄権を持つ機関を苦情申立人又は行政法執行機関に告知した上で、当該機関への告訴又は移送をアドバイスするものとする。

(三) 公安機関において不立件の旨の決定がまだ下されていない場合には、公安機関に移送して処理させる。

(四)犯罪事実があり、刑事責任が追及されるものは、苦情が申し立てられた公安機関の管轄の範囲に該当し、かつ公安機関において不立件の旨の決定が既に下された場合には、検察長から承認を得た上、公安機関に書面により不立件理由の 説明を求めるものとする。

第六条 人民検察院は、公安機関の立件決定を不服とする苦情申立について、立件元の公安機関に移送して処理させることができる。

人民検察院で審査した結果、公安機関には法令に違反して刑事手段により民事・経済をめぐる紛争に介入しているか、若しくは事件担当者が立件に当たって、復讐や陥れ、強要、ゆすりそしてほかに不法な利益を図るなど、法令に違反した立件行為があった可能性を証明する証拠があり、かつ刑事拘束等の強制措置或いは捜査、差し押さえ、凍結等

強制的な調査措置が講じられながら、まだ逮捕許可の要請が成されていない、若しくは送検・起訴にされていないものは、検察長から承認を得た上、公安機関に書面により立件理由書面の説明を求めるものとする。

第七条 人民検察院が、公安機関に不立件、又は立件の理由の説明を求める際は、不立件理由説明要請通知書」或いは「立件理由説明要請通知書」を作成し、迅速に公安機関まで送達しなければならない。

公安機関は、「不立件理由説明要請通知書」或いは「立件理由説明要請通知書」を受け取った後七日以内に、不立件又は立件とした事情、根拠、理由が客観的に反映される理由説明書を作成し、関連の証拠資料のコピーとともに人民検察院に回答しなければならない。公安機関が自発的に立件する、或いは事件を取り消す場合には、「立件決定書」又は「事件取消決定書」のコピーを人民 検察院まで迅速に送達しなければならない。

第八条 人民検察院で調査、確認した結果により公安機関での不立件或いは立件とした理由が成立しないとされたものは、検察長或いは検察委員会による決定を受けて、公安機関に立件又は事件の取消の旨を通達しなければならない。調査、確認に当たって、人民検察院では事件担当者、関連する当事者に事情を聞いたり、公安機関での刑事事件の受付、立件、解決等に関する登記表・台帳並びに立件、不立件、事件取消、治安処罰、労働教養等関連する法的文書及び事件に関する資料を閲覧、コピーすることができる。公安機関はこれに協力しなければならない。

第九条 人民検察院が、公安機関に立件又は事件取消の旨を通達する際に、根拠と理由が記述される「立件通知書」又は「事件取消通知書」を作成し、証拠資料とともに公安機関まで移送しなければならない。

公安機関では、「立件通知書」を受け取った後十五日以内に立件を決定し、「事件取消通知書」について異議がない場合には、直ちに事件を取り消すとともに、「立件決定書」又は「事件取消決定書」のコピーを人民検察院まで迅速に送達しなければならない。

第十条 人民検察院による事件取消通知に誤りがあることを認めた公安機関は、五日間までに、県級以上の公安機関の責任者による承認を受けた上、同級の人民検察院に複議を要請する。人民検察院は再審査し、「複議要請意見書」及び文書事件に関する資料を受け取った後七日間までに、変更するかどうかを決定して、公安機関に通達するものとする。公安機関が人民検察院による複議決定を受け入れない場合には、五日間までに、県

級以上の公安機関の責任者による承認を受けた上、一級上の人民検察院に報告して再審を要請する。上級人民検察院は、「再審要請意見書」及び文書資料を受け取った後十五日間までに、変更するかどうかを決定した上で、下級人民検察院及び公安機関に通達し、執行してもらうものとする。

上級人民検察院で再審した結果、事件取消通知に誤りがあるものと認めた場合には、下級人民検察院は直ちにこれを是正するものとし、上級人民検察院で再審した結果、事件取消通知が適正なものであると認めた場合には、下級公安機関は直ちに事件を取り消すとともに、「事件取消決定書」のコピーを同級人民検察院まで迅速に送達しなければならない。

第十一条 公安機関は、人民検察院が立件監督した事件を迅速に調査しなければならない。犯罪容疑者が逃亡している場合には、追跡して逮捕するよう強化しなければならない。逮捕の要件に合致している場合には、人民検察院に逮捕許可を迅速に要請するものとする。調査が完了し、刑事責任が追及される必要のあるものは、人民検察院に迅速に送検し、起訴しなければならない。

監督を受けた立件後三ヶ月間までに調査が完了しない場合に、人民検察院は「立件監督対象事件対処催促書」を発出することができる。公安機関は調査の進捗について迅速に人民検察院へフィードバックしなければならない。

第十二条 立件監督に当たって、人民検察院が私利追求や不正加担など、法令違反・紀律違反である行為に係わっている調査担当者を発見した場合、関連部門に移送して処理させる。職務犯罪が絡まれている場合には、法に基づき立件して調査しなければならない。

第十三条 公安機関が、逮捕許可の要請や送検・起訴の際、人民検察院による刑事事件の立件監督についての法律文書及びそれに関する資料を事件とともに移送する。人民検察院は逮捕審査や起訴審査の実施に当たっては、これを刑事事件の立件監督情報として迅速に入力しなければならない。

第十四条 本規定は 2010 年 10 月 1 日より試行する。

最高人民検察院、公安部

公安機関の管轄する刑事案件の 立件訴追基準に関する規定（抜粋）

2010年5月7日

第六十九条 「登録商標冒用罪の嫌疑に係る案件（刑法213条）」登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

（一） 不法経営金額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上である場合。

（二） 2種類以上の登録商標を冒用し、不法経営金額が3万元以上又は違法所得金額が2万元以上である場合。

（三） その他、情状が重い場合。

第七十条 「登録商標模倣品販売罪の嫌疑に係る案件（刑法214条）」他人の登録商標を虚偽表示した商品であることを明らかに知りながら販売し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

（一） 販売金額が5万元以上である場合。

（二） まだ販売されていないが、商品の価値額が15万元以上である場合。

（三） 販売金額が5万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価値額を合わせて15万元以上である場合。

第七十一条 「登録商標標識の不法製造、不法販売罪の嫌疑に係る案件（刑法215条）」他人の登録商標の標識を偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標の標識を販売し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

（一） 2万点以上の他人の登録商標標識を偽造、無断製造若しくは偽造、無断製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が5万元以上、又は違法所得金額が3万元以上である場合。

（二） 2種類以上の他人の登録商標標識を1万点以上偽造、無断製造若しくは偽造、無断製造した登録商標標識を販売し、又は不法経営金額が3万元以上、又は違法所得金額が2万元以上である場合。

（三） その他、情状が重い場合。

第七十二条 「専利詐称罪の嫌疑に係る案件（刑法216条）」他人の専利を詐称し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 不法経営金額が20万元以上又は違法所得金額が10万元以上である場合。
- (二) 専利権利人の直接経済損失額が50万元以上である場合。
- (三) 2種類以上の他人の専利を詐称し、不法経営金額が10万元以上又は違法所得金額が50万元以上である場合。
- (四) その他、情状が重い場合。

第七十三条 「営業秘密侵害罪の嫌疑に係る案件（刑法219条）」他人の営業秘密を侵害し、次の各号の何れかに該当する場合、立件して訴追しなければならない。

- (一) 営業秘密権者の損失金額が50万元以上である場合。
- (二) 営業秘密侵害による違法所得金額が50万元以上である場合。
- (三) 権利侵害が原因で営業秘密権者が破産に至った場合。
- (四) その他、営業秘密権者に重大な損失を与えた場合。

第七十四条 「他人の商業的信用・名誉又は商品の名声・名誉を損なう特定商品名誉毀損罪の嫌疑に係る案件（刑法221条）」虚偽の事実を捏造し、かつ流布し、他人の商業的信用・名誉又は商標の名声・名誉を損ない、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 他人の直接経済損失額が50万元以上である場合。
- (二) 上記の金額基準を満たしていなくても、次の各号の何れかに該当する場合は、立件し訴追しなければならない。

1. インターネット又はその他のメディアを利用して他人の商業的信用・名誉又は商品の名声・名誉を損なう場合

2. 会社、企業などの単位に6ヵ月以上の生産・経営の停止をさせ、又は破産させた場合

- (三) 他人に重大な損失を与え、又はその他の重い情状がある場合

第七十五条 「虚偽宣伝罪（刑法222条）」広告主、広告業者、広告発行者が国家规定に違反し、広告を利用して商品又はサービスにおける虚偽宣伝を行い、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

- (一) 違法所得金額が10万元以上である場合。
- (二) 一人の消費者の直接経済損失額が5万元以上、又は複数の消費者の直接経済損失額を累計で合計20万元以上である場合。

(三) 突発事件を予防、抑止する名目を悪用し、広告を利用して虚偽宣伝を行い、複数人が被害を受けることにより、違法所得金額が3万元以上である場合。

(四) 上記の金額基準を満たしていないが、2年以内に広告を利用して虚偽宣伝を行うことにより、2回以上の行政処罰を受けた後、再度広告を利用し、虚偽宣伝を行った場合。

(五) 被害者に人身傷害をもたらした場合。

(六) その他、情状が重い場合。

第七十九条 「不法経営罪の嫌疑に係る案件（刑法225条）」国家の規定に違反し、不法な経営活動を行い、市場の秩序を攪乱し、次の各号の何れかに該当する場合は、立件して訴追しなければならない。

(五) 社会秩序に深刻な危害を与え、市場の秩序を攪乱する不法出版物を出版、印刷、複製、発行し、次の各号の何れかに該当する場合。

1. 個人の不法経営金額が5万元以上、単位の不法経営金額が15万元以上である場合。
2. 個人の違法所得金額が2万元以上、単位の違法所得金額が5万元以上である場合。
3. 個人が新聞5,000部以上又は定期刊行物5,000冊以上又は図書2,000冊以上又は音像製品、電子出版物500枚以上の事業活動を不法に行い、単位が新聞15,000部以上又は定期刊行物15,000冊以上又は図書5,000冊以上又は音像製品、電子出版物1,500枚以上の事業活動を不法に行った場合。
4. 上記の金額基準を満たしていないが、次の各号の何れかに該当する場合。

(1) 2年以内に不法出版物を出版、印刷、複製、発行し、2回以上の行政処罰を受けた後再度不法出版物を出版、印刷、複製、発行した場合。

(2) 不法出版物を出版、印刷、複製、発行することにより、社会に悪影響又はその他深刻な結果を招いた場合。

(六) 出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事し、市場の秩序を嚴重に攪乱し、次の各号の何れかに該当する場合。

1. 個人の不法経営金額が15万元以上、単位の不法経営金額が50万元以上である場合。
2. 個人の違法所得金額が5万元以上、単位の違法所得金額が15万元以上である場合。
3. 個人が新聞15,000部以上又は定期刊行物15,000冊以上又は図書5,000冊以上又は音像製品、電子出版物1,500枚以上の事業活動を不法に行い、単位が新聞50,000部以上又は定期刊行物50,000冊以上又は図書15,000冊以上又は音像製品、電子出版物5,000枚

以上の事業活動を不法で行った場合。

4. 上記の金額基準を満たしていないが、2年以内に出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事したことにより2回以上の行政処罰を受けた後、再度出版物の出版、印刷、複製、発行業務に不法で従事した場合。

最高人民法院

商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟の若干問題に関する意見

2010年4月20日

2001年12月1日より「全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和國商標法」を改正する旨の決定」が施行されて以来、人民法院は、利害関係者が国家工商行政管理総局商標審判委員会による拒絶不服審判、異議再審審判、係争審判及び不使用取消再審審判などの具体的な行政行為に対して提訴するという商標の権利付与・権利確定に係る行政訴訟を法により受理・審理し、関係法律の適用を積極的に探求した上、多くの裁判経験を積み重ねてきた。商標の権利付与；権利確定に係る行政訴訟をより効果的に審理し、裁判経験をさらにまとめ、審理基準を明確にして統一化するために、最高人民法院は前後してシンポジウムを数回開催し、特定テーマの調査；研究を数回行うことにより、関係人民法院、部門及び専門家や学者の意見を広く聴取したうえ、商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟における法律の適用を研究してまとめた。それに基づいて、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國行政訴訟法」などの法律や規定により、裁判のプラクティスを参照して、このような行政訴訟の審理について下記の意見を出している。

1. 人民法院は、商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟を審理するとき、大量に使用されていない係争商標について、商標や商品の類似性などの権利付与権利確定の条件を審査判断し、先行の商業標章との抵触問題を処理する場合、商標の権利付与権利確定を法により適当に厳しく把握し、消費者と同業経営者の利益を十分に考慮した上、不正の先取り出願行為を効果的に抑制し、他人が持っている高い知名度及び強い顕著性のある先行商標、企業名称などの商業標章

の権益に対する保護を重要視し、商業標章を混同する可能性をできるだけ無くすべきである。使用期間が長く、高い声譽を持っており、かつ関係公衆の群体を有する係争商標について、先行の商業標章の権益への保護と市場秩序の維持を調和するという商標法の立法精神を正しく把握し、関係公衆が客観的に関係商業標章を区別できるという事実を十分尊重し、形成した且つ安定した市場秩序の保護を重要視すべきである。

2. 実践中、ある標章又はその構成要素には誇大なことがあるものの、日常生活の経験或いは関係公衆の一般的な認識などに基づき誤解を招くには至らない場合、人民法院は誇大に宣伝し、かつ欺瞞性を帯びた標章と認定すべきではない。

3. 人民法院は、関係標章がその他の不良な影響があるか否かを審査し判断するとき、当該標章又はその構成要素が我が国の政治、経済、文化、宗教、民族などの社会公共利益と公共秩序に消極的な影響を与えるか否かを考慮すべきである。関係標章の登録が特定の民事権益にのみ損害を与える場合は、商標法には別の救済方法及び関係手続が規定されているので、その他の不良な影響があると認定すべきではない。

4. 商標法の規定によれば、県以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は通常、商標として登録、使用してはならない。実践中、地名と他の要素からなる商標について、他の要素によって全体として顕著な特徴を有するようになり、地名の意味がなくなるか、又は地名を主な意味としない場合は、県以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名を含むことを理由として登録できないと認定すべきではない。

5. 人民法院は、商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟を審理するとき、係争商標の指定商品の関係公衆の一般認識に基づいて、商標は全体として顕著な特徴を有するか否かを全体的に審査し判断すべきである。標章にある描写的な要素は、商標の全体の顕著な特徴に対して影響がない場合、又は描写的な要素は独特な形式で表現され、関係公衆が商品の出所を識別できる場合、顕著な特徴を有すると認定すべきである。

6. 人民法院は、商標の権利付与権利確定に係る行政訴訟を審理するとき、中国国内の関係公衆の一般認識に基づいて、係争の外国語商標が顕著な特徴を有するか否かを審査し判断すべきである。係争標章における外国語は固有の意味があるものの、関係公衆が当該標章に基づき商品の出所を識別できる場合は、顕著な特徴の認定に対して影響を与えない。

7. 人民法院は係争商標が普通名称であるか否かを判断するとき、それが法定の商品名または社会に普及し定着される商品名に属するか否かを審査しなければならない。法的規定または国家基準、業界基準により商品の普通名称に属する商標は普通名称であると認定しなければならない。関係公衆はある名称が一種の商品を表すと一般的に認める場合、当該名称は社会に普及し定着される普通名称であると認定しなければならない。専門事典、辞書に商品名として収録されたものは、社会に普及し定着される普通名称の認定の参考になる。

社会に普及し定着される普通名称は、通常、中国全域以内の関係公衆の通常の認識を判断基準とする。歴史伝統、風俗習慣及び地理環境などの原因により、関係市場で形成された固有の商品が、当該関係市場で通用される名称は普通名称であると認定することができる。

出願人は、その登録出願商標が部分的な地域以内に、社会に普及し定着される商品名称であることを知っているまたは知るべき場合、その登録出願商標は普通名称と認められなければならない。

8. 人民法院は係争商標が普通名称であるか否かを判断するとき、一般的には、商標登録出願時の事実状態を基準とする。出願時に普通名称でないが、登録の時に既に普通名称となった場合、当該商標は本商品の普通名称であると認定しなければならない。出願時に普通名称であるが、登録の時に普通名称でない場合、当該商標の登録を妨げない。

9. ある標章は、単に又は主に、その使用商品の品質、主な原材料、機能、用途、重量、数量、製造地などの特徴だけを描写説明する場合、顕著な特徴を有していないと認定しなければならない。標章又はその構成要素は商品の特徴を暗示して、商品の出所の識別機能に影響を与えない場合、上述の状況に該当しない。

10. 人民法院は、著名商標の保護に関する権利付与権利確定に係る行政訴訟を審理するとき、「最高人民法院の著名商標の保護に関する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の第5条、第9条及び第10条などの関連規定を参照することができる。

11. 中国で登録済みの著名商標について、非類似の商品において保護の範囲を確定するとき、その著名程度に適応することに注意すべきである。中国で社会公衆に周知される登録済みの著名商標について、非類似の商品において保護範囲を確定するとき、その著名程度に適応して、比較的広い範囲の保護を与えるべきである。

12. 商標弁理士、代理人または取次販売、代理などの販売代理関係上の代理人&代表者は、許諾を得ずに、自己の名義で被代理人または被代表者の商標を登録する場合、人民法院は、それは代理人代表者が被代理人被代表者の商標を先取りして出願する行為であると判断しなければならない。裁判のプラクティスでは、一部の先取り出願行為は代理代表関係の相談中の段階に発生する場合、すなわち、先取り出願が前に行われ、代理 代表関係が後に形成された場合、それは、代理人代表者の先取り出願行為と見なさなければならない。上記代理人代表者と共謀して先取り出願行為を行う商標登録出願人は代理人または代表者と見なすことができる。共謀して先取り出願するという行為は、状況に応じて、商標登録出願人と上記代理人または代表者との特定の関係などに基づいて推定することができる。

13. 代理人または代表者が登録出願できない商標 標章は、被代理人または被代表者の商標と同一の標章のほか、類似の標章も含む。登録出願できない商品は、被代理人または被代表者の商標を使用する商品と同一の商品のほか、類似の商品も含む。

14. 人民法院は商標権利付与 権利確定に係る行政訴訟を審理するとき、商品と商標の類似を判断する場合、「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」の関連規定を参考にすることができる。

15. 人民法院は関連商品役務が類似するかどうかを判断するとき、次の基準を考慮すべきである。すなわち、①商品の機能、用途、生産部門、販売ルート、消費者などは同じであるか、又は関連性が大きいかどうか；②役務の目的、内容、手段、対象などは同じであるか、又は関連性が大きいかどうか；③商品と役務は関連性が大きいかどうか、商品と役務の提供者が同一であるか、又は提供者の間に特定の関連があると、関連公衆に容易に誤認させるかどうか。また、「商標登録用の商品及びサービスの国際分類表」、「類似商品及び役務の区分表」は類似商品又は役務を判断するときの参考にすることができる。

16. 人民法院は、商標が類似するかどうかを認定するとき、商標の構成要素及び全体の類似性を考慮すべきであるし、関連商標の顕著性及び知名度、使用商品の関連性などの要素も考慮すべきである。そして、容易に混同を生じさせることは判断の基準とすべきである。

17. 商標法第 31 条の「商標の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはいけない」という概括的な規定を正しく理解応用すべきである。人民法院は係争商標が先に存在する他人の権利を侵害するかどうかを判断するとき、商標法に特別に規定された先行権利について、商標法の特別な規定に基づいて保護を与える。商標法に特別な規定がないが、民法通則および他の法律の規定によれば保護すべき合法的な利益であれば、この概括的な規定に基づいて保護すべきである。

人民法院は係争商標が他人の先に存在する権利を侵害するかどうかを審理裁判するとき、係争商標の出願日を基点とするのは一般的である。先行権利は、係争商標の登録の時に、すでに消滅された場合は、係争商標の登録を妨げない。

18. 商標法の規定によれば、出願人は不正手段で他人が既に使用しかつ一定の影響力を有する商標を先取りしてはいけない。もし出願人は、他人が既に使用し且つ一定の影響力を有する商標を知っている又は知るべきものの、他人の商標を先取りした場合、不正な手段を取ったと認定することができる。

中国国内に実際に使用されかつ一定の地域の範囲内で関連公衆に知られた商標は、すでに使用しかつ一定の影響力を有する商標と認定されるべきである。

先行商標が一定の継続的な使用時間、地域、販売量又は広告宣伝などを有することを証明できる証拠があれば、一定の影響力があると認定することができる。すでに使用しかつ一定の影響を有する商標は、非類似の商品に保護を与えるべきではない。

19. 人民法院は登録商標を取り消す行政事件を審理する場合、係争商標が他の不正手段で登録したものであるかどうかを審理判断するとき、欺瞞的な手段以外の商標登録秩序を乱し、公的利益を損害し、公的資源の不正占用し、又は他の方式で不正な利益を図る手段に属するかどうかを考慮すべきである。特定の民事権益のみを侵害する場合、商標法第 41 条第 2 項、第 3 項および商標法のほかの規定を採用して審査判断すべきである。

20. 人民法院は、三年不使用登録商標の取消に係る行政事件を審理するとき、商標法の関連規定の立法精神に基づいて、係る行為は実際の使用行為を構成するかどうかを正確に判断すべきである。

商標権者の自らの使用、他人に許諾する使用及び商標権者の意志に背かないその他の使用は、全て実際の使用行為と認定されるべきである。実際使用の商標は登録商標との差異はわずかであり、顕著な特徴が変わらない場合、登録商標の使用と見なすことができる。登録商標を実際に使用しておらず、譲渡、許諾行為、又は商標の登録情報の公布、或いは、登録商標の専用権の声明だけでは、商標の使用と認定されるべきではない。

商標権者は不可抗力、政策による制限、破産清算などの客観的な事由により、登録商標を実際に使用できないか又は使用停止するか、或いは、商標権者は、商標を使用する真実の意図を有しかつ実際使用の必要な準備をしたが、ほかの客観的な事由により登録商標を実際に使用していない場合は、すべて正当な理由があると認定されることができる。

3. 最新行政法規

專利行政法執行弁法(第60号)

「專利行政法執行弁法」は局務會議にて採決されたので、ここに公布し、2011年2月1日より施行する。

局 長 田力普

2010年12月29日

第一章 総 則

第一条 專利行政法執行行為の規範化を図り、專利權者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟秩序を守るため、「中華人民共和國專利法」、「中華人民共和國專利法實施細則」及びその他の関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 專利業務管理部門が專利權侵害紛争の処理、專利紛争の調停及び專利詐称行為の取締りといった專利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。

第三条 專利業務管理部門は專利權侵害紛争を処理するとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、適時」という原則に従わなければならない。

專利業務管理部門は專利紛争を調停するとき、「自由意志、合法的」という原則に従い、事実及び是非を明らかにする上、当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向けなければならない。

專利業務管理部門は專利詐称行為を取締とき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、公開」という原則に従わなければならない。与える行政処罰は違法行為の事実、性質、経緯及び社会への危害に相当するものでなければならない。

第四条 專利業務管理部門は専門機構を設け、又は専任の法執法官を割り当て、專利行政法執行を行わなければならない。

案件を引き受けた法執法官は国家知識產權局又は省、自治区、直轄市人民政府により発行した專利行政法執行証書を持っていなければならない、公務を執行する時に、きちんとした服装をしなければならない。

第五条 重大な影響を及ぼす專利權侵害紛争案件、專利詐称案件については、国家知識產權局は必要な場合に、関連する專利業務管理部門を組織して処理、取締りをさせることができる。

行為發生地が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る重大案件については、関連する省、自

治区、直轄市の専利業務管理部門は、国家知識産権局に報告してその処理又は取締りを申請することができる。

専利業務管理部門が専利行政法執行の展開において処理しにくい問題に遭った場合、国家知識産権局は必要な指導と支持を与えなければならない。

第六条 専利業務管理部門は当地の実情に基いて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。

委託者は受託者による専利詐称の取締り及び専利紛争の調停を監督、指導し、かつ法的責任を負わなければならない。

第七条 専利業務管理部門が任命し派遣した執法官は当事者と直接的な利害関係がある場合、忌避すべきである、当事者は当該執法官の忌避を申立てることができる。当事者が忌避申立を提出する場合、その理由を説明しなければならない。

執法官の忌避については、専利業務管理部門の責任者が決定する。忌避するかどうかは決定されるまでは、忌避を申立てられた執法官が本事案への関与を一時中止しなければならない。

第二章 専利権侵害紛争の処理

第八条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 請求者は専利権者又は利害関係者であること。
- (二) 明確な被請求者があること。
- (三) 明確な請求内容と具体的な事実、理由があること。
- (四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理及び管轄の範囲に属すること。
- (五) 当事者が当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと。

第（一）項でいう利害関係者は専利実施許諾契約における被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む。専利実施許諾契約における被許諾者の中に、独占実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができ、排他的実施許諾契約における被許諾者は、専利権者が請求しない前提で、独自で請求を提出することができる。契約に格別な規定がない限り、通常実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができない。

第九条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。

専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告（実用新案検索報告）の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

第十条 請求書には下記の内容を記載しなければならない。

(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。

(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。

(三) 処理請求の内容及び事実と理由。

関連の証拠と証明資料は請求書の添付書類として提出することができる。

請求書は請求者により署名又は押印されなければならない。

第十一条 請求が本弁法第八条の規定に適用場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5業務日内に立案し、そして請求者に通知する上、当専利権侵害紛争を処理するために3名又は3名以上の奇数の執法官を指定する。請求が本弁法第八条の規定に適用しない場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5業務日内に、請求者に受理しない旨を通知し、かつその理由を説明する。

第十二条 専利業務管理部門は立案日から5業務日内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならず、被請求者が受取った日から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求者の人数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利業務管理部門の処理には影響しない。

被請求者が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は受取った日から5業務日内に答弁書の副本を請求者に送達する。

第十三条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意志に基づいて調停を行うことができる。当事者双方が合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。

第十四条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、案件状況により口頭審理を行なうかどうかを決定することができる。専利業務管理部門は口頭審理を行なうと決定した場合、口頭審理より少なくとも3業務日前に、口頭審理の時間と場所を当事者に知らせなければならない。当事者は正当な理由なく出席を拒否した場合、又は許可を得ずに途中で退席した場合、請求者なら請求の取り下げ、被請求者なら欠席と見なす。

第十五条 専利業務管理部門は口頭審理を行なう場合、口頭審理の参加者と審理要点を記録書に記載しなければならない。間違いないと確認した後、執法官と参加者が署名又は押印する。

第十六条 専利法第五十九条第一項に定めた「発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」とは、専利権の保護範囲はその権利要求に記載された技術特徴が確定した範囲を基準とすることをいい、記載された技術特徴と同等な特徴が確定した範囲をも含む。同等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同等な手段で、基本的に同等な機能を実現し、基本的に同等な効果を達成し、かつ所属分野の当業者なら創造的な活動をせずに思いつくことができる特徴のことを指す。

第十七条 調停協議に合意し、又は請求者が請求を取り下げた場合を除き、専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、以下の内容を明記した処理決定書を作成しなければならない。

(一) 当事者の氏名又は名称、住所。

(二) 当事者の陳述した事実と理由。

(三) 権利侵害行為が成立するかどうかを認定する理由と根拠。

(四) 処理決定で侵害行為が成立し、即時に侵害行為を停止することを権利侵害者に命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為が成立しないと認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。

(五) 処理決定を不服として行政訴訟を提起するルートと期限。

処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。

第十八条 専利業務管理部門又は人民法院が、権利侵害が成立していると認定する上侵害行為の即時停止を権利侵害者に命じる処理決定又は判決を出した後、被請求者が同一専利権に対して再度同一種類の侵害行為を行い、専利権者又は利害関係者が処理を請求する場合、専利業務管理部門は侵害行為の即時停止を命じる処理決定を直接的に出すことができる。

第十九条 専利業務管理部門が専利権侵害紛争を処理するとき、立案した日から4ヶ月以内に案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、1ヶ月を超えないものとする。

案件の処理過程における公告、鑑定、中止等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。

第三章 専利紛争の調停

第二十条 専利業務管理部門に専利紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容を記載しなければならない。

(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表人又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。

(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。

(三) 調停請求の具体的な内容と理由。

専利権侵害の損害賠償金額のみについて調停を請求する場合、関係の専利業務管理部門が下した、権利侵害行為の成立を認定した処理決定書の副本を提出しなければならない。

第二十一条 専利業務管理部門は調停請求書を受取った後、請求書の副本を郵送、直接送り届け又はその他の方式で被請求者に送達しなければならない。被請求者が受取った日から15日以内に意見陳述書を提出するよう命じる。

第二十二条 被請求者が意見陳述書を提出し、調停に同意する場合、専利業務管理部門は速やかに立件し、かつ請求者と被請求者に調停の時間と場所を通知しなければならない。被請求者が期限を超えても意見陳述書を提出せず、又は意見陳述書に調停を受入れないと表明した場合、専利業務管理部門は立件しないものとし、かつ請求者に通知する。

第二十三条 専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、関連組織又は個人に協力を頼むことができる。頼まれた組織又は個人は調停に協力しなければならない。

第二十四条 当事者が調停により合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、その公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。合意しなかった場合、専利業務管理部門は案件を取消す方式で案件を終了させ、当事者双方に通知する。

第二十五条 専利出願権又は専利権の帰属による紛争について調停を請求する場合、当事者は専利業務管理部門の受理通知書を持って、国家知識産権局に当該専利の出願又は専利権の関連手続の中止を請求することができる。

調停により合意した場合、当事者は調停協議書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。合意しなかった場合、当事者は専利業務管理部門が発行した案件取消通知書をもって国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。中止を請求した日より満1年になって中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局では自動的に関連手続を回復する。

第四章 専利詐称行為の取締り

第二十六条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある行為を発見、又は通報により発見した場合、速やかに立案し、2名又は2名以上の執法官を指定して調査を行わせなければならない。

第二十七条 専利詐称行為の取締りは行為発生地専利業務管理部門が管轄する。専利業務管理部門が管轄権について紛争が発生する場合、それら共通の上級人民政府の専利業務管理部門で管轄を決定する。共通の上級人民政府の専利業務管理部門がない場合、国家知識産権局で管轄を決定する。

第二十八条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収する場合、その責任者の許可を得なければならない。封印、押収を実施するとき、当事者に関連の通知書を提示しなければならない。

専利業務管理部門が専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収するとき、その場で在庫品を調べて、記録書とリストを作成して、当事者と案件執法官により署名、又は調印されなければならない。当事者が署名又は捺印を拒否した場合、案件執法官は記録書にその状況を明記する。リストは当事者に1部渡さなければならない。

第二十九条 案件の調査が終了した後、専利業務管理部門の責任者の許可を得る上、案

件の状況によりそれぞれ以下のように処理される。

- (一) 専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を与える。
- (二) 専利詐称行為が軽微で、かつ直ちに是正した場合、処罰を免ずる。
- (三) 専利詐称行為が成立しない場合、法により案件を撤回する。
- (四) 犯罪嫌疑に係わる場合、法により公安機関に移送する。

第三十条 専利業務管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に処罰決定を出す事実、理由と根拠を告知し、かつ法により享有できる権利を告知しなければならない。

専利業務管理部門はより高額の罰金を処する決定を出す前に、公聴会の開催を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が公聴会開催を要求する場合、法により公聴会を組織しなければならない。

第三十一条 当事者は陳述と弁明の権利を有する。専利業務管理部門は当事者が弁明したことによりその行政処罰を重くしてはならない。

専利業務管理部門は当事者が提出した事実、理由と証拠を確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、専利業務管理部門はそれを採用しなければならない。

第三十二条 情状複雑、又は重大な違法行為に対してより厳しい行政処罰を与える場合、専利業務管理部門の責任者達が集団で検討した上、決定しなければならない。

第三十三条 調査により専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、専利業務管理部門は以下の内容を記載した処罰決定書を作成しなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 専利詐称行為の成立を認定する証拠、理由と根拠。
- (三) 処罰の内容及び履行方式。
- (四) 処理決定を不服として行政複議申請と行政訴訟提起のルートと期限。

処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。

第三十四条 専利業務管理部門が専利詐称案件を取り締まるとき、立案日より1ヶ月以内に、案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、15日間を超えないものとする。

案件の処理過程における公聴、公告等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入

しない。

第五章 調査・証拠を集める

第三十五条 専利権侵害紛争の処理に当たって、当事者は客観的な原因により自らの力で一部の証拠を収集できない場合、書面により専利業務管理部門に調査・証拠を集めることを請求することができる。専利業務管理部門は実情に基づいて関連証拠を調査、収集するかどうかを決定する。

専利権侵害紛争の処理と専利詐称行為の取締りに当たって、専利業務管理部門は必要に応じて職権により関連証拠を調査、収集することができる。

執法官は関連証拠を調査、収集する時、当事者又は関係者に行政法執行証書を提示しなければならない。当事者と関係者は執法官に協力して、事実通りに事情を報告しなければならない。拒否や妨害をしてはならない。

第三十六条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。

専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、記録書を作成しなければならない。記録書は執法官、被調査組織又は個人により署名又は調印されなければならない。被調査組織又は個人は署名又は調印を拒否した場合、執法官が記録書にその状況を明記する。

第三十七条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。

製品の専利に係わる場合、権利侵害の嫌疑がある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。方法の専利に係わる場合、当該方法に基づいて直接に獲得した嫌疑のある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。抽出されたサンプル数は事実を証明できる量を限度とする。

専利業務管理部門はサンプリングにより調査・証拠を集めるとき、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量及び保管場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ執法官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、執法官が記録書にその状況を明記する。リ

ストは被調査者に1部渡すものとする。

第三十八条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、かつサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。

登記・保存された証拠については、被調査組織又は個人は廃棄又は転移してはならない。専利業務管理部門が登記・保存するとき、登記・保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ執法官、被調査組織又は個人により署名又は調印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は調印を拒否した場合、執法官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。

第三十九条 専利業務管理部門が他の専利業務管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する必要がある場合、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門は速やかに、真剣に証拠の調査、収集に協力し、かつなるべく早く回答しなければならない。

第四十条 税関が差押えられた権利侵害の嫌疑がある貨物に対し調査を行い、専利業務管理部門に協力を求める場合、専利業務管理部門は法により協力しなければならない。専利業務管理部門は輸出入貨物の専利に係わる案件を処理するとき、税関に協力を求めることができる。

第六章 法的責任

第四十一条 専利業務管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を下し、権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じた場合、侵害行為を制止するため以下の措置を取らなければならない。

(一) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造した場合、それに対して即時に製造行為を停止し、権利侵害製品の製造に使用された専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(二) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ずに専利方法を使用した場合、権利侵害者に対して即時に使用行為を停止し、専利方法を実施した専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、専利方法に基づいて直接に獲得した、まだ売り出されていない権利侵害製品の販

売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(三) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した侵害製品を販売した場合、それに対して即時に販売行為を停止するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。まだ売り出されていない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(四) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品の販売を許諾している場合、それに対して即時に販売許諾行為を停止し、影響を取り除くよう命じる上、如何なる実際の販売行為の実施を禁止する。

(五) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品を輸入した場合、権利侵害者に対して即時に輸入行為を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、当該侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。

(六) 権利侵害行為を停止するためのその他の必要な措置。

第四十二条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認定する上権利侵害者に即時に権利侵害行為を停止することを命じる処理決定を出した後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟係属中には決定の執行は中止しない。

権利侵害者が、専利業務管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定した処理決定に対して、期限を超えても提訴せずに、なお権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第四十三条 専利業務管理部門は専利詐称行為が成立すると認定した場合、行為者に以下の是正措置をとるよう命じなければならない。

(一) 専利権を取得していない製品又はその包装に専利マークを表示する、専利権が無効と宣告された後又は専利権終了後にもかかわらず引き続き製品又はその包装に専利マークを表示する、又は許諾を得ずに製品又は製品包装に他人の専利番号を表示する場合、即時に表示行為を停止し、まだ売り出されていない製品又はその包装にある専利マーク

を取除く。製品上の専利マークを取除くことが難しい場合、当該製品又は包装を廃棄すること。

(二) 第(一)号に記載された製品を販売する場合、即時に販売行為を停止すること。

(三) 製品取扱書等の資料に専利権を取得していない技術又は設計を専利技術又は専利設計と、専利出願を専利と称し、又は許諾を得ずに他人の専利番号を使用して、係わる技術又は設計を他人の専利技術又は専利設計だと公衆に誤認させる場合、当該資料の配りを即時に停止、まだ外部に出していない資料を廃棄し、かつ影響を取除くこと。

(四) 専利証書、専利文書又は専利出願文書を偽造又は変造する場合、即時に偽造又は変造行為を停止し、偽造又は変造した専利証書、専利文書又は専利出願文書を廃棄し、かつ影響を取除くこと。

(五) その他の必要な是正措置。

第四十四条 専利業務管理部門が専利詐称行為の成立を認定し、処罰決定を出した場合、それを公告しなければならない。

第四十五条 専利業務管理部門が専利詐称行為を成立すると認定した場合、以下の方法により行為者の違法所得を算定することができる。

(一) 他人の専利を詐称する製品を販売する場合、製品の販売価格に販売数量を乗じて算定した金額を違法所得とする。

(二) 他人の専利を詐称した契約を締結する場合、取得した費用を違法所得とする。

第四十六条 専利業務管理部門が処罰決定を出した後、当事者が行政複議を申立て、又は人民法院に行政訴訟を提起する場合、行政複議中又は訴訟係属中には決定の執行は停止しない。

第四十七条 専利詐称行為の行為者は処罰決定書を受取った日から15日以内に、指定された銀行へ処罰決定書に明記された罰金を納付しなければならない。期限を超えても納付しない場合、1日に当たって罰金の3%を増やす。

第四十八条 専利業務管理部門が法により公務を執行することを拒絶、妨害する場合、公安機関より「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰を与える。情状が深刻で犯罪を構成している場合、司法機関より法により刑事責任を追及する。

第七章 附 則

第四十九条 専利業務管理部門は郵送、直接送り届け、留置送達、公告送達又はその他

の方式により関連の法律文書と資料を送達することができる。

第五十条 本弁法は国家知識産権局により解釈される。

第五十一条 本弁法は2011年2月1日より施行する。2001年12月17日に国家知識産権局令第19号にて発布した「専利行政法執行弁法」は同時に廃止する。

知的財産権海関保護条例

2003年12月2日に中華人民共和国国務院令第395号により公布され、2010年3月24日に「国務院の「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」改訂に関する決定」に基づき改訂を行った。

第一章 総則

第一条 海関による知的財産権の保護を実施し、対外経済貿易及び科学技術・文化の交流を促進し、公共の利益を維持することを目的として、「中華人民共和国海関法」に従い、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう海関による知的財産権の保護とは、海関が輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権（以下、知的財産権と総称する）に対して実施する保護をいう。

第三条 国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる。

海関は関連する法律及び本条例の規定に基づき、知的財産権の保護を実施し、「中華人民共和国海関法」に規定された関連の権力を行使する。

第四条 知的財産権の権利者は海関に知的財産権の保護の実施を請求する場合には、海関に保護措置を採る旨の申請をしなければならない。

第五条 輸入貨物の荷受人又はその代理人、輸出貨物の荷送人又はその代理人は国家の規定に基づき、輸出入貨物に関する知的財産権の状況事実を海関に報告し、且つその関連証明書類を提出しなければならない。

第六条 海関は知的財産権の保護を実施するときには、関係当事者の営業秘密を保護しなければならない。

第二章 知的財産権の登録

第七条 知的財産権の権利者は本条例の規定に基づき、その知的財産権の登録を海関総

署に申請することができる。登録を申請する場合には、申請書を提出しなければならない。

申請書には以下に掲げる内容を含まなければならない。

(一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等。

(二) 知的財産権の名称、内容及び関連情報。

(三) 知的財産権の使用許諾の状況。

(四) 知的財産権の権利者が知的財産権を合法的に行使する貨物の名称、生産地、出入境地の海関、輸出入業者、主な特徴、価格等。

(五) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、出入境地の海関、主な特徴、価格等。

前項に規定した申請書の内容に証明書類がある場合には、知的財産権の権利者は証明書類を添付し送付しなければならない。

第八条 海関総署は全ての申請書類を受領した日より30労働日以内に登録するか否かを決定し、且つ書面により申請者に通知する。登録しない場合には、その理由を説明しなければならない。

以下に掲げる状況の一がある場合には、海関総署はこれを登録しない。

(一) 申請書類が完全でないか又は無効である場合。

(二) 申請人が知的財産権の権利者でない場合。

(三) 知的財産権が法律、行政法規による保護を受けられない場合。

第九条 海関総署は、知的財産権の権利者が知的財産権登録申請においてその関連状況又は文書をありのままに提出していないことを発見した場合には、その登録を取消することができる。

第十条 知的財産権海関保護登録は海関総署が登録を認可した日より効力を生じ、有効期間は10年とする。

知的財産権が有効であるときは、知的財産権の権利者は知的財産権海関保護登録の有効期間の満了日前6ヶ月内に、海関総署に更新登録を申請することができる。毎次の更新登録の有効期間は10年とする。

知的財産権海関保護登録の有効期間が満了しても更新を申請しなかった場合、又は知的財産権が法律、行政法規の保護を受けなくなった場合には、知的財産権海関保護登録は

直ちに失効する。

第十一条 登録された知的財産権に変更が生じた場合には、知的財産権の権利者は変更が生じた日より30労働日以内に、海関総署に登録の変更又は取消の申請をしなければならない。

知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更または取消の申請を行わず、他人の合法的な輸出入または海関の法に基づく監督管理職責の履行に対して深刻な影響を与えた場合、海関総署は関連の利害関係者の申立に基づいて関連登録の取消を行うことができ、自発的に関連登録の取消を行うこともできる。

第三章 権利侵害疑義貨物の差押え申請及びその処理

第十二条 知的財産権の権利者は、権利侵害の疑義がある貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合には、貨物の出入境地の海関に権利侵害疑義貨物の差押えを申請することができる。

第十三条 知的財産権の権利者は、海関の権利侵害疑義貨物の差押えを申請する場合には、申請書及び関連証明文書を提出し、且つ権利侵害の事実があることを証明できる十分な証拠を提出しなければならない。

申請書には以下に掲げる主な内容を含めなければならない。

- (一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等。
- (二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報。
- (三) 権利侵害疑義貨物の荷受人及び荷送人の名称。
- (四) 権利侵害疑義貨物の名称、規格等。
- (五) 権利侵害疑義貨物の出入されうる貿易港、時間、運輸手段等。

権利侵害疑義貨物が、登録された知的財産権を侵害する疑いがある場合には、申請書に海関登録番号を記載しなければならない。

第十四条 知的財産権の権利者は、海関による権利侵害疑義貨物の差押えを請求する場合には、海関に貨物の価値を上回らない担保金を提供しなければならず、それをもって不当申請により与えた荷受人、荷送人の損失、及び海関差押え後の貨物の倉庫貯蔵、保管、及び処理の費用を支払う。知的財産権の権利者が貯蔵、保管費用を直接に倉庫業者に支払う場合には、担保金より控除する。具体的な方法は別途海関総署が制定する。

第十五条 知的財産権の権利者は、権利侵害疑義貨物の差押えを申請する場合、本条例

第十三条の規定を満たし、且つ本条例第十四条の規定に基づき担保を提供した場合には、海関は権利侵害疑義貨物を差押え、書面により知的財産権の権利者に通知し、且つ海関の差押え証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。

知的財産権の権利者は権利侵害疑義貨物の差押えを申請し、本条例第十三条の規定を満たさない、又は本条例第十四条の規定に基づく担保金を提供しない場合には、海関は申請を却下し、且つ書面で知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第十六条 海関は、輸出入貨物に登録された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合には、書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。知的財産権の権利者は送達の日より3労働日以内に本条例の第十三条の規定に基づき申請を提出し、且つ本条例第十四条の規定に基づき担保金を提供した場合には、海関は権利侵害疑義貨物を差押え、書面により知的財産権の権利者に通知し、且つ海関の差押え証書を荷受人又は荷送人に送付しなければならない。知的財産権の権利者が期間を越えても申請せず又は担保金を提供しない場合、海関は貨物を差押えてはならない。

第十七条 知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人は、海関の同意を経た後であれば関連貨物を調べることができる。

第十八条 荷受人又は荷送人は、その貨物が権利者の知的財産権を侵害しないと主張する場合には、海関に対して書面により説明し且つ関連証拠を添付しなければならない。

第十九条 専利権侵害疑義貨物の荷受人又は荷送人は、その輸出入貨物が専利権を侵害しないと主張する場合には、海関に貨物と同等価値の担保金を提出した後、海関にその貨物の通過を請求することができる。知的財産権の権利者が合理的期間内に人民法院に起訴しない場合には、海関は担保金を返済しなければならない。

第二十条 海関は、輸出入貨物が登録された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見し且つ知的財産権の権利者に通知した後、知的財産権の権利者が海関に権利侵害疑義貨物の差押えを請求する場合には、海関は差押えた日から30労働日以内に、差押えられた権利侵害疑義貨物について知的財産権侵害の有無について調査し認定しなければならない。認定できない場合には、書面により直ちに知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第二十一条 海関は差押えられた権利侵害疑義貨物の調査に知的財産権主管部門の協力を請求する場合、関連する知的財産権主管部門はこれに協力しなければならない。

知的財産権主管部門は、輸出入貨物に係る権利侵害事件の処理に海関の協力を請求する場合、海関はこれに協力しなければならない。

第二十二條 海関が差押えられた権利侵害疑義貨物及びその状況を調査する場合、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人はこれに協力しなければならない。

第二十三條 知的財産権の権利者は、海関に保護措置を採るよう申請した後、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国専利法」またはその他の関連法律の規定に基づき、差押えられた権利侵害疑義貨物について人民法院に権利侵害行為の停止又は財産保全措置を採るよう請求することができる。

海関は、人民法院による権利侵害行為の停止又は財産保全の執行協力通知を受けた場合、これに協力しなければならない。

第二十四條 以下に掲げる状況の一がある場合、海関は差押えられた権利侵害疑義貨物を通過させなければならない。

(一) 海関が本条例第十五条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より20労働日以内に人民法院から執行協力通知を受け取らなかった場合。

(二) 海関が本条例第十六条の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合であって、差押えた日より50労働日以内に人民法院から執行協力通知を受け取っておらず、且つ調査を経ても差押えた権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害していると認定できない場合。

(三) 専利権侵害疑義貨物の荷受人又は荷送人が、海関に貨物と等価の担保金を提供し、海関にその貨物の通過を請求した場合。

(四) 荷受人又は荷送人が、その貨物が権利者の知的財産権を侵害していないことを立証するに十分な証拠を持っていると海関が認めた場合。

(五) 海関が差押えられた権利侵害疑義貨物を権利侵害貨物として認定する前に、知的財産権の権利者が権利侵害疑義貨物差押えの請求を取消した場合。

第二十五條 海関が本条例の規定に基づき権利侵害疑義貨物を差押えた場合には、知的財産権の権利者は関連する倉庫貯蔵、保管及び処理の費用を支払わなければならない。

知的財産権の権利者が関連費用を支払わない場合、海関はその海関に提供された担保金から控除し、又は担保人に関連する担保責任を負わせることができる。

権利侵害疑義貨物が知的財産権を侵害していると認められた場合には、知的財産権の権利者はその支払った関連する倉庫貯蔵、保管及び処理等の費用を権利侵害行為の差止め

に支払う合理的支出に算入することができる。

第二十六条 海関は、知的財産権保護の実施において犯罪事件に係わる恐れがあることを発見した場合、これを法により公安機関に移送し処理しなければならない。

第四章 法律責任

第二十七条 差押えられた権利侵害疑義貨物が、海関の調査を経たのち知的財産権を侵害していると認められた場合には、海関はこれを没収する。

海関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合には、海関はこれを関連の公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意欲がある場合には、海関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いる方法がなく且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、海関は権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付すことができる。ただし偽造商標が付された輸入貨物については特殊な状況を除き、単に貨物上の商標標識を除去するだけでは同貨物の商業ルートに投入することを認めてはならない。権利侵害の特徴を削除する方法が無い場合には、海関はそれを廃棄しなければならない。

第二十八条 海関が知的財産権保護の登録及び知的財産権の保護措置の申請を受理した後、知的財産権の権利者が確実な状況を提供しないことにより権利侵害貨物を発見できず、速やかに保護措置をとることができない又は保護措置が十分でない場合、知的財産権の権利者は自ら責任を負わなければならない。

知的財産権の権利者が海関に権利侵害疑義貨物の差押えを請求した後、海関が差押えた権利侵害疑義貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していると認定できない、又は人民法院が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと判定した場合には、知的財産権の権利者は法により賠償責任を負わなければならない。

第二十九条 知的財産権侵害貨物を輸入又は輸出したことにより、犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する。

第三十条 海関の職員が知的財産権の保護を実施する場合、職務を怠慢し、職権を濫用し、私利のため不正を働き、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を行う。

第五章 附則

第三十一条 個人が国境を越えて物品を携帯又は郵送する場合、個人で使用する合理的数量を超え、且つ本条例第二条に規定した知的財産権を侵害する場合には、権利侵害貨物として処理を行う。

第三十二条 知的財産権の権利者は、その知的財産権を海関総署に登録する場合、国家の関連規定に基づき登録費用を支払わなければならない。

第三十三条 本条例は2004年3月1日より施行する。1995年7月5日に国务院が發布した「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」は同時に廃止する。

4. 最新部門規定

国家知識産権局行政復議規程（第66号）

局務会議で検討の上採決した「国家知識産権局行政復議規程」はここに発表し、2012年9月1日から施行する。

局 長 田力普

2012年7月18日

第一章 総則

第一条 違法又は不当な具体的な行政行為を防止、是正し、公民や法人、その他の組織の合法的權益を保護し、国家知識産権局が法により職権を行使することを保障、監督するために、「中華人民共和国行政復議法」と「中華人民共和国行政復議法実施条例」に基づき、本規程を制定する。

第二条 公民や法人、その他の組織が、国家知識産権局の具体的な行政行為がその合法的權益を侵害していると認める場合、本規程に基づいて国家知識産権局に行政復議を申請することができる。

第三条 国家知識産権局の法制業務を担当する機構（以下、「行政復議機構」という）は行政復議の具体的な業務を担当し、次の職責を履行する。

（一）行政復議申請を受理する。

- (二) 関連部門や人員を調査し証拠を取り、関連文書や資料を調査する。
- (三) 具体的な行政行為が合法・適切であるかどうかを審査する。
- (四) 併せて請求される行政賠償を処理する。
- (五) 行政復議の法律文書を制定、作成、発送する。
- (六) 行政復議の決定を不服として行政訴訟を提起された場合の応訴を行なう。
- (七) 行政復議決定の履行を督促する。
- (八) 行政復議、行政応訴事件の統計及び重大な行政復議決定の届出を行う。
- (九) 行政復議の実施中にあった問題を研究し、適時に関連部門に行政復議の意見又は提案を提出する。

第二章 行政復議の範囲と参加者

第四条 本規程第五条に定める状況を除き、次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができる。

- (一) 専利出願、専利権に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (二) 集積回路の回路配置の登録出願、回路配置専有権に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (三) 専利復審、無効宣告の手続きに関する国家知識産権局専利復審委員会の決定に不服がある場合。
- (四) 専利代理の管理に関する国家知識産権局の具体的な行政行為に不服がある場合。
- (五) 国家知識産権局の行ったその他の具体的な行政行為がその合法的権益を侵害すると認められる場合。

第五条 次の状況の一つに当たる場合、行政復議を申請することができない。

- (一) 専利出願人が専利出願を却下する決定に不服がある場合。
- (二) 復審請求人が復審請求の審査決定に不服がある場合。
- (三) 専利権者又は無効宣告請求人が無効宣告請求の審査決定に不服がある場合。
- (四) 専利権者又は強制実施権許諾の実施権者が強制実施権の実施料に関する裁定に不服がある場合。
- (五) 国際出願の出願人が、国家知識産権局が国際出願の受理機関、国際調査機関、国際予備審査機関として行った決定に不服がある場合。
- (六) 集積回路の回路配置の登録出願人が登録出願を却下する決定に不服がある場合。

(七) 集積回路の回路配置の登録出願人が復審決定に不服がある場合。

(八) 集積回路の回路配置の権利人が回路配置登録を取り消す決定に不服がある場合。

(九) 集積回路の回路配置の権利人、非自発的实施許諾の被許諾者が、非自発的实施許諾の実施料の裁定に不服がある場合。

(十) 集積回路の回路配置の権利人、侵害被疑者が集積回路の回路配置専有権侵害紛争の処理決定に不服がある場合。

(十一) 法律、法規の規定により行政復議を申請することができないその他の状況。

第六条 本規程に基づいて行政復議を申請する公民、法人又はその他の組織は複議申請人である。

具体的な行政行為を行なった際に、その権利又は利益に損害を受けたその他の利害関係者は、行政復議を申請することができ、第三者として行政復議に参加することもできる。

第七条 複議申請人、第三者は、自分の代わりに行政復議に参加することを代理人に委託することができる。

第三章 申請と受理

第八条 公民、法人又はその他の組織は、国家知識産権局による具体的な行政行為がその合法的権益を侵害すると認める場合、当該行政行為を知った日から60日以内に行政復議申請を提出することができる。

不可抗力又はその他の正当な理由で前項に記載された期限を過ぎた場合、当該期限は障害が取り除かれた日から引き続き計算される。

第九条 行政復議を申請する権利がある公民、法人又はその他の組織は人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が既に法により受理した場合、国家知識産権局に行政復議を申請してはならない。

国家知識産権局に行政復議を申請し、行政復議機構が法により受理した場合、法定の行政復議期間内には、人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

国家知識産権局は行政復議申請を受理した後に、受理する前又は受理した後に当事者が既に人民法院に行政訴訟を提起しており、かつ、人民法院が既に法により受理したことを発見した場合、行政復議申請を却下する。

第十条 行政復議申請は次のような条件に合致しなければならない。

(一) 複議申請人は、具体的な行政行為によってその合法的権益が侵害されたと認める

専利出願人、専利権者、集積回路の回路配置の登録出願人、集積回路の回路配置の権利者又はその他の利害関係者であること。

(二) 具体的な行政復議の請求内容と理由を有すること。

(三) 行政復議の範囲内に属すること。

(四) 法定の申請期間内に提出すること。

第十一条 行政復議を申請するには、行政復議申請書を1式2部提出し、また必要な証拠資料を添付しなければならない。行政復議申請の対象となる具体的な行政行為が書面にて行われた場合、当該文書又はそのコピーを添付しなければならない。

代理人に委託する場合、授權委託書を添付しなければならない。

第十二条 行政復議申請書には、次のような内容を明記しなければならない。

- (一) 復議申請人の氏名又は名称、郵送先住所、連絡電話。
- (二) 行政復議の具体的な請求内容。
- (三) 行政復議申請に関する主要な事実と理由。
- (四) 復議申請人のサイン又は捺印。
- (五) 行政復議の申請日。

第十三条 行政復議申請書は、国家知識産権局が作成した標準の記入用紙を使用することができる。

行政復議申請書は、手書き又は印刷してよい。

第十四条 行政復議申請書は、郵送、ファックス送信、手渡しなど方式で行政復議機構に提出しなければならない。

第十五条 行政復議機構は行政復議申請書を受取った日から5日以内に、状況によってそれぞれ次の処理を行う。

(一) 行政復議申請が本規程の規定に合致する場合は、それを受理し、復議申請人に受理通知書を発送する。

(二) 行政復議申請が本規程の規定に合致しない場合は、それを受理しないと決定し、書面にて理由を告知する。

(三) 行政復議申請書が本規程第十一条、第十二条の規定に合致しない場合は、指定された期間内に補正するよう復議申請人に通知する。期限を過ぎても補正しない場合は、行政復議申請を放棄したと見なす。

第四章 審理と決定

第十六条 行政復議の審理過程において、行政復議機構は関連部門・人員から状況を調査することができ、要求に応じて復議申請人又は第三者の口頭意見を聴取することもできる。

第十七条 行政復議機構は行政復議申請を受理した日から7日以内に、行政復議申請書

の副本を関連部門に転送しなければならない。当該部門は行政復議申請の副本を受取った日から10日以内に元の具体的な行政行為を維持、取消又は変更する旨の書面による回答意見を提出し、また当初具体的な行政行為を行った証拠、根拠とその他の関連資料を提出しなければならない。期限を過ぎても回答意見を提出しない場合、行政復議決定を下すことに影響を与えない。

複議申請人、第三者は、前項に述べた書面による回答意見及び具体的な行政行為を行なった際に依拠した証拠、根拠とその他の関連資料を閲覧することができるが、秘密保持に関連する内容は除く。

第十八条 行政復議の決定を行う前に、複議申請人は行政復議申請の取り下げを要求することができる。取り下げが許可された場合、行政復議手続きは終了する。

第十九条 行政復議期間中においては、具体的な行政行為は原則的に執行を停止しない。行政復議機構は執行の停止を必要とする場合、関連部門に執行停止通知書を発行し、また複議申請人及び第三者に通知しなければならない。

第二十条 行政復議案件の審理では、法律、行政法規、部門規定を依拠とする。

第二十一条 具体的な行政行為は、認定した事実が明確で、証拠が確実で、適用依拠が正確で、手続きが適法で、内容が適当な場合、それを維持する旨を決定するものとする。

第二十二条 被申請人が法定の職責を履行しない場合、それが一定の期間内に法定の職責を履行する旨を決定するものとする。

第二十三条 具体的な行政行為が次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を取消、変更する旨を決定し、又は当該具体的な行政行為が法律に違反していると認定するものとし、さらに被申請人が改めて具体的な行政行為を行う旨を決定することができる。

- (一) 主な事実が明確でなく、証拠が足りない場合。
- (二) 適用依拠に誤りがある場合。
- (三) 法定手続きに違反する場合。
- (四) 職権を越権又は濫用する場合。
- (五) 具体的な行政行為が明らかに不当である場合。
- (六) 新しい証拠が出現し、元の具体的な行政行為を取消、又は変更したほうがより合

理的である場合。

第二十四条 具体的な行政行為は次のような行為の一つに当たる場合、当該具体的な行政行為を変更することを決定できる。

(一) 認定した事実が明確で、証拠が確実で、手続きが合法的であるが、明らかに不当であり、又は適用依拠に誤りがある場合。

(二) 認定した事実が明確でなく、証拠が足りず、行政復議手続きにて審理され、事実が明確で、証拠が確実であると明らかになった場合。

第二十五条 次のような状況の一つに当たる場合、行政復議申請を却下し、またその理由を書面で通知するものとする。

(一) 複議申請人は、被申請人が法定の職責を履行しないとして行政復議を申請し、行政復議機構は受理した後に、被申請人がそれ相応の法定の職責を有しておらず、又は受理前に法定の職責を既に履行したと発見した場合。

(二) 行政復議機構は行政復議申請を受理した後に、当該行政復議申請が受理の要件を満たしていないと発見した場合。

第二十六条 複議申請人は、行政復議を申請するとともに、併せて行政賠償請求を提出することができる。行政復議機構は、国家賠償法の規定に基づき、行政賠償請求を審理し、行政復議決定において併せて賠償請求に対する決定を行う。

第二十七条 行政復議決定は、行政復議申請を受理した日から60日以内に行わなければならない。ただし、状況が複雑で、規定された期間内に決定を行うことができない場合、許可を得た後に、期間を延長することができ、また複議申請人と第三者に通知する。延長期間は最長でも30日を超えてはならない。

第二十八条 行政復議決定は、国家知識産権局の名義で行う。行政復議決定書には、国家知識産権局行政復議専用印章を押さなければならない。

第二十九条 行政復議期間中に、国家知識産権局は、関連の行政行為が法律に違反している、又は善後措置が必要であると発見した場合、行政復議意見書を作成することができる。関連部門は、行政復議意見書を受け取った日から60日以内に、関連行政違法行為の是正又は善後措置の実施に関する状況を行政復議機構に報告しなければならない。行政復議期間中に、行政復議機構は、法律、法規、規則の実施において普遍的な問題があると発見した場合、行政復議意見書を作成して、関連部門に制度を整備し、行政法執

行を改善するための建議を提出することができる。

第五章 期間と送達

第三十条 期間の開始日は期間内に計上しない。期間満了の最後の1日が祝日・休日である場合、祝日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。本規程の「5日」、「7日」、「10日」の規定は営業日を指し、祝日・休日を含まない。

第三十一条 行政復議決定書を直接送達した場合、複議申請人が送達領収書に記入した受取期日を送達日とする。行政復議決定書を郵送して送達した場合、発送日から15日をもって送達したと見なす。

行政復議決定書は送達され次第、法律効力を生じる。

第三十二条 複議申請人又は第三者が代理人に委託した場合、行政復議決定書は代理人のほかに、国内の郵送先住所に従って複議申請人と第三者にも送らなければならない。

第六章 附則

第三十三条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が国家知識産権局に行政復議を申請する場合、本規程を適用する。

第三十四条 行政復議は、費用を徴収しない。

第三十五条 本規程は、2012年9月1日から施行する。2002年7月25日付けの国家知識産権局第二十四号令で発表した「国家知識産権局行政復議規程」は、同時に廃止する。

発明特許出願優先審査管理方法（第 65 号）

「発明特許出願優先審査管理方法」は局務会議にて採決された。現在公布し、2012年8月1日から施行する。

局 長 田力普

2012年6月19日

第1条 産業構造の最適化、レベルアップを促進し、国家知的財産戦略の実施を推進し、革新型国家の建設を加速するため、「中華人民共和國専利法」及び「中華人民共和國専利法実施細則」の関係規定に基づき、本方法を制定する。

第2条 国家知識産権局は、出願人の請求に基づき、要件を満たした発明特許出願に対して優先審査を行い、優先審査の請求を認めた日から1年以内に審査を終結する。

第3条 国家知識産権局と他の国又は地域の専利審査機関との間で締結した両国間協定又は多国間協定に基づいて優先審査を行うものは、関係規定に従って取り扱うものとし、本方法を適用しないものとする。

第4条 優先審査可能な発明特許出願として、以下のものが挙げられる。

(1) 省エネルギー、環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装置の製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車など新興産業のコア技術に関する重要な専利出願。

(2) 低炭素技術、資源節約など「グリーン発展」に寄与する重要な専利出願。

(3) 同一の主題について、中国に第1国専利出願を行った後に他の国又は地域にも出願した中国での該第1国出願。

(4) 国家利益又は公衆利益に重大な意義を持ち、優先審査を必要とする専利出願。

第5条 優先審査を行う発明特許出願の件数は、国家知識産権局が各分野の審査能力、前年度の専利登録件数及び本年度の審査待ちの専利出願件数などの状況に基づいて決定する。

第6条 優先審査を請求する発明特許出願は電子出願でなければならない。実体審査手続き未開始の発明特許出願に対して優先審査を請求する場合、出願人は実体審査手続きを開始させなければならない。

第7条 出願人が優先審査の手続きを行う時、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 省、自治区、直轄市の知識産権局が審査し、意見を明示した上で、印鑑をした「発明特許出願優先審査請求書」。

(2) 専利調査能力を有する機関により発行された所定の様式に合致する調査報告、あるいは他の国又は地域の専利審査機関により発行された調査報告、審査結果及び中国語訳。

第8条 第7条第2項にいう専利調査能力とは、

- (1)「専利審査基準」に規定する調査用専利文献及び非専利文献を利用して調査する能力を持つことと、
- (2) 調査者が専門の技術背景を有し、専利実務教育及び調査教育を受けたことがあることと、
- (3) 該当専門分野の調査者が「審査基準」の関係要件に基づいて、優先審査を請求する発明特許出願に対して調査することができることと、を指す。

第 9 条 国家知識産権局は優先審査請求の受理及び審査を担当し、審査意見を適時に出願人に通知しなければならない。

第 10 条 優先審査請求を認めた発明特許出願について、国家知識産権局は適時に処理し、優先審査請求を認めた日から 30 稼働日以内に第 1 回拒絶理由通知書を発行しなければならない。

第 11 条 優先審査された発明特許出願について、出願人はできるだけ早く応答又は補正を行うようにしなければならない。出願人の拒絶理由通知書に対する応答期間は 2 ヶ月とする。出願人が応答期間を延長する場合、国家知識産権局は優先審査を止め、一般の出願として扱う。

第 12 条 本方法は国家知識産権局が責任を以って解釈するものとする。

第 13 条 本方法は 2012 年 8 月 1 日より施行される。

専利の強制実施許諾弁法(第 64 号)

「専利の強制実施許諾弁法」は、局務会議で審議を経て採択されたため、ここに公表し、2012 年 5 月 1 日より施行する。

局 長 田力普

2010 年 3 月 15 日

第一章 総 則

第 1 条 発明特許又は実用新案の強制実施許諾（以下、「強制許諾」という）の付与、実施料裁定及び終了の手続を規範化するために、「中華人民共和国専利法」（以下、「専利法」という）、「中華人民共和国専利法実施細則」及び関連の法律・法規に基づいて、本弁法を制定する。

第2条 国家知識産権局は、強制許諾請求、強制許諾の実施料に関する裁定請求及び強制許諾の終了請求の受理と審査に責任を負い、決定を行う。

第3条 強制許諾の付与、強制許諾実施料の裁定及び強制許諾の終了を請求するにあたっては、中国語による書面にて行わなければならない。

本弁法に準拠して提出される各種の証書や証明書類が外国語の場合、国家知識産権局は必要と認めるとき、当事者に対し、指定する期間内に中国語の訳文を追加送付するよう要請することができる。期間が満了しても追加送付されない場合は、当該証書や証明書類は提出されていないものと見なす。

第4条 中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が強制許諾事務を行う場合、法に照らして設立された専利代理機構に委任して行わなければならない。

当事者が専利代理機構に強制許諾事務を委任して行う場合、委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。一方の当事者は二名以上あり、かつ専利代理機構に委任していない場合は、別途に声明がある場合を除き、提出された書面で指名した第一当事者を同方の代表者とする。

第二章 強制許諾請求の提出と受理

第5条 専利権者が、専利権を付与された日から満3年を経過し、かつ専利出願日から満4年を経過しても、正当な理由なくその専利を実施せず又は充分実施しない場合、実施条件を具備する機構又は個人は、専利法の第48条第(1)号の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求することができる。

専利権者の専利権行使行為が独占行為であると法により認定され、当該行為が競争に対して生じた不利な影響を除去又は減少させるために、実施条件を具備する機構又は個人は、専利法の第48条第(2)号の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求することができる。

第6条 国に緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益の目的のために、国务院の関連主管部門は、専利法の第49条の規定に準拠して、国家知識産権局に、それが指定した実施条件を具備する機構へ強制許諾を付与するよう提案することができる。

第7条 実施条件を具備する機構は、公共の健康の目的のために、専利法の第50条の

規定に準拠して、専利権を取得した薬品を製造し、以下に掲げる国又は地域に対し輸出する強制許諾を付与するよう請求することができる。

(1) 最も発展が遅れている国又は地域。

(2) 関連の国際条約に準拠して世界貿易機関に通知し、輸入意向があることを表明した同機関の先進メンバー又は発展途上メンバー。

第 8 条 専利権を取得した発明又は実用新案が先に専利権を取得した発明又は実用新案に比べて顕著な経済的意義を有する重大な技術的進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、当該専利権者は、専利法の第 51 条の規定に準拠して、先の専利を実施する強制許諾を付与するよう請求することができる。国家知識産権局が先の専利を実施する強制許諾を付与した場合、先の専利権者も後の専利を実施する強制許諾を付与するよう請求することができる。

第 9 条 強制許諾の付与を請求するにあつては、以下の各項を明記した強制許諾請求書を提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名又は名称、住所、郵便番号、連絡担当者及び電話番号。

(2) 請求者の国籍又は登録先の国若しくは地域。

(3) 強制許諾の付与を請求される発明特許又は実用新案の名称、専利番号、出願日、権利付与公告日、及び専利権者の氏名又は名称。

(4) 強制許諾の付与を請求する理由と事実、期間。

(5) 請求者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号。

(6) 請求者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要。

(7) 添付書類の一覧表。

(8) 明記する必要があるその他の事項請求書及びその添付書類は、1 式 2 部とする。

第 10 条 強制許諾の請求が二人又は二人以上の専利権者に係る場合、請求者は専利権者の数に応じて請求書及びその添付書類の副本を提出しなければならない。

第 11 条 専利法の第 48 条第 (1) 号又は第 51 条の規定に準拠して、強制許諾の付与を請求する場合、請求者は、合理的な条件をもって専利権者に専利の実施許諾を請求したにもかかわらず、合理的な期間内に許諾を得られなかったことを証明する証拠を提供し

なければならない。

専利法の第 48 条第 (2) 号の規定に準拠して強制許諾の付与を請求する場合、請求人は、司法機関又は独占禁止法執行機構が法に照らして専利権者の専利権行使行為が独占行為であると認定した発効した判決又は決定を提出しなければならない。

第 12 条 国务院の関連主管部門は、専利法の第 49 条に準拠して強制許諾の付与を提案する場合、以下の各項を明らかにしなければならない。

(1) 国に緊急事態又は非常事態が発生しており、又は公共利益の目的のために、強制許諾を付与する必要がある。

(2) 強制許諾の付与を提案される発明特許又は実用新案の名称、専利番号、出願日、権利付与公告日、及び専利権者の氏名又は名称。

(3) 提案する強制許諾の付与期間。

(4) 指定した実施条件を具備する機構の名称、住所、郵便番号、連絡担当者及び電話番号。

(5) 明記する必要があるその他の事項。

第 13 条 専利法の第 50 条の規定に準拠して強制許諾の付与を請求する場合、請求者は、輸入者とそれが必要とする薬品及び強制許諾の付与に関する情報を提供しなければならない。

第 14 条 強制許諾の請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

(1) 強制許諾の付与を請求される発明特許又は実用新案の専利番号が不明確で、又は確定が困難な場合。

(2) 請求用書類に中国語を使用していない場合。

(3) 明らかに強制許諾の請求理由が備わっていない場合。

(4) 強制許諾の付与を請求される専利権が既に終了しており、又は無効と宣告された場合。

第 15 条 請求用書類が本弁法の第 4 条、第 9 条、第 10 条の規定に合致しない場合、請求人は通知を受取った日より 15 日以内にこれを補正しなければならない。期間を経過しても補正されない場合、当該請求は提出されていないものと見なす。

第 16 条 国家知識産権局は強制許諾の請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く

専利権者に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、専利権者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定することに影響を及ぼさない。

第三章 強制許諾請求の審査と決定

第 17 条 国家知識産権局は、請求者が陳述した理由、提供した情報及び提出した関連証明書類並びに専利権者が陳述した意見について審査しなければならない。現地確認が必要であれば、現地確認のために二名以上の職員を派遣しなければならない。

第 18 条 請求者又は専利権者が証言聴取会を要請する場合、国家知識産権局が証言聴取会を組織する。

国家知識産権局は、証言聴取会の開催日の 7 日前までに請求人、専利権者及びその他の利害関係者に通知しなければならない。国家秘密、営業秘密又はプライバシーに関連する場合を除き、証言聴取会は公開して行う。証言聴取会の際、請求人、専利権者及びその他の利害関係者は、弁明、対質を行うことができる。証言聴取会の際、証言聴取記録を作成し、証言聴取会の参加者に確認の上サイン又は捺印してもらわなければならない。専利法の第 49 条又は第 50 条の規定に準拠して強制許諾の付与を提案又は請求する場合、証言聴取手続を適用しない。

第 19 条 請求者は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取り下げた場合、強制許諾請求の審査手続は終了する。

国家知識産権局が決定を下す前に、請求者と専利権者は専利実施許諾契約を締結した場合、遅滞なく国家知識産権局に通知し、強制許諾請求を取り下げなければならない。

第 20 条 審査を経て、強制許諾の請求が以下のいずれかに該当すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾請求を棄却する決定を行わなければならない。

- (1) 請求人が本弁法の第 4 条、第 5 条、第 7 条又は第 8 条の規定に合致しない場合。
- (2) 強制許諾の付与を請求する理由が専利法の第 48 条、第 50 条又は第 51 条の規定に合致しない場合。
- (3) 強制許諾の請求に係る発明創造が半導体技術であり、その理由が専利法の第 52 条の規定に合致しない場合。
- (4) 強制許諾の請求が本弁法の第 11 条又は第 13 条の規定に合致しない場合。
- (5) 請求者が陳述した理由、提供した情報又は提出した関連証明書類が不十分で、若

しくは真実なものでない場合。

国家知識産権局は強制許諾請求を棄却する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を請求者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、請求者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

第 21 条 審査を経て、強制許諾の付与を請求する理由が成立すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾を付与する決定を行わなければならない。強制許諾を付与する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を請求人と専利権者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、双方当事者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

国家知識産権局は専利法の第 49 条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を専利権者に通知しなければならない。

第 22 条 強制許諾を付与する決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 強制許諾を取得する機構又は個人の名称若しくは氏名、住所。
- (2) 強制許諾を付与される発明特許又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (3) 強制許諾を付与する範囲と期間。
- (4) 決定の理由、事実と法的根拠。
- (5) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン。
- (6) 決定日。
- (7) その他の関連事項。

強制許諾を付与する決定は、決定日より 5 日以内に請求人と専利権者に通知しなければならない。

第 23 条 国家知識産権局は専利法の第 50 条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う場合には、当該決定において以下の要求事項も明らかにしなければならない。

- (1) 強制許諾に基づいて製造する薬品の数は輸入者が必要とする数を超えてはならず、かつ、全数を当該輸入者に輸出すること
- (2) 強制許諾に基づいて製造する薬品は、特定のラベル又は表記を採用することによって、当該薬品が強制許諾に基づいて製造したものであることを明確に表示すること。実施可能でかつ薬品価格に明らかな影響を及ぼさないことを前提に、薬品自体に特殊な

色や形状を使用し、又は薬品に特殊な包装を用いること

(3) 薬品を積載輸送する前に、強制許諾を取得した機構は、そのホームページ又は世界貿易機関の関連ウェブサイトにおいて、輸入者に輸送する薬品の数及び本条第(2)号に記載の薬品を識別するための特徴などの情報を発表すること

第24条 国家知識産権局は専利法の第50条に準拠して強制許諾を付与する決定を行う場合には、国務院の関連主管部門が、世界貿易機関に以下に掲げる情報を報告する。

- (1) 強制許諾を取得した機構の名称と住所。
- (2) 輸出する薬品の名称と数量。
- (3) 輸入者。
- (4) 強制許諾の期間。
- (5) 本弁法の第23条第(3)号に記載のURL。

第四章 強制許諾実施料の裁定請求の審査と裁定

第25条 強制許諾実施料の裁定を請求する場合、以下の各項を明記した強制許諾実施料裁定請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称、住所。
- (2) 請求者の国籍又は登録先の国又は地域。
- (3) 強制許諾を付与する決定の書類番号。
- (4) 被請求者の氏名又は名称、住所。
- (5) 強制許諾実施料の裁定を請求する理由。
- (6) 請求者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号。
- (7) 請求者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要。
- (8) 添付書類の一覧表。
- (9) 明記する必要があるその他の事項請求書及びその添付書類は1式2部とする。

第26条 強制許諾実施料の裁定請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

- (1) 強制許諾を付与する決定がまだ行われていない場合。
- (2) 請求者が専利権者又は強制許諾を取得した機構又は個人でない場合。

(3) 双方が未だ協議をしておらず、又は協議を経て合意に達した場合。

第 27 条 国家知識産権局は強制許諾実施料の裁定請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く相手方当事者に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、相手方当事者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定を下すことに影響を及ぼさない。強制許諾実施料の裁定過程中に、双方当事者は書面による意見を提出することができる。国家知識産権局は、事件の必要に応じ、双方当事者から口頭意見を聴取することができる。

第 28 条 請求者は国家知識産権局が決定を下す前にその裁定請求を取り下げた場合、裁定手続は終了する。

第 29 条 国家知識産権局は、請求書を受取った日より 3 ヶ月以内に強制許諾実施料の裁定決定を出さなければならない。

第 30 条 強制許諾実施料の裁定決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 強制許諾を取得した機構又は個人の名称若しくは氏名、住所。
- (2) 強制許諾を付与された発明特許又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (3) 裁定の内容と理由。
- (4) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン。
- (5) 決定日。
- (6) その他の関連事項。

強制許諾実施料の裁定決定は決定日より 5 日以内に双方当事者に通知しなければならない。

第五章 強制許諾を終了させる請求の審査と決定

第 31 条 以下のいずれかに該当する場合、強制許諾が自動的に終了する。

- (1) 強制許諾を付与する決定に定めた強制許諾期間が満了した場合。
- (2) 強制許諾を付与された発明特許又は実用新案が終了しており、又は無効と宣告された場合。

第 32 条 強制許諾を付与する決定に定めた強制許諾期間が満了する前に、強制許諾の理由が解消され、かつ二度と発生しない場合、専利権者は国家知識産権局に、強制許諾

を終了させる決定を下すよう請求することができる。

強制許諾の終了を請求する場合、以下の各項を明記した強制許諾終了請求書を提出しなければならない。

- (1) 専利権者の氏名又は名称、住所。
- (2) 専利権者の国籍又は登録先の国又は地域。
- (3) 終了請求に係る強制許諾付与決定の書類番号。
- (4) 強制許諾の終了を請求する理由と事実。
- (5) 専利権者が専利代理機構に委任している場合、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定した代理人の氏名、執業証番号、電話番号。
- (6) 専利権者によるサイン又は捺印。専利代理機構に委任している場合、当該機構による捺印も必要。
- (7) 添付書類の一覧表。
- (8) 明記する必要があるその他の事項請求書及びその添付書類は、1 式 2 部とする

第 33 条 強制許諾の終了請求が以下のいずれかに該当する場合、それを受理せず、その旨を請求者に通知する。

- (1) 請求者が強制許諾を付与された発明特許又は実用新案の専利権者でない場合。
- (2) 終了を請求された強制許諾付与決定の書類番号が明記されていない場合。
- (3) 請求用書類には中国語を使用していない場合。
- (4) 明らかに強制許諾を終了させる理由が備わっていない場合。

第 34 条 請求用書類が本弁法の第 32 条の規定に合致しない場合、請求者は通知を受取った日より 15 日以内にこれを補正しなければならない。期間を経過しても補正されない場合は、当該請求は提出されていないものと見なす。

第 35 条 国家知識産権局は強制許諾の終了請求を受理した場合、請求書の副本を遅滞無く強制許諾を取得した機構又は個人に送付しなければならない。別途に指定がある場合を除き、強制許諾を取得した機構又は個人は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述しなければならない。期間を経過しても回答しない場合、国家知識産権局が決定することに影響を及ぼさない。

第 36 条 国家知識産権局は、専利権者が陳述した理由及び提出した関連証明書類並びに強制許諾を取得した機構又は個人が陳述した意見について審査しなければならない。

現地確認が必要であれば、現地確認のために二名以上の職員を派遣しなければならない。

第 37 条 専利権者は国家知識産権局が決定を下す前にその請求を取り下げた場合、関連手続は終了する。

第 38 条 審査を経て、強制許諾の終了を請求する理由が成立しないと認められた場合、国家知識産権局は強制許諾の終了請求を棄却する決定を行わなければならない。強制許諾の終了請求を棄却する決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を専利権者に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、専利権者は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

第 39 条 審査を経て、強制許諾の終了を請求する理由が成立すると認められた場合、国家知識産権局は強制許諾を終了させる決定を行わなければならない。強制許諾を終了させる決定を行う前、決定しようとする内容及びその理由を、強制許諾を取得した機構又は個人に通知しなければならない。別途に指定がある場合を除き、強制許諾を取得した機構又は個人は通知を受取った日より 15 日以内に意見を陳述することができる。

強制許諾を終了させる決定には、以下の各項を明記しなければならない。

- (1) 専利権者の氏名又は名称、住所。
- (2) 強制許諾を取得した機構又は個人の名称若しくは氏名、住所。
- (3) 強制許諾を付与された発明特許又は実用新案の名称、専利番号、出願日及び権利付与公告日。
- (4) 強制許諾付与決定の書類番号。
- (5) 決定の事実・法的根拠。
- (6) 国家知識産権局の公印及び責任者によるサイン。
- (7) 決定日。
- (8) その他の関連事項。

強制許諾を終了させる決定は、決定日より 5 日以内に専利権者及び強制許諾を取得した機構又は個人に通知しなければならない。

付 則

第 40 条 既に発効した強制許諾付与決定及び強制許諾終了決定、並びに自動的に終了する強制許諾は、専利原簿に登録し、かつ専利公報にて公告しなければならない。

第 41 条 当事者は国家知識産権局による強制許諾に関する決定を不服とする場合には、

法に照らして行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第 42 条 本弁法は国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第 43 条 本弁法は 2012 年 5 月 1 日より施行する。2003 年 6 月 13 日付けの国家知識産権局令第 31 号にて発布された「専利の強制実施許諾弁法」及び 2005 年 11 月 29 日付けの国家知識産権局令第 37 号にて発布された「公共健康問題に係る専利の強制実施許諾弁法」は同時に廃止する。

専利標識表記弁法（第 63 号）

「専利標識表記弁法」が国家知識産権局の局務会議にて採決されたため、ここに公布し、2012 年 5 月 1 日より施行するものとする。

局長 田 力

普

2012 年 3 月 8

日

第 1 条 専利標識の表記方式を規範化し、正常な市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国専利法」（以下、専利法という）及び「中華人民共和国専利法実施細則」の関係規定に基づいて、本弁法を制定する。

第 2 条 専利標識を表記するにあたり、本弁法にしたがって表記しなくてはならない。

第 3 条 専利事務管理部門は、その行政区域における専利標識の表記行為の監督管理を担当する。

第 4 条 専利権付与後の専利権の存続期間内に、専利権者又はその同意を得て専利標識を表記する権利を享有する被許可者は、専利製品、専利方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に専利標識を表記することができる。

第 5 条 専利標識を表記するにあたり、次の内容を明記しなくてはならない。

（1）例えば、中国発明特許、中国実用新案、中国意匠など中国語で表記されている専利権の種類。

(2) 国家知識産権局によって権利付与された専利権の専利番号。

上記内容以外に、その他の文字や図形標識を表記してもよい。ただし、その文字、図形標識及びその表記方法が公衆に誤解をもたらすものであってはならない。

第6条 専利方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に専利標識を表記するにあたり、中国語でその製品が専利方法によって直接得られたものであると明記しなくてはならない。

第7条 専利権付与前に製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に表記するにあたり、中国語で中国専利出願の種類、専利出願番号を表記し、かつ「専利出願中、未登録」の文字を明記しなくてはならない。

第8条 専利標識の表記が本弁法第5条、第6条又は第7条の規定に合致しない場合、専利事務管理部門は是正するよう命じる。

専利標識の表記が適切でなく、専利詐称行為になる場合、専利事務管理部門は専利法第63条の規定にしたがって処罰する。

第9条 本弁法は、国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第10条 本弁法は2012年5月1日より施行するものとする。2003年5月30日に国家知識産権局令第29号により発布した「専利表記及び専利番号表記方法に関する規定」は同時に廃止する。

専利実施許諾契約届出弁法（第62号）

「専利実施許諾契約届出弁法」は、すでに局務会議の審議を通過したので、ここに公布する。当該弁法は2011年8月1日から施行する。

局長 田力

普

2011年6月27日

第一条 専利権の確実な保護、専利実施許諾行為の規範化、専利権運用の促進のために、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国契約法」並びに関連法律、法規に基づいて本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局が全国においての専利実施許諾契約の届出作業を管理する。

第三条 専利実施許諾の許諾者は、適法の専利権者又はその他の権利者でなければならない。

共有されている専利権で専利実施許諾契約を締結する場合、共有者全員において別途約定があること、又は「中華人民共和国専利法」において規定がある場合を除き、ほかの共有者の承諾を得なければならない。

第四条 届出を申込む専利実施許諾契約は、書面の形式で締結されていなければならない。

専利実施許諾契約を締結する際、国家知識産権局が統合、製作した契約書の手本を利用することができる。別の手本を採用した場合「中華人民共和国契約法」の規定に合致しなければならない。

第五条 当事者は、専利実施許諾契約の発効日から起算して 3 ヶ月以内に届出手続を行わなければならない。

第六条 中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国の他の組織が届出手続を行う場合、法律に基づいて設立された専利代理機構に委託して行わなければならない。

中国の企業、団体又は個人が届出手続を行う時、法に基づいて設立された専利代理機構に委託して行うことが出来る。

第七条 当事者は郵便、直接に送達、交付、又は国家知識産権局が規定したほかの方式で専利実施許諾契約の届出手続きを行なうことができる。

第八条 専利実施許諾契約の届出を申し込む場合、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(一) 許諾者又は許諾者が委託した専利代理機構によってサイン又は捺印された専利実施許諾契約届出申込表。

(二) 専利実施許諾契約書。

(三) 当事者双方の身分証明書。

(四) 専利代理機構に委託した場合は、委託権限が明記されている委任状；

(五) その他の必要書類。

第九条 当事者が提出した専利実施許諾契約には、次に掲げる内容を含まなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 専利権の件数及び各専利権の名称、専利番号、出願日、査定公告日。
- (三) 実施許諾の種類と期間。

第十条 身分証明書を除き、当事者が提出する各書類は中国語によるものでなければならない。身分証明書が外国語である場合、当事者は中国語訳文を添付しなければならない。添付されていない場合、提出していないものと見なす。

第十一条 国家知識産権局は、届出申込受領日から起算して 7 稼動日以内に審査を実施し、届出の可否を決める。

第十二条 届出申込が審査を通じて合格された場合、国家知識産権局は当事者に「専利実施許諾契約届出証明」を発行する。

次に掲げる事情のいずれかに該当する場合、届出申込は拒否され、当事者に「専利実施許諾契約届出拒否通知書」を送付する。

- (一) 専利権が既に終了されているか又は無効宣告された場合。
- (二) 許諾者は専利登録簿に記載されている専利権者又は許諾を与える権利があるほかの権利者でない場合。
- (三) 専利実施許諾契約が本弁法第九条の規定に合致していない場合。
- (四) 実施許諾期間が専利権の存続期間を超えている場合。
- (五) 専利権の共有者が、法律規定又は約束を違反して専利実施許諾契約を締結した場合。
- (六) 専利権が年金滞納期間中にある場合。
- (七) 専利権の帰属について紛争が生じているか、又は人民法院によって専利権に対する保全措置が裁定されることで、専利権の関連手続が停止されている場合。
- (八) 同一の専利実施許諾契約が繰り返して届出申し込みされた場合。
- (九) 質入された専利権である場合、但し、質権者が承諾した場合を除く。
- (十) 既に届出されている専利実施許諾契約に衝突している場合。

(十一) ほかの届出拒否されるべき事情である場合。

第十三条 専利実施許諾契約が届出された後、国家知識産権局は、届出申し込みが本弁法第十二条第二項に列挙されている事情に該当し、且つ、この事情が解消されていないことが発現された場合、専利実施許諾契約の届出を取り消し、当事者に「専利実施許諾契約届出取消通知書」を送付するべきである。

第十四条 専利実施許諾契約届出の関連内容は、国家知識産権局が専利登録簿に登録し、かつ専利公報において次に掲げる内容を公告する。

許諾者、被許諾者、主分類番号、専利番号、出願日、査定公告日、実施許諾の種類、期間、届出日。

専利実施許諾契約が届出された後、変更、抹消及び取消された場合、国家知識産権局は相応的に登記、公告する。

第十五条 国家知識産権局は専利実施許諾契約の届出のデータベースを設置する。公衆は専利実施許諾契約の届出の法律状態を調べることができる。

第十六条 当事者が実施許諾の期間を延長する場合、元の実施許諾期限の満了日前の 2 ヶ月以内に変更協議書、届出証明書及びほかの関連書類を持参して国家知識産権局に届出変更手続を行わなければならない。

専利実施許諾契約のほかの内容を変更する場合、前項の規定を参照して取り扱う。

第十七条 実施許諾の期限が満了、又は事前に専利実施許諾契約を解除する場合、当事者は期限満了、又は解除協議書締結後の 30 日以内に届出証明書、解除協議書及びほかの関連書類を持参して国家知識産権局に届出抹消手続を行わなければならない。

第十八条 届出された専利実施許諾契約に関わる専利権が無効宣告され、又は期限満了日の前に終了された場合、当事者は遅滞なく届出抹消手続を行わなければならない。

第十九条 届出された専利実施許諾契約の種類、期間、ロイヤルティーの算定弁法又は金額などは、専利管理部門が権利侵害賠償金額を調停時の参考とすることができる。

第二十条 当事者が専利出願実施許諾契約により届出を申し込む場合、本弁法を参照して実施するものである。

届出を申し込む時、専利出願が却下され、取り下げられ、又は取下げられたと見なされた場合、届出を拒否するものである。

第二十一条 当事者が専利出願実施許諾契約により届出を申し込んだ場合、専利出願が登録査定された後、当事者は遅滞なく専利出願実施許諾契約の名称及び関連条項を変更しなければならない。専利出願が却下され、取り下げられ、又は取下げられたと見なされた場合、当事者は遅滞なく届出抹消手続を行わなければならない。

第二十二条 本弁法は2011年8月1日より施行する。同時に2001年12月17日に国家知識産権局令第十八号により公布された「専利実施許諾契約届出管理弁法」は廃止される。

著作権質権登録方法（第8号）

「著作権質権登録方法」は2010年10月19日に国家版權局第1回局務会議で採択された。現在、この方法を公布し、2011年1月1日より施行する。

国家版權局局长 柳斌杰

2010年11月25日

第1条 著作権の質権設定の運用を規範化し、債権者の合法的利益を保護し、著作権取引の秩序を維持するために、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国担保法」と「中華人民共和国著作権法」及び関係規定に基づき、本方法を制定する。

第2条 国家版權局は著作権の質権登録に責任を負う。

第3条 「中華人民共和国著作権法」に規定された著作権および著作権に関する権利（以下、ともに「著作権」という）の財産権には質権を設定することができる。

共有に係る著作権に質権を設定する場合、別途約束がある場合を除き、すべての共有者の合意を得なければならない。

第4条 著作権に質権を設定する場合、質権設定者は質権者と書面による質権契約を結ぶものとし、双方は登録部門に著作権の質権登録を共同に行う。質権設定者と質権者は登録の手続きを自ら行ってもよく、代理人に委任して行ってもよい。

第5条 著作権質権の設立、変更、譲渡及び消滅は「著作権質権登録簿」に記載されてから効力が発生する。

第6条 著作権の質権登録を申請するとき、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 著作権質権登録申請書。
 - (2) 質権設定者及び質権者の身分証明。
 - (3) 主契約及び著作権質権契約書。
 - (4) 代理人に委任する場合、委任状及び受託者の身分証明を提出する。
 - (5) 共有に係る著作権に質権を設定する場合、共有者が質権の設定を認める旨の書類を提出する。
 - (6) 質権設定する前に、他人に使用を許諾した場合、その許諾契約を提出する。
 - (7) 質権設定した著作権は、価値評価を行ったか、または質権者または関係法律に価値評価が要求された場合、有効な価値評価報告を提出する。
 - (8) 提出する必要があるその他の書類。
- 提出した書類が外国語によるものである場合、中国語の訳文を添付しなければならない。

第7条 著作権質権契約は以下の内容を含まなければならない。

- (1) 質権設定者及び質権者の基本情報。
- (2) 担保される債権の種類と金額。
- (3) 債務者の債務履行の期限。
- (4) 質権設定した著作権の内容と保護期間。
- (5) 質権による担保の範囲及び期限。
- (6) 当事者が約束した他の事項。

第 8 条 申請者の提出した書類が完備である場合、登録部門は受理するものとする。提出した書類が不完備である場合、登録部門は申請を受理しないものとする。

第 9 条 審査を経て、登録要件を満たした申請について、登録部門は受理してから 10 日以内に登録するとともに、質権設定者及び質権者に「著作権質権登録証書」を発行する。

第 10 条 審査を経て、登録要件を満たしていない申請について、登録部門は受理してから 10 日以内に申請者に補正を通知する。補正通知書には、補正すべき事項及び合理的な補正期間を明記すべきである。正当な理由なく期間を経過しても補正を行わないとき、その申請は取り下げられたものとみなされる。

第 11 条 「著作権質権登録証書」は以下の内容を含む。

- (1) 質権設定者及び質権者の基本情報。
- (2) 質権設定した著作権の基本情報。
- (3) 著作権の質権の登録番号。
- (4) 登録日。

「著作権質権登録証書」には、「著作権の質権が登録日より設定される」という旨を明記しなければならない。

第 12 条 次の各号の一に該当するとき、登録部門は登録しない。

- (1) 質権設定者は著作権者でないとき。
- (2) 契約が法令の強制的な規定に違反しているとき。
- (3) 質権設定した著作権の保護期間は満了したとき。
- (4) 債務者の債務履行の期限が著作権の保護期間を超えているとき。
- (5) 質権設定した著作権の帰属について争いがあるとき。
- (6) 質権設定の条件を満たさないその他のとき。

第 13 条 登録部門が著作権の質権を登録するまでに、申請者は登録申請を取り下げることができる。

第 14 条 著作権が質権設定されている期間において、質権設定者は質権者の許可を得ずに、質権設定した権利を譲渡するかまたは他人に使用を許諾して

はならない。

質権設定者が質権設定した権利を譲渡するかまたは他人に使用を許諾して取得した料金は、質権者への債務の早期弁済または供託に用いるものとする。

第 15 条 次の各号の一に該当するとき、登録部門は質権登録を取消すものとする。

- (1) 登録後、本方法第 12 条に掲げる事情のいずれかが発見されたとき。
- (2) 司法部門、仲裁部門、行政管理部門が出した質権の効力に関する裁決や行政処分決定書に基づいて取消すべきであるとき。
- (3) 著作権質権契約が無効であるかまたは取消されたとき。
- (4) 申請者が偽造の書類またはその他の手段により著作権の質権を偽って登録したとき。
- (5) 取消すべきその他のとき。

第 16 条 著作権が質権設定されている期間において、申請者の基本情報、著作権の基本情報、担保されている債権の種類及び金額または担保の範囲などの事項に変更があった場合、申請者は、変更協議書、当初の「著作権質権登録証書」その他の関係資料を持参して登録部門に登録の変更を申請することができる。

第 17 条 登録の変更申請は、登録部門が受理してから 10 日以内に審査を完了する。審査に合格したとき、変更事項を登録する。

変更事項が証書の内容の変更に関係する場合、当初の登録証書を返却すべきであり、登録部門は新しい証書を発行する。

第 18 条 次の各号の一に該当するとき、申請者は質権登録の取消を申請することができる。

- (1) 質権設定者と質権者は協議して取消に合意したとき。
- (2) 主契約の履行が完成したとき。
- (3) 質権がすでに実現されているとき。
- (4) 質権設定者が質権を放棄したとき。
- (5) 質権が消滅するその他のとき。

第 19 条 質権登録の取消を申請するとき、登録取消申請書、登録取消証明、申請者の身分証明などの書類を提出するとともに、当初の「著作権質権登録証書」を返却しなければならない。

登録部門は、受理してから 10 日以内に取消作業を完了し、登録取消通知書を発行するものとする。

第 20 条 登録部門は公衆の調査のために、著作権の質権登録に関する情報を記載する「著作権質権登録簿」を設けるものとする。

「著作権質権登録証書」の内容は「著作権質権登録簿」と一致しなければならない。両者の記載が一致しない場合、「著作権質権登録簿」に誤記があることを証明できる場合を除き、「著作権質権登録簿」によるものとする。

第 21 条 「著作権質権登録簿」は以下の内容を含むものとする。

- (1) 質権設定者及び質権者の基本情報。
- (2) 著作権質権契約の主な内容。
- (3) 著作権質権登録番号。
- (4) 登録日。
- (5) 登録取消状況。
- (6) 登録変更状況。
- (7) 登録抹消状況。
- (8) 記載すべきその他の内容。

第 22 条 「著作権質権登録証書」が滅失または破損した場合、登録部門に再発行または証書の更新を申請することができる。登録部門は申請を受け取ってから 5 日以内に再発行または証書の更新を行う。

第 23 条 登録部門は国家著作権局のオフィシャルサイトで著作権質権登録の基本情報を公表する。

第 24 条 本方法は国家著作権局により解釈される。

第 25 条 本方法は 2011 年 1 月 1 日から実施される。1996 年 9 月 23 日に国家著作権局により公布された「著作権質権設定登録方法」は同時に廃止する。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアルマニュアル 中国編

[著者]
林達劉グループ

北京魏啓学法律事務所
執筆・監修：弁護士・弁理士 魏啓学 弁護士 陳傑
執筆協力：呉秀霜、張燕、方善姬、李美燕、左靖

P.131～133 「輸出専用 OEM 品に関する問題」
経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2013 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2012 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

